

那珂川町地域防災計画

(資料編)

令和2年10月

那珂川町防災会議

目 次

総論関係

1 - 1	那珂川町防災会議条例	1
1 - 2	那珂川町防災会議委員名簿	2
1 - 3	防災関係機関一覧	3

災害対策編関係

2 - 1	災害危険箇所（総括）一覧表	5
2 - 2	地すべり防止区域指定状況一覧表	6
2 - 3	土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧	7
2 - 4	山地災害危険地区一覧表	8
2 - 5	土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表	15
2 - 6	急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表	20
2 - 7	土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表	21
2 - 8	重要水防箇所一覧表	27
2 - 9	過去における主な災害一覧	28
2 - 10	那珂川町消防団の概要	39
2 - 11	個人の防災心得	40
2 - 12	栃木県自主防災組織育成方針	46
2 - 13	社会福祉施設一覧表	48
2 - 14	要配慮者利用施設一覧	50
2 - 15	雨量・水位観測所一覧表	51
2 - 16	浸水想定区域における避難	52
2 - 17	那珂川町防災マップ	別葉
2 - 18	宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準	53
2 - 19	気象庁震度階級関連解説表	54
2 - 20	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	57
2 - 21	避難勧告等の判断基準及び伝達手段	59
2 - 22	飛行場外・緊急離着陸場一覧	64

2-23	学校安全計画の概要	65
2-24	災害時における市町村相互応援関係	67
2-25	那珂川町及び愛荘町の災害時における相互応援に関する協定書	71
2-26	災害時における那珂川町と美郷町との相互応援に関する協定書	73
2-27	広域消防相互応援協定	75
2-28	那珂川町災害警戒本部設置要綱	77
2-29	那珂川町災害対策本部条例	79
2-30	那珂川町災害対策本部組織及び業務	80
2-31	栃木県火災・災害等即報要領	92
2-32	即報基準一覧	109
2-33	自衛隊の災害派遣の態勢	110
2-34	災害救助法施行細則	111
2-35	災害救助基準	113
2-36	医療機関一覧	117
2-37	那珂川町義援金配分委員会設置要綱	118
2-38	金融支援制度	119

那珂川町防災会議条例

(平成17年10月1日条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、那珂川町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 那珂川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 栃木県の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 管轄警察署長
- (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育委員会の教育長
- (5) 消防団長
- (6) 管轄消防本部の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第3号の委員の定数は、7人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、町の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年 3月9日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月4日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

那珂川町防災会議委員名簿

No.	職 名	所 在 地	連絡先	備 考
1	那珂川町長	那珂川町馬頭 555 番地	0287-92-1111	
2	栃木県烏山土木事務所長	那須烏山市中央 1-6-92	0287-83-1321	
3	那珂川警察署長	那珂川町北向田 85 番地	0287-92-0110	
4	那珂川町総務課長	那珂川町馬頭 555 番地	0287-92-1111	
5	那珂川町建設課長	那珂川町馬頭 555 番地	0287-92-1118	
6	那珂川町産業振興課長	那珂川町馬頭 555 番地	0287-92-1113	
7	那珂川町上下水道課長	那珂川町久那瀬 983 番地 3	0287-92-2002	
8	那珂川町教育委員会教育長	那珂川町馬頭 555 番地	0287-92-1124	
9	那珂川町消防団長	那珂川町馬頭 555 番地	0287-92-1111	
10	那珂川消防署長	那珂川町馬頭 2337 番地 1	0287-92-2800	
11	東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社長	宇都宮市馬場通り 1-1-11	028-305-5006	
12	那珂川町行政区連絡協議会長	那珂川町馬頭 555 番地	0287-92-1111	

防災関係機関一覧

1 国の機関

機 関 名	防 災 担 当 課	所 在 地	電 話 番 号	備 考
消 防 庁	防 災 課	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7525	
	応 急 対 策 室	〃	03-5253-7527	
国土交通省常陸 河川国道事務所	調 査 第 一 課	茨城県水戸市千波町 1962-2	029-240-4069	
	那珂川上流出張所	那須烏山市初音 10-20	0287-82-3365	
宇都宮地方気象台	防 災 業 務 課	宇都宮市明保野町 1-4	028-635-7260	

2 県の機関

機 関 名	防 災 担 当 課	電 話 番 号	NW-TEL	NW-FAX	備 考
栃 木 県 庁	消 防 防 災 課	028-623-2132	500-2132	500-2146	
	危 機 管 理 課	028-623-2129	500-2129	500-2146	
烏山土木事務所	総 務 課	83-1321	507-3022	507-3081	
	企 画 調 査 課	83-1316	507-3092	507-3082	
	用 地 部	83-1323	507-3062	507-3082	
	整 備 部	83-1315	507-3122	507-3082	
	保 全 部	83-1324	507-3112	507-3081	
烏山健康福祉 センター	総務企画担当	82-2231	507-2463	507-2381	
	保 健 衛 生 課	82-2231	507-2466	507-2381	
塩谷南那須 農業振興事務所	管 理 部	0287-43-1251	505-2622	505-2781	
	企 画 振 興 部	0287-43-1252	505-2633	505-2781	
	経 営 普 及 部	0287-43-2318	505-2652	505-2781	
	農 村 整 備 部	0287-43-1261	505-2724	505-2781	
県北環境森林事務所	環 境 企 画 課	0287-23-6363	506-2912	506-2981	
	環 境 対 策 課	0287-22-2277	506-2922	506-2981	
	林 業 経 営 課	0287-23-6365	506-2932	506-2981	
	森づくり第二課	0287-28-9071	506-2952	506-2981	

3 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	NW-TEL	備 考
陸 上 自 衛 隊 第 1 2 特 科 隊	宇都宮市茂原 1-5-45	028-635-1551	702- 05	

4 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号	NW-TEL	備 考
那珂川警察署	北向田 85	92-0110	500-690	
小砂駐在所	小砂 2698-2	93-0727		
下郷駐在所	大山田下郷 1592-2	93-0460		
大内駐在所	大内 2538	92-2429		
松野駐在所	松野 1420-4	92-2895		
小川駐在所	小川 2366-2	96-2064		
三輪駐在所	三輪 523-2	96-3683		

5 消防本部

機 関 名	所 在 地	電話番号	NW-TEL	備 考
南那須地区広域行政事務組合消防本部		82-2009	662-06・07	
〃 那珂川消防署		92-2800		

6 公共機関その他防災上重要な施設の管理者

関係機関団体名	所 在 地	電話番号	備 考
馬頭郵便局	馬頭 363-2	92 - 2940	
小川郵便局	小川 2511	96 - 2001	
日本赤十字社栃木県支部	宇都宮市若草 1-10-6	028-622-4326	
NHK宇都宮放送局	宇都宮市中央 3-1-2	028-634-9155	
東日本電信電話株式会社栃木支店	宇都宮市平出工業団地 48-2	028-662-4256	
東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社	宇都宮市馬場通り 1-1-11	028-305-8025	
KDDI株式会社 小山テクニカルセンター	小山市神鳥谷 1828	0285-28-5156	
株式会社NTTドコモ栃木支店	宇都宮市大通 2-4-3	028-639-6000	
関東自動車株式会社	宇都宮市築瀬 4-25-5	028-634-8133	
株式会社栃木放送	宇都宮市本町 12-11	028-622-1111	
株式会社エフエム栃木	宇都宮市中央 1-2-1	028-638-7640	
株式会社とちぎテレビ	宇都宮市昭和 2-2-2	028-623-0031	
一般社団法人栃木県LPガス協会	宇都宮市東今泉 2-1-21	028-689-5200	
一般社団法人栃木県トラック協会	宇都宮市八千代 1-5-12	028-658-2515	
一般社団法人栃木県バス協会	宇都宮市八千代 1-4-12	028-658-2622	
一般社団法人栃木県タクシー協会	宇都宮市八千代 1-4-12	028-658-2411	
那須南農業協同組合	白久 10	96 - 6150	
栃木県農業共済組合那須南支所	那須烏山市大桶 2141-2	84 - 1711	
那須南森林組合	馬頭 2106-1	92 - 2007	
那珂川町商工会	馬頭 116-5	92 - 2249	
那珂川町社会福祉協議会	馬頭 560-1	92 - 2226	

災害危険箇所（総括）一覧表

団体名	地すべり防止区域										山地に起因する 災害危険箇所	なだれ災害 危険箇所		河川災害危険箇所	土砂災害警戒区域	溜池	宅地造成工事 規制区域	建築基準法による 災害危険区域	その他
	法律指定					法律指定以外						計	環境						
	計	農政	環境	県土	計	農政	環境	県土											
馬頭地区	4	1	3	17	1	16	257				12	476	13			8			
小川地区							29				8	78	4			1			
町計	4	0	3	17	1	16	286	0	0	0	20	554	17	0	0	9	0		

※河川災害危険箇所には、重要水防箇所を記載している。

地すべり防止区域指定状況一覧表

地すべり防止区域 (県土整備部所管)

番号	区域名	土地 (単位: h a)					人家	道路、鉄道、官公署又は軌道、神社仏閣等種類別延長	指定年月日	告示番号	所在地		
		耕地		林地	耕地及び林地以外の土地	合計							
		田	畑									計	
10	荒沢	0.21	4.63	4.84	7.61	8.75	21.20	11	道路	820m	H1. 3. 31	第 854号	那珂川町健武
12	大鳥	2.38	7.34	9.72	6.76	5.28	21.76	21	道路	430m	H8. 6. 26	第1501号	那珂川町健武
15	仲丸	0.50	3.51	4.01	18.00	5.50	27.51	16	道路	1,354m	H16. 3. 26	第 371号	那珂川町盛泉

地すべり防止区域 (県環境森林部所管)

番号	区域名	指定面積 (単位: h a)	指定年月日	告示番号	所在地
5	女体山	50.56	S63. 9. 21	第1501号	那珂川町大内

土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

県土整備部所管

危険箇所番号	箇所名	大字	警戒区域	特別警戒区域	地すべり 防止区域指定	土砂災害 警戒区域指定
403.01	仲妻	大山田上郷	○	—		H24.3.30 183号
403.02	仲郷	谷川	○	—		H24.3.30 183号
403.03	仲丸	盛泉	○	—	H16.3.26 371号	H24.3.30 183号
403.04	坪	谷川	○	—		H24.3.30 183号
403.05	宿	盛泉	○	—		H24.3.30 183号
403.06	盛泉	盛泉	○	—		H24.3.30 183号
403.07	大平	大内	○	—		H24.3.30 183号
403.08	大鳥	健武	○	—	H8.6.26 1501号	H24.3.30 183号
403.09	大内	大内	○	—		H24.3.30 183号
403.10	荒沢	健武	○	—	H1.3.31 854号	H24.3.30 183号
403.11	岡組	大内	○	—		H24.3.30 183号
403.12	脇郷西	大内	○	—		H24.3.30 183号
403.13	脇郷東	大内	○	—		H24.3.30 183号
403.14	仲坪	矢又	○	—		H24.3.30 183号
403.15	鷺子沢	富山	○	—		H24.3.30 183号
403.16	馬河内	富山	○	—		H24.3.30 183号
403.17	光崎	大内	○	—		H24.3.30 183号
403.18	舟戸	富山	○	—		H24.3.30 183号
403.19	仲組	富山	○	—		H24.3.30 183号

山地災害危険地区一覧表

(山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区・地すべり危険地区)

番号	危険地区 区 分	地区名	位 置	
			大 字	字
1	山腹崩壊	沼ヶ沢	小砂	鶴利
2	山腹崩壊	来女木	小砂	来女木
3	山腹崩壊	石上	小砂	石上
4	山腹崩壊	松ヶ沢	大山田上郷	松ヶ沢
5	山腹崩壊	反田	大山田上郷	山の根
6	山腹崩壊	芳ノ沢	大山田上郷	芳ノ沢
7	山腹崩壊	天上田	小砂	天上田
8	山腹崩壊	上原	小砂	上原
9	山腹崩壊	上広瀬	小砂	湯沢
10	山腹崩壊	大沢	小砂	大沢
11	山腹崩壊	北立野	小砂	西立野
12	山腹崩壊	南立野	小砂	南立野
13	山腹崩壊	間越沢	大山田下郷	間越
14	山腹崩壊	金坪	大山田下郷	金坪
15	山腹崩壊	新宿	大山田下郷	新宿
16	山腹崩壊	柿木沢	大山田下郷	柿の木沢
17	山腹崩壊	南平(旅館下)	小口	馬坂
18	山腹崩壊	南平台(ホテル下)	小口	上の台
19	山腹崩壊	上の山	小口	上の山
20	山腹崩壊	ガケ下	小口	ガケ下
21	山腹崩壊	板山	小口	板山
22	山腹崩壊	明惣(1)	和見	明惣
23	山腹崩壊	野出平	和見	野出平
24	山腹崩壊	立石	和見	立石
25	山腹崩壊	今中	大山田下郷	今中
26	山腹崩壊	長沢	大山田下郷	幌付
27	山腹崩壊	細田	健武	細田
28	山腹崩壊	宮崎	健武	細田
29	山腹崩壊	大島	健武	武部
30	山腹崩壊	石山(1)	大山田下郷	大子内
31	山腹崩壊	石山(2)	大内	大平
32	山腹崩壊	大平	大内	大平
33	山腹崩壊	戸隠	大内	クズウ
34	山腹崩壊	一本松	大内	滝沢
35	山腹崩壊	北向田	北向田	堀内
36	山腹崩壊	権現山(1)	馬頭	権現山
37	山腹崩壊	権現山(2)	馬頭	権現山
38	山腹崩壊	馬場東	馬頭	馬場東
39	山腹崩壊	寺沢	馬頭	馬頭
40	山腹崩壊	根古屋	馬頭	根古屋
41	山腹崩壊	愛宕神社下	馬頭	馬頭
42	山腹崩壊	藤沢	健武	藤沢
43	山腹崩壊	前山沢	馬頭	前沢
44	山腹崩壊	三反畑	矢又	国木内
45	山腹崩壊	荒沢	健武	荒沢

番号	危険地区 区分	地区名	位置	
			大字	字
46	山腹崩壊	重郎内(1)	大内	重郎内
47	山腹崩壊	重郎内(2)	大内	重郎内
48	山腹崩壊	玉山(3)	大内	左生
49	山腹崩壊	玉山(2)	大内	玉山
50	山腹崩壊	玉山(1)	大内	オカグミ
51	山腹崩壊	左生	大内	左生
52	山腹崩壊	後沢	矢又	大久保
53	山腹崩壊	岡沢	矢又	岡沢
54	山腹崩壊	越子草	大内	越子草
55	山腹崩壊	木戸	大内	木戸
56	山腹崩壊	光崎	大内	光崎
57	山腹崩壊	井戸入	大内	所
58	山腹崩壊	馬口沢	大内	小畑
59	山腹崩壊	砂川	大内	カノンザワ
60	山腹崩壊	大月沢	大内	大月沢
61	山腹崩壊	宿東	松野	宿東
62	山腹崩壊	狐久保	松野	狐久保
63	山腹崩壊	館山	松野	宿東
64	山腹崩壊	城間	松野	城間
65	山腹崩壊	東光地	矢又	東光地
66	山腹崩壊	川戸道	矢又	川戸道
67	山腹崩壊	ノデシ	矢又	関ノ沢
68	山腹崩壊	神明沢	矢又	神明前
69	山腹崩壊	馬河内	富山	入ノ平
70	山腹崩壊	西沢矢下	大那地	栗の木沢
71	山腹崩壊	照丸	大内	照丸
72	山腹崩壊	谷津ノ入(2)	大那地	谷津ノ入
73	山腹崩壊	谷津ノ入(1)	大那地	谷津ノ入
74	山腹崩壊	朴沢下	大那地	朴沢下
75	山腹崩壊	北ノ内前山(1)	大那地	北ノ内前
76	山腹崩壊	北ノ内前山(2)	大那地	ナシマエタイラ
77	山腹崩壊	片倉	富山	片倉
78	山腹崩壊	石倉口	富山	石倉口
79	山腹崩壊	小砂	小砂	ナカマエザワ
80	山腹崩壊	フカザワ	和見	フカザワ
81	山腹崩壊	広瀬	小口	フジヤマ
82	山腹崩壊	クラウチカミ	矢又	クラウチカミ
83	山腹崩壊	町田	小砂	町田
84	山腹崩壊	田作	大山田下郷	ヤナベ
85	山腹崩壊	仲郷(1)	小砂	向沢
86	山腹崩壊	仲郷(2)	小砂	向沢
87	山腹崩壊	立野(2)	小砂	東立野
88	山腹崩壊	アタゴ	大山田下郷	新宿
89	山腹崩壊	高手	大山田下郷	高手
90	山腹崩壊	大川内	大山田下郷	大川内
91	山腹崩壊	寺沢(2)	馬頭	静神社
92	山腹崩壊	渡戸	馬頭	フジヤマ
93	山腹崩壊	前山	馬頭	イナリ沢
94	山腹崩壊	三反畑(2)	矢又	タキギウチ

番号	危険地区 区分	地区名	位置	
			大字	字
95	山腹崩壊	太郎	健武	太郎
96	山腹崩壊	大鳥(2)	健武	大鳥
97	山腹崩壊	光崎(2)	大内	光崎
98	山腹崩壊	仲平	大内	木戸
99	山腹崩壊	大月沢(2)	大内	屋敷沢
100	山腹崩壊	石有(3)	松野	石有
101	山腹崩壊	道の入	矢又	道の入
102	山腹崩壊	仲坪	大那地	照丸沢
103	山腹崩壊	ウシガタイラ	大那地	ウシガタイラ
104	山腹崩壊	油畑	富山	タケナゴ
105	山腹崩壊	金谷	富山	表平
106	山腹崩壊	松ヶ丘	馬頭	
107	山腹崩壊	荒沢(2)	健武	荒沢
108	山腹崩壊	梅平(1)	小口	
109	山腹崩壊	梅平(2)	小口	富士山
110	山腹崩壊	仲郷(3)	小砂	虫の音
111	山腹崩壊	大畑	大内	大畑
112	山腹崩壊	大平沢北	大那地	大平沢北
113	山腹崩壊	膳棚	浄法寺	膳棚
114	山腹崩壊	前山(1)	浄法寺	前山
115	山腹崩壊	前山(2)	浄法寺	前山
116	山腹崩壊	柳林	浄法寺	前山
117	山腹崩壊	中薬利	薬利	境の目
118	山腹崩壊	明智平	薬利	明智平
119	山腹崩壊	薬利小学校	薬利	薬師堂入
120	山腹崩壊	後久保	恩田	後久保
121	山腹崩壊	家の前	東戸田	ヒノタ
122	山腹崩壊	東戸田	東戸田	山の入
123	山腹崩壊	山の神前	片平	山の神前
124	山腹崩壊	大窪	白久	大窪
125	山腹崩壊	ゼンダナ	薬利	ゼンダナ
126	山腹崩壊	ヒナタ	恩田	ヒナタ
127	山腹崩壊	サカイシラクボ	恩田	サカイシラクボ
128	山腹崩壊	ボウズクボ	三輪	ボウズクボ
129	山腹崩壊	ダイヤモンド	三輪	ダイヤモンド
130	山腹崩壊	サイカチヤマ	東戸田	サイカチヤマ
131	山腹崩壊	ミネクウチ	片平	ミネクウチ
132	山腹崩壊	フジヤマ	片平	フジヤマ
133	山腹崩壊	オガワヤマ	白久	オガワヤマ
134	山腹崩壊	時庭	薬利	庭渡
135	山腹崩壊	家の前(2)	東戸田	ヒナタ
136	山腹崩壊	常円寺	片平	要害
137	山腹崩壊	山の神	白久	大窪
138	山腹崩壊	芳井	芳井	芳井
139	山腹崩壊	進中	大内	進中
小計	139箇所			
1	山腹崩壊	大那地	大那地	大月沢国有林15林班
2	山腹崩壊	川戸道	矢又	川戸道国有林5林班

番号	危険地区 区分	地区名	位置	
			大字	字
小計	2箇所			
1	崩壊土砂流出	鶴居	小砂	鶴居
2	崩壊土砂流出	梅の沢	小砂	鶴居
3	崩壊土砂流出	巢釜沢	小砂	鶴居
4	崩壊土砂流出	藤倉沢	小砂	藤倉
5	崩壊土砂流出	田ノ入沢	小砂	田ノ入
6	崩壊土砂流出	堂ノ入沢	小砂	堂ノ入
7	崩壊土砂流出	江戸沢	大山田	江戸沢
8	崩壊土砂流出	松ヶ沢	大山田上郷	松ヶ沢
9	崩壊土砂流出	滝ヶ沢	大山田上郷	滝ヶ沢
10	崩壊土砂流出	梅ヶ沢	大山田上郷	梅ヶ沢
11	崩壊土砂流出	上ノ沢	大山田	上ノ沢
12	崩壊土砂流出	山ノ根	大山田上郷	山ノ根
13	崩壊土砂流出	山ノ神	大山田上郷	山ノ神沢
14	崩壊土砂流出	下ノ沢	大山田上郷	下の沢
15	崩壊土砂流出	仲ノ沢	大山田上郷	工沢
16	崩壊土砂流出	花崎入	大山田上郷	花崎入
17	崩壊土砂流出	家ノ入	大山田上郷	家ノ入
18	崩壊土砂流出	田ノ作	大山田上郷	田ノ沢
19	崩壊土砂流出	桑子	大山田上郷	桑子
20	崩壊土砂流出	上中沢	大山田上郷	中沢
21	崩壊土砂流出	原沢	大山田上郷	原沢
22	崩壊土砂流出	高野沢	小砂	高野沢
23	崩壊土砂流出	大沢(1)	小砂	高野沢
24	崩壊土砂流出	猪ノ沢	大山田	ナカツボ
25	崩壊土砂流出	ムカイヤマ	大山田	ムカイヤマ
26	崩壊土砂流出	谷川沢	大山田下郷	谷川沢
27	崩壊土砂流出	入ノ内沢	大山田下郷	赤土
28	崩壊土砂流出	タテノ沢	大山田	センザイ
29	崩壊土砂流出	上小旗沢	大山田	センザイ
30	崩壊土砂流出	下小旗沢	大山田	赤土
31	崩壊土砂流出	和田	大山田下郷	赤土
32	崩壊土砂流出	大沢(2)	大山田下郷	大沢
33	崩壊土砂流出	下広瀬	小口	下広瀬
34	崩壊土砂流出	長峰	小口	長峰
35	崩壊土砂流出	ウナゼ	小口	イツタンダ
36	崩壊土砂流出	管野沢	和見	ビチュウ沢
37	崩壊土砂流出	明惣(2)	和見	明惣
38	崩壊土砂流出	今中	大山田下郷	今中
39	崩壊土砂流出	長沢	大山田下郷	幌付
40	崩壊土砂流出	ヒビヤ沢	健武	細田
41	崩壊土砂流出	仲平	大内	仲平
42	崩壊土砂流出	熊野山	盛泉	大浪
43	崩壊土砂流出	惣内沢	和見	向和見
44	崩壊土砂流出	新町	馬頭	
45	崩壊土砂流出	井戸沢	矢又	井戸沢
46	崩壊土砂流出	ウバン沢	健武	タロウ
47	崩壊土砂流出	山中沢	健武	山中

番号	危険地区 区分	地区名	位置	
			大字	字
48	崩壊土砂流出	市ヶ沢	矢又	サイノ沢
49	崩壊土砂流出	二本木沢	矢又	二本木沢
50	崩壊土砂流出	台ノ入	矢又	台ノ入
51	崩壊土砂流出	黒田	矢又	黒田
52	崩壊土砂流出	白向	矢又	日向
53	崩壊土砂流出	中郷	矢又	日向
54	崩壊土砂流出	日向(2)	矢又	長久保
55	崩壊土砂流出	荒沢(2)	健武	荒沢
56	崩壊土砂流出	前沢	矢又	長久保
57	崩壊土砂流出	菜畑沢	矢又	菜畑沢
58	崩壊土砂流出	ヨガ沢	大内	ヨガ沢
59	崩壊土砂流出	大畑	大内	所
60	崩壊土砂流出	常沢	大内	所
61	崩壊土砂流出	所	大内	所
62	崩壊土砂流出	馬口沢(1)	大内	小畑
63	崩壊土砂流出	裏山	大内	裏山
64	崩壊土砂流出	清水	大那地	屋敷沢
65	崩壊土砂流出	入ノ沢	大那地	入ノ沢
66	崩壊土砂流出	いぼいし沢	久那瀬	いぼいし沢
67	崩壊土砂流出	石有(1)	松野	石有
68	崩壊土砂流出	石有(2)	松野	石有
69	崩壊土砂流出	狐久保	松野	狐久保
70	崩壊土砂流出	油畑	富山	ロクベイ
71	崩壊土砂流出	中小屋	富山	中小屋
72	崩壊土砂流出	館ヶ沢	富山	館ヶ沢
73	崩壊土砂流出	沼沢	富山	沼倉
74	崩壊土砂流出	中内	矢又	入ノ沢
75	崩壊土砂流出	北沢	矢又	滝ヶ沢
76	崩壊土砂流出	コイダイ	矢又	コイダイ
77	崩壊土砂流出	札張	矢又	森の上
78	崩壊土砂流出	森の上	矢又	森の上
79	崩壊土砂流出	会桧沢	矢又	会桧沢
80	崩壊土砂流出	板倉沢	矢又	板倉沢
81	崩壊土砂流出	桐ヶ久保	矢又	桐ヶ久保
82	崩壊土砂流出	明神沢	矢又	明神前
83	崩壊土砂流出	道ノ入	矢又	道ノ入
84	崩壊土砂流出	太郎沢	富山	日向
85	崩壊土砂流出	後沢	富山	後沢
86	崩壊土砂流出	赤竹沢	富山	赤竹沢
87	崩壊土砂流出	馬河内	富山	馬河内
88	崩壊土砂流出	照丸沢	大那地	照丸沢
89	崩壊土砂流出	栗ノ木沢	大那地	栗ノ木沢
90	崩壊土砂流出	小仲沢	大那地	小仲沢
91	崩壊土砂流出	大仲沢	大那地	大仲沢
92	崩壊土砂流出	ヌスピト沢	大那地	瀬戸平前
93	崩壊土砂流出	沼沢(十郎沢)	大那地	沼沢
94	崩壊土砂流出	関ヶ沢	富山	関ヶ沢
95	崩壊土砂流出	村士沢	富山	村士沢
96	崩壊土砂流出	雁沢	富山	雁沢

番号	危険地区 区分	地区名	位置	
			大字	字
97	崩壊土砂流出	石ヶ沢	富山	前山
98	崩壊土砂流出	暗沢	富山	暗沢
99	崩壊土砂流出	山際	富山	山際
100	崩壊土砂流出	板ヶ沢	富山	板ヶ沢
101	崩壊土砂流出	石倉	富山	石倉
102	崩壊土砂流出	林ヶ入	富山	林ヶ入
103	崩壊土砂流出	万五郎	富山	万五郎
104	崩壊土砂流出	キツネクボ	松野	キツネクボ
105	崩壊土砂流出	上平	富山	タケノウチ
106	崩壊土砂流出	マエザワ	矢又	マエザワ
107	崩壊土砂流出	寺沢	馬頭	馬頭
108	崩壊土砂流出	ヨガサワ	大内	ヨガサワ
109	崩壊土砂流出	入の内	小砂	竹の内
110	崩壊土砂流出	月出ヶ沢	大山田下郷	向山
111	崩壊土砂流出	梅木沢	小口	梅木沢
112	崩壊土砂流出	光崎 (1)	大内	光崎
113	崩壊土砂流出	光崎 (2)	大内	光崎
114	崩壊土砂流出	坂本	矢又	ビルクボ
115	崩壊土砂流出	関ヶ沢 (3)	富山	村士沢
116	崩壊土砂流出	関ヶ沢 (2)	富山	イワカブ沢
117	崩壊土砂流出	金谷 (1)	富山	谷太郎
118	崩壊土砂流出	金谷 (2)	富山	タユウウチ
119	崩壊土砂流出	塚田前	富山	ヤホメ
120	崩壊土砂流出	テンペイ	小口	
121	崩壊土砂流出	ウチクボ	富山	
122	崩壊土砂流出	ヒナタ	富山	
123	崩壊土砂流出	金谷 (3)	富山	栃ノ坊
124	崩壊土砂流出	鷺子沢	富山	鷺子沢
125	崩壊土砂流出	梨貫沢	大那地	梨貫沢
126	崩壊土砂流出	ツカダマエ	富山	金谷
127	崩壊土砂流出	沼沢 (1)	富山	東沢
128	崩壊土砂流出	沼沢 (2)	富山	東沢
129	崩壊土砂流出	山下前	富山	山下前
130	崩壊土砂流出	秋久沢	富山	秋久沢
131	崩壊土砂流出	仲平 (2)	大内	光崎
132	崩壊土砂流出	フカザワ 2	和見	巣張
133	崩壊土砂流出	石倉口 2	富山	鷺子沢
134	崩壊土砂流出	井戸久保	富山	井戸久保
135	崩壊土砂流出	古内沢	富山	古内沢
136	崩壊土砂流出	広瀬	小口	上広瀬
137	崩壊土砂流出	新屋敷	浄法寺	前山
138	崩壊土砂流出	長坂	薬利	長坂
139	崩壊土砂流出	大清水	芳井	大清水
140	崩壊土砂流出	湯沢	小砂	湯沢
小計	140箇所			
1	崩壊土砂流出	矢又	矢又	大室国有林5林班
2	崩壊土砂流出	城間	松野	狐久保国有林4林班
3	崩壊土砂流出	沼沢支流	矢又	川戸道国有林5林班
小計	3箇所			

番号	危険地区 区分	地区名	位置	
			大字	字
1	地すべり	赤土	大山田下郷	
2	地すべり	在忍	大山田下郷	
小計	2箇所			

注) 危険地区の定義

山地災害危険地区	山腹崩落 危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	崩壊土砂流出危険地区	地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区
	地すべり 危険地区	地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち公共施設等に被害を与えるおそれのある地区

土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表

危険箇所番	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区
403-I-001	来目木 I - A	小砂	来目木	○	○
403-I-002	大山田小学校 I - A	大山田下郷	新宿	○	○
403-I-003	細田 I - A	健武	細田	○	○
403-I-004	大平 I - A	大内	大平	○	○
403-I-005	大平 I - B	大内	大平	○	○
403-I-006	荷田 I - A	谷川	荷田	○	○
403-I-007	御守山 I - A	健武	武部	○	○
403-I-008	光崎 I - A	大内	光崎	○	○
403-I-009	光崎 I - B	大内	光崎	○	○
403-I-010	光崎 I - C	大内	光崎	○	○
403-I-011	室町 I - A	馬頭	室町	○	○
403-I-012	小口 I - A	小口	右田	○	○
403-I-013	小口 I - B	小口	右田	○	○
403-I-014	北向田 I - A	北向田	下組	○	○
403-I-015	三枚畑 I - A	馬頭	三枚畑	○	○
403-I-016	田町 I - A	馬頭	田町	○	○
403-I-017	体育館裏 I - A	馬頭		○	○
403-I-018	中央保育所 I - A	馬頭		○	○
403-I-019	三反畑 I - A	矢又	三反畑	○	○
403-I-020	矢又小学校 I - A	矢又	仲内	○	○
403-I-021	上中 I - A	松野	上中	○	○
403-I-022	上中 I - B	松野	上中	○	○
403-I-023	城間 I - A	松野	城間	○	○
403-I-024	城間 I - B	松野	城間	○	○
403-I-025	城間 I - C	松野	城間	○	○
403-I-026	舟戸 I - A	富山	舟戸	○	○
403-I-027	鷺子沢 I - A	富山	鷺子沢	○	○
403-I-028	金谷 I - A	富山	金谷	○	○
403-I-029	矢の草 I - A	大那地	矢の草	○	○
403-II-001	仲ノ沢 II - A	大山田上郷	仲ノ沢	○	○
403-II-002	仲山 II - A	大山田上郷	仲山	○	○
403-II-003	仲山 II - B	大山田上郷	仲山	○	○
403-II-004	花ツ崎 II - A	大山田上郷	花ツ崎	○	○
403-II-005	阿津平 II - A	大山田上郷	阿津平	○	○
403-II-006	上組 II - A	大山田上郷	上組	○	○
403-II-007	原 II - A	大山田上郷	原	○	○
403-II-008	新宿 II - A	大山田上郷	新宿	○	○
403-II-009	町 II - A	大山田下郷	町	○	○
403-II-011	間越 II - B	大山田下郷	間越	○	○
403-II-012	間越 II - C	大山田下郷	間越	○	○
403-II-014	仲ノ内 II - A	大山田下郷	仲ノ内	○	○
403-II-016	今中 II - A	大山田下郷	今中	○	○
403-II-017	今中 II - B	大山田下郷	今中	○	○
403-II-018	幌付 II - A	大山田下郷	幌付	○	○
403-II-019	幌付 II - B	大山田下郷	幌付	○	○
403-II-020	大川内 II - A	大山田下郷	大川内	○	○
403-II-021	細田 II - A	健武	細田	○	○
403-II-022	細田 II - B	健武	細田	○	○
403-II-023	大鳥 II - A	健武	大鳥	○	-
403-II-024	谷川 II - A	谷川	入郷	○	○

危険箇所番	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区
403-II-025	谷川II-B	谷川	入郷	○	○
403-II-026	盛泉II-A	盛泉	仲丸	○	○
403-II-028	盛泉II-B	盛泉	仲丸	○	○
403-II-029	盛泉II-C	盛泉	仲丸	○	○
403-II-030	盛泉II-D	盛泉	仲丸	○	○
403-II-031	盛泉II-E	盛泉	仲丸	○	○
403-II-032	馬坂II-A	大内	馬坂	○	○
403-II-033	馬坂II-B	大内	馬坂	○	○
403-II-034	大平II-A	大内	大平	○	○
403-II-035	高田II-A	大内	高田	○	○
403-II-036	高田II-B	大内	高田	○	○
403-II-037	高田II-C	大内	高田	○	○
403-II-038	高田II-D	大内	高田	○	○
403-II-039	高田II-E	大内	高田	○	○
403-II-040	滝沢II-A	大内	滝沢	○	○
403-II-041	滝沢II-B	大内	滝沢	○	○
403-II-042	重郎内II-A	大内	重郎内	○	○
403-II-043	重郎内II-B	大内	重郎内	○	○
403-II-044	仲郷II-A	大内	仲郷	○	○
403-II-045	仲郷II-B	大内	仲郷	○	○
403-II-046	仲郷II-C	大内	仲郷	○	○
403-II-047	加倉II-A	大内	加倉	○	○
403-II-048	木戸II-A	大内	木戸	○	○
403-II-049	光崎II-A	大内	光崎	○	○
403-II-050	光崎II-B	大内	光崎	○	○
403-II-051	光崎II-C	大内	光崎	○	○
403-II-052	光崎II-D	大内	光崎	○	○
403-II-053	光崎II-E	大内	光崎	○	○
403-II-054	光崎II-F	大内	光崎	○	○
403-II-055	矢ノ草II-A	大那地	矢ノ草	○	○
403-II-056	矢ノ草II-B	大那地	矢ノ草	○	○
403-II-057	矢ノ草II-C	大那地	矢ノ草	○	○
403-II-058	矢ノ草II-D	大那地	矢ノ草	○	○
403-II-059	矢ノ草II-E	大那地	矢ノ草	○	○
403-II-060	矢ノ草II-F	大那地	矢ノ草	○	○
403-II-061	矢ノ草II-G	大那地	矢ノ草	○	○
403-II-062	矢ノ草II-H	大那地	矢ノ草	○	○
403-II-063	矢ノ草II-I	大那地	矢ノ草	○	○
403-II-064	亭道地II-A	大那地	亭道地	○	○
403-II-065	亭道地II-B	大那地	亭道地	○	○
403-II-066	亭道地II-C	大那地	亭道地	○	○
403-II-067	亭道地II-D	大那地	亭道地	○	○
403-II-068	亭道地II-E	大那地	亭道地	○	○
403-II-069	亭道地II-F	大那地	亭道地	○	○
403-II-070	亭道地II-G	大那地	亭道地	○	○
403-II-071	亭道地II-H	大那地	亭道地	○	○
403-II-072	亭道地II-I	大那地	亭道地	○	○
403-II-073	亭道地II-J	大那地	亭道地	○	○
403-II-074	亭道地II-K	大那地	亭道地	○	○
403-II-075	亭道地II-L	大那地	亭道地	○	○
403-II-076	亭道地II-M	大那地	亭道地	○	○
403-II-077	大室II-A	矢又	大室	○	○

危険箇所番	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区
403-II-078	大室II-B	矢又	大室	○	○
403-II-079	大室II-C	矢又	大室	○	○
403-II-080	脇郷II-A	大内	脇郷	○	○
403-II-081	荒沢II-A	健武	荒沢	○	○
403-II-082	荒沢II-B	健武	荒沢	○	○
403-II-083	荒沢II-C	健武	荒沢	○	○
403-II-084	荒沢II-D	健武	荒沢	○	○
403-II-085	来目木II-A	小砂	来目木	○	○
403-II-086	来目木II-B	小砂	来目木	○	○
403-II-087	来目木II-C	小砂	来目木	○	○
403-II-088	入の内II-A	小砂	入の内	○	○
403-II-089	仲郷上II-A	小砂	仲郷上	○	○
403-II-090	仲郷上II-B	小砂	仲郷上	○	○
403-II-091	仲郷上II-C	小砂	仲郷上	○	○
403-II-092	仲郷上II-D	小砂	仲郷上	○	○
403-II-093	仲郷上II-E	小砂	仲郷上	○	○
403-II-094	立野II-A	小砂	立野	○	○
403-II-095	立野II-B	小砂	立野	○	○
403-II-096	仲郷下II-A	小砂	仲郷下	○	○
403-II-097	右田II-A	小砂	右田	○	○
403-II-098	小口II-A	小口	右田	○	○
403-II-099	小口II-B	小口	右田	○	○
403-II-100	小口II-C	小口	右田	○	○
403-II-101	小口II-D	小口		○	○
403-II-102	大畑II-A	和見	大畑	○	○
403-II-103	大畑II-B	和見	大畑	○	○
403-II-104	大畑II-C	和見	大畑	○	○
403-II-105	上台II-A	和見	上台	○	○
403-II-106	塩田II-A	和見	塩田	○	○
403-II-107	塩田II-B	和見	塩田	○	○
403-II-108	塩田II-C	和見	塩田	○	○
403-II-109	高内II-A	和見	高内	○	○
403-II-111	岩下II-A	和見	岩下	○	○
403-II-112	北向田II-A	北向田	下組	○	○
403-II-113	冥賀II-A	健武	冥賀	○	○
403-II-114	冥賀II-B	健武	冥賀	○	○
403-II-115	冥賀II-C	健武	冥賀	○	○
403-II-116	藤沢II-A	健武	藤沢	○	○
403-II-117	藤沢II-B	健武	藤沢	○	○
403-II-118	藤沢II-C	健武	藤沢	○	○
403-II-119	倉内II-A	矢又	倉内	○	○
403-II-120	倉内II-B	矢又	倉内	○	○
403-II-121	倉内II-C	矢又	倉内	○	○
403-II-122	仲内II-A	矢又	仲内	○	○
403-II-123	黒田II-A	矢又	黒田	○	○
403-II-124	黒田II-B	矢又	黒田	○	○
403-II-125	黒田II-C	矢又	黒田	○	○
403-II-126	日向II-A	矢又	日向	○	○
403-II-127	日向II-B	矢又	日向	○	○
403-II-128	仲坪II-A	矢又	仲坪	○	○
403-II-129	仲坪II-B	矢又	仲坪	○	○
403-II-130	仲坪II-C	矢又	仲坪	○	○

危険箇所番	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区
403-II-131	仲坪II-D	矢又	仲坪	○	○
403-II-132	仲坪II-E	矢又	仲坪	○	○
403-II-133	仲坪II-F	矢又	仲坪	○	○
403-II-134	仲坪II-G	矢又	仲坪	○	○
403-II-135	桐ヶ久保II-A	矢又	桐ヶ久保	○	○
403-II-136	道之入II-A	矢又	道之入	○	○
403-II-137	道之入II-B	矢又	道之入	○	○
403-II-138	道之入II-C	矢又	道之入	○	○
403-II-139	石有II-A	松野	石有	○	○
403-II-140	上中II-A	松野	上中	○	○
403-II-142	城間II-A	松野	城間	○	○
403-II-143	城間II-B	松野	城間	○	○
403-II-144	舟戸II-A	富山	舟戸	○	○
403-II-145	舟戸II-B	富山	舟戸	○	○
403-II-146	舟戸II-C	富山	舟戸	○	○
403-II-147	油畑II-A	富山	油畑	○	○
403-II-148	油畑II-B	富山	油畑	○	○
403-II-149	仲組II-A	富山	仲組	○	○
403-II-150	鷺子沢II-A	富山	鷺子沢	○	○
403-II-151	鷺子沢II-B	富山	鷺子沢	○	○
403-II-152	鷺子沢II-C	富山	鷺子沢	○	○
403-II-153	鷺子沢II-D	富山	鷺子沢	○	○
403-II-154	金谷II-A	富山	金谷	○	○
403-II-155	金谷II-B	富山	金谷	○	○
403-II-156	金谷II-C	富山	金谷	○	○
403-II-157	金谷II-D	富山	金谷	○	○
403-II-158	金谷II-E	富山	金谷	○	○
403-II-159	金谷II-F	富山	金谷	○	○
403-II-160	金谷II-G	富山	金谷	○	○
403-II-161	金谷II-H	富山	金谷	○	○
403-II-162	金谷II-I	富山	金谷	○	○
403-II-163	金谷II-J	富山	金谷	○	○
403-II-164	金谷II-K	富山	金谷	○	○
403-II-165	金谷II-L	富山	金谷	○	○
403-II-166	金谷II-M	富山	金谷	○	○
403-II-167	金谷II-N	富山	金谷	○	○
403-II-168	金谷II-O	富山	金谷	○	○
403-II-170	細田南II-A	健武	細田	○	○
403-III-001	小口III-A	小口		○	○
403-III-002	小口III-B	小口		○	○
403-III-003	藤沢III-A	健武	藤沢	○	○
403-III-004	大鳥III-A	健武	大鳥	○	○
403-III-005	城間III-A	松野	城間	○	○
403-III-006	仲ノ沢II	大山田上郷	仲ノ沢	○	○
404-I-001	新屋敷I-A	浄法寺	新屋敷	○	○
404-I-002	薬利I-A	薬利	中薬利	○	○
404-I-003	下薬利I-A	薬利	下薬利	○	—
404-I-004	山崎I-A	小川	山崎	○	○
404-I-005	細工園I-A	恩田		○	○
404-II-001	家ノ前II-B	東戸田	家ノ前	○	○
404-II-002	柳林II-A	浄法寺	柳林	○	○
404-II-003	上芳井II-A	芳井	上芳井	○	○

危険箇所番	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区
404-II-004	上薬利II-A	薬利	上薬利	○	○
404-II-005	中薬利II-A	薬利	上薬利	○	○
404-II-006	境白久保II-A	三輪	境白久保	○	○
404-II-007	新坂上II-A	三輪	新坂上	○	○
404-II-008	境白久保II-B	三輪	境白久保	○	○
404-II-009	山下II-A	三輪	山下	○	○
404-II-010	宮下II-A	片平	宮下	○	○
404-II-011	屋敷向II-A	東戸田	田向	○	—
404-II-012	上片平II-A	片平	上片平	○	○
404-II-013	上片平II-B	片平	上片平	○	○
404-II-014	上片平II-C	片平	上片平	○	○
404-II-015	早坂II-A	片平	早坂	○	○
404-II-016	鍛冶久保II-A	東戸田	鍛冶久保	○	○
404-II-017	家ノ前II-A	東戸田	家ノ前	○	○
404-III-003	大曲III-B	三輪	大曲	○	○
404-I-1001	日向I-A	浄法寺	日向	○	○
404-I-1002	薬師堂入I-A	薬利	薬師堂入	○	○
404-II-1001	柳林II-A	浄法寺	柳林	○	○
404-II-1002	日向II-A	浄法寺	日向	○	○
404-II-1003	日向II-B	浄法寺	日向	○	○
404-II-1004	下芳井II-A	芳井	下芳井	○	○
404-II-1005	庭渡II-A	薬利	庭渡	○	○
404-II-1006	足洗II-A	薬利	足洗	○	○
404-II-1007	法道寺II-A	恩田	法道寺	○	○
404-II-1008	向石坂II-A	三輪	向石坂	○	○
404-II-1009	屋敷内II-A	東戸田	屋敷内	○	○
404-II-1010	田向II-A	東戸田	田向	○	○
404-II-1011	沖ノ内II-A	片平	沖ノ内	○	○
404-II-1012	宮久保II-A	片平	宮久保	○	○
404-II-1013	屋敷内II-B	高岡	屋敷内	○	○
404-II-1014	家ノ前II-A	東戸田	家ノ前	○	○
404-II-1015	平野II-A	片平	平野	○	○
404-II-1016	富士山沢II-A	白久	富士山沢	○	○
404-III-1001	大墓平III-A	芳井	大墓平	○	○
404-III-1002	下芳井III-A	芳井	下芳井	○	○
404-III-1003	田中III-A	恩田	田中	○	○
404-III-1004	正替久保III-A	恩田	正替久保	○	○
404-III-1006	向石坂III-B	三輪	向石坂	○	○
404-III-1007	向石坂III-C	三輪	向石坂	○	○
404-III-1008	藤柄沢III-A	三輪	藤柄沢	○	○
404-III-1009	屋敷内III-A	高岡	屋敷内	○	○
404-III-1010	後沢III-A	片平	後沢	○	○

急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表

市町村名	指定箇所数	面積 (h a)	山 林		道路等 (m)	その他	
			国有林 (h a)	公民有林 (h a)		国有地 (h a)	公民有地 (h a)
那珂川町 (馬頭地区)	8	22.76	0.66	14.85	0.23	1.22	5.80
那珂川町 (小川地区)	1	3.60		1.96	0.05	0.01	1.58
合計	9	26.36	0.66	16.81	0.28	1.23	7.38

急傾斜地崩壊危険区域

番号	区 域 名	区 域	指 定 年 月 日 告 示 番 号	面 積
1	田 町 (田 町 I - A)	那珂川町馬頭	昭63.3.11 第176号	0.89ha
2	山 崎 (山 崎 I - A)	那珂川町小川	平1. 4. 7 第307号	3.60ha
3	御 守 山 (御守山 I - A)	那珂川町馬頭	平2. 7. 27 第535号	0.99ha
4	大 平 (大 平 I - A)	那珂川町大内	平5.12.21 第880号	2.06ha
5	細 田 (細 田 I - A)	那珂川町健武	平9.11. 7 第679号	3.19ha
6	中央保育所 (中央保育所 I - A)	那珂川町馬頭	平12.3. 3 第117号	1.67ha
7	上 中 (上 中 I - B)	那珂川町松野	平15.8.12 第460号	7.26ha
8	光 崎 (光 崎 I - A)	那珂川町大内	平29.11.7 第502号	2.05ha
9	三 反 畑 (三反畑 I - A)	那珂川町矢叉	平30.1.30 第41号	4.65ha

土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

危険箇所 番 号	水系名	河川名	溪 流 名	字又は大字	警 区	戒 域	特別警戒 区 域
I 83001	那珂川	那珂川	広瀬四号沢	広瀬	○		○
I 83002	那珂川	那珂川	広瀬三号沢	広瀬	○		○
I 83003	那珂川	那珂川	広瀬一号沢	広瀬	○		○
I 83004	那珂川	小口川	仲郷下一号沢	仲郷下	○		○
I 83005	那珂川	小口川	来目木沢	来目木	○		○
I 83006	那珂川	小口川	入の内七号沢	入の内	○		○
I 83007	那珂川	小口川	中郷上沢	仲郷上	○		○
I 83008	那珂川	武茂川	三枚畑沢	三枚畑	○		—
I 83009	那珂川	武茂川	馬頭二号沢	馬頭	○		○
I 83010	那珂川	武茂川	馬頭沢	馬頭	○		○
I 83011	那珂川	武茂川	藤沢二号沢	藤沢	○		○
I 83012	那珂川	武茂川	藤沢一号沢	藤沢	○		○
I 83013	那珂川	武茂川	宮沢	土宮	○		○
I 83014	那珂川	武茂川	下今中沢	今中	○		○
I 83015	那珂川	武茂川	石神一号沢	石神	○		—
I 83016	那珂川	武茂川	石神二号沢	石神	○		—
I 83017	那珂川	武茂川	町二号沢	町	○		○
I 83018	那珂川	武茂川	町沢	町	○		○
I 83019	那珂川	武茂川	道の内沢	新宿	○		○
I 83020	那珂川	武茂川	上組三号沢	上組	○		○
I 83021	那珂川	武茂川	中妻七号沢	中妻	○		—
I 83022	那珂川	仲山川	仲山二号沢	仲山	○		—
I 83023	那珂川	仲山川	花崎二号沢	花崎	○		○
I 83024	那珂川	武茂川	仲妻二号沢	仲妻	○		—
I 83025	那珂川	武茂川	仲妻五号沢	仲妻	○		○
I 83026	那珂川	武茂川	原一号沢	原	○		—
I 83027	那珂川	盛谷川	谷川下沢	谷川下	○		○
I 83028	那珂川	入郷川	上入郷沢	入郷	○		—
I 83029	那珂川	入郷川	下入郷沢	入郷	○		—
I 83030	那珂川	入郷川	坏沢	坏	○		—
I 83031	那珂川	盛谷川	宿沢	宿	○		○
I 83032	那珂川	大内川	滝沢二号沢	滝沢	○		○
I 83033	那珂川	大内川	仲郷沢	中郷	○		○
I 83034	那珂川	大内川	馬口沢	大畑	○		○
I 83035	那珂川	大内川	清水一号沢	清水	○		○
I 83036	那珂川	大内川	烏帽子沢	亭道地	○		○
I 83037	那珂川	大内川	仲平沢	仲平	○		—
I 83038	那珂川	武茂川	大鳥沢	大鳥	○		○
I 83039	那珂川	武茂川	女体山沢	荒沢	○		○
I 83040	那珂川	武茂川	高鳥山沢	太郎	○		○
I 83041	那珂川	武茂川	平館沢	平館	○		○
I 83042	那珂川	矢又川	入の沢	台	○		○
I 83043	那珂川	矢又川	仲内沢一号	仲内	○		○
I 83044	那珂川	矢又川	日向一号沢	日向	○		○
I 83045	那珂川	矢又川	桐ヶ久保三号沢	桐ヶ久保	○		○
I 83046	那珂川	矢又川	道之入一号沢	道之入	○		○
I 83047	那珂川	那珂川	関沢	関沢	○		○
I 83048	那珂川	那珂川	深沢二号沢	深沢	○		○

危険箇所 番 号	水系名	河川名	溪 流 名	字又は大字	警 区	戒 域	特別警戒 区 域
I 83049	那珂川	那珂川	深沢	深沢	○		○
I 83050	那珂川	那珂川	石有沢	石有	○		—
I 83051	那珂川	城間川	井戸沢	城間	○		○
I 83052	那珂川	富山川	舟戸下一号沢	舟戸	○		○
I 83053	那珂川	富山川	油畑六号沢	油畑	○		○
I 83054	那珂川	富山川	油畑七号沢	油畑	○		○
I 83055	那珂川	富山川	仲組一号沢	仲組	○		○
I 83056	那珂川	富山川	仲組三号沢	仲組	○		○
I 83057	那珂川	鷺子沢川	鷺子六号沢	鷺子沢	○		○
I 83058	那珂川	富山川	金谷九号沢	金谷	○		○
I 83059	那珂川	富山川	金谷下一号沢	金谷	○		○
I 83060	那珂川	富山川	金谷中一号沢	金谷	○		○
II 83001	那珂川	那珂川	広瀬五号沢	広瀬	○		○
II 83002	那珂川	那珂川	広瀬二号沢	広瀬	○		○
II 83003	那珂川	小口川	宮崎一号沢	宮崎	○		○
II 83004	那珂川	小口川	宮崎二号沢	宮崎	○		○
II 83005	那珂川	小口川	萩ノ草沢	萩ノ草	○		—
II 83006	那珂川	小口川	原三号沢	原	○		○
II 83007	那珂川	小口川	右田一号沢	右田	○		○
II 83008	那珂川	小口川	右田三号沢	右田	○		○
II 83009	那珂川	小口川	右田四号沢	右田	○		○
II 83010	那珂川	小口川	仲郷下二号沢	仲郷下	○		○
II 83011	那珂川	小口川	仲郷下三号沢	仲郷下	○		○
II 83012	那珂川	小口川	仲郷下四号沢	仲郷下	○		○
II 83013	那珂川	小口川	入の内二号沢	入の内	○		○
II 83016	那珂川	小口川	来目二号沢	来目木	○		○
II 83017	那珂川	小口川	来目木五号沢	来目木	○		○
II 83018	那珂川	小口川	来目三号沢	来目木	○		○
II 83019	那珂川	小口川	来目四号沢	来目木	○		○
II 83020	那珂川	小口川	来目木七号沢	来目木	○		○
II 83021	那珂川	小口川	入の内五号沢	入の内	○		○
II 83022	那珂川	小口川	入の内六号沢	入の内	○		○
II 83023	那珂川	小口川	入之内沢	入之内	○		○
II 83024	那珂川	小口川	仲郷上一号沢	仲郷上	○		○
II 83025	那珂川	小口川	仲郷上一号沢	仲郷上	○		○
II 83026	那珂川	小口川	仲郷上二号沢	仲郷上	○		○
II 83027	那珂川	久那川	立野一号沢	立野	○		○
II 83028	那珂川	久那川	立野二号沢	立野	○		○
II 83029	那珂川	久那川	立野三号沢	立野	○		○
II 83030	那珂川	久那川	立野四号沢	立野	○		○
II 83031	那珂川	久那川	立野五号沢	立野	○		○
II 83032	那珂川	久那川	川下一号沢	川下	○		○
II 83033	那珂川	久那川	川下二号沢	川下	○		—
II 83036	那珂川	久那川	塩田一号沢	塩田	○		○
II 83037	那珂川	久那川	塩田二号沢	塩田	○		○
II 83038	那珂川	武茂川	藤沢三号沢	藤沢	○		○
II 83039	那珂川	武茂川	冥賀一号沢	冥賀	○		○
II 83040	那珂川	武茂川	冥賀二号沢	冥賀	○		○
II 83041	那珂川	武茂川	冥賀四号沢	冥賀	○		○
II 83042	那珂川	武茂川	冥賀五号沢	冥賀	○		○

危険箇所 番号	水系名	河川名	溪流名	字又は大字	警 区	戒 域	特別警戒 区 域
Ⅱ 83043	那珂川	武茂川	土宮沢	土宮	○		○
Ⅱ 83044	那珂川	武茂川	武部沢	武部	○		○
Ⅱ 83045	那珂川	武茂川	大島沢	大島	○		○
Ⅱ 83046	那珂川	武茂川	細田沢	細田	○		○
Ⅱ 83047	那珂川	武茂川	細田二号沢	細田	○		○
Ⅱ 83048	那珂川	武茂川	幌付沢	幌付	○		○
Ⅱ 83049	那珂川	武茂川	今中三号沢	今中	○		○
Ⅱ 83050	那珂川	武茂川	上今中沢	今中	○		○
Ⅱ 83051	那珂川	武茂川	間越四号沢	間越	○		○
Ⅱ 83052	那珂川	武茂川	間越三号沢	間越	○		○
Ⅱ 83053	那珂川	武茂川	間越二号沢	間越	○		○
Ⅱ 83054	那珂川	武茂川	間越五号沢	間越	○		○
Ⅱ 83055	那珂川	武茂川	間越一号沢	間越	○		○
Ⅱ 83056	那珂川	武茂川	上町沢	町	○		○
Ⅱ 83057	那珂川	武茂川	原三号沢	原	○		○
Ⅱ 83058	那珂川	武茂川	仲妻四号沢	仲妻	○		○
Ⅱ 83059	那珂川	武茂川	仲妻三号沢	仲妻	○		○
Ⅱ 83060	那珂川	武茂川	仲妻一号沢	仲妻	○		○
Ⅱ 83061	那珂川	武茂川	上組二号沢	上組	○		○
Ⅱ 83062	那珂川	武茂川	上組三号沢	上組	○		○
Ⅱ 83063	那珂川	武茂川	上組四号沢	上組	○		○
Ⅱ 83064	那珂川	武茂川	仲ヶ沢	上組	○		○
Ⅱ 83065	那珂川	仲山川	中妻八号沢	中妻	○		○
Ⅱ 83066	那珂川	仲山川	仲山四号沢	仲山	○		○
Ⅱ 83067	那珂川	仲山川	花崎一号沢	花崎	○		○
Ⅱ 83068	那珂川	仲山川	菅沢一号沢	菅沢	○		○
Ⅱ 83069	那珂川	仲山川	菅沢二号沢	菅沢	○		○
Ⅱ 83070	那珂川	仲山川	仲山三号沢	仲山	○		○
Ⅱ 83071	那珂川	仲山川	仲山五号沢	仲山	○		○
Ⅱ 83072	那珂川	武茂川	仲妻六号沢	仲妻	○		○
Ⅱ 83073	那珂川	武茂川	原二号沢	原	○		○
Ⅱ 83074	那珂川	武茂川	仲ノ内一号沢	仲ノ内	○		○
Ⅱ 83075	那珂川	武茂川	仲ノ内二号沢	仲ノ内	○		○
Ⅱ 83076	那珂川	武茂川	大川内沢	大川内	○		○
Ⅱ 83077	那珂川	大内川	下馬板沢	馬坂	○		○
Ⅱ 83078	那珂川	大内川	馬坂沢	馬坂	○		○
Ⅱ 83079	那珂川	大内川	上馬坂沢	馬坂	○		○
Ⅱ 83080	那珂川	入郷川	谷川一号沢	谷川	○		—
Ⅱ 83081	那珂川	入郷川	谷川二号沢	谷川	○		○
Ⅱ 83082	那珂川	入郷川	上入郷二号沢	入郷	○		○
Ⅱ 83083	那珂川	盛谷川	仲丸沢	仲丸	○		○
Ⅱ 83084	那珂川	大波川	大波一号沢	大波	○		○
Ⅱ 83085	那珂川	大波川	大波二号沢	大波	○		○
Ⅱ 83086	那珂川	大波川	大波三号沢	大波	○		○
Ⅱ 83087	那珂川	大波川	大波四号沢	大波	○		○
Ⅱ 83088	那珂川	盛谷川	久通沢	久通	○		○
Ⅱ 83089	那珂川	大内川	滝沢一号沢	滝沢	○		○
Ⅱ 83090	那珂川	大内川	仲平沢	滝沢	○		○
Ⅱ 83091	那珂川	大内川	重郎内沢	重郎内	○		○
Ⅱ 83092	那珂川	大内川	木戸沢	木戸	○		○

危険箇所 番号	水系名	河川名	溪流名	字又は大字	警 区	戒 域	特別警戒 区 域
Ⅱ 83093	那珂川	大内川	大内三号沢	大内	○		○
Ⅱ 83094	那珂川	大内川	大畑二号沢	大内	○		○
Ⅱ 83095	那珂川	大内川	大畑沢	大内	○		○
Ⅱ 83096	那珂川	大内川	大内二号沢	大内	○		○
Ⅱ 83097	那珂川	大内川	清水三号沢	清水	○		○
Ⅱ 83098	那珂川	大内川	清水下一号沢	清水	○		○
Ⅱ 83099	那珂川	大内川	矢ノ草沢	矢ノ草	○		○
Ⅱ 83100	那珂川	大内川	矢の草沢	矢ノ草	○		○
Ⅱ 83101	那珂川	大内川	矢の下沢	矢ノ草	○		○
Ⅱ 83102	那珂川	大内川	亭道地二号沢	亭道地	○		○
Ⅱ 83103	那珂川	大内川	亭道地沢	亭道地	○		○
Ⅱ 83104	那珂川	大内川	亭道地六号沢	亭道地	○		○
Ⅱ 83105	那珂川	大内川	鳥沢九号	亭道地	○		—
Ⅱ 83106	那珂川	大内川	鳥沢八号	亭道地	○		○
Ⅱ 83107	那珂川	大内川	亭道地七号沢	亭道地	○		○
Ⅱ 83108	那珂川	大内川	鳥沢六号	亭道地	○		○
Ⅱ 83109	那珂川	大内川	鳥沢五号	亭道地	○		—
Ⅱ 83110	那珂川	大内川	鳥沢三号	亭道地	○		○
Ⅱ 83111	那珂川	大内川	鳥沢四号	亭道地	○		○
Ⅱ 83112	那珂川	大内川	鳥沢二号	亭道地	○		○
Ⅱ 83113	那珂川	大内川	鳥沢一号	亭道地	○		○
Ⅱ 83114	那珂川	大内川	亭道地三号沢	亭道地	○		○
Ⅱ 83115	那珂川	大内川	亭道地四号沢	亭道地	○		○
Ⅱ 83116	那珂川	大内川	清水二号沢	清水	○		○
Ⅱ 83117	那珂川	大内川	光崎沢	大内	○		○
Ⅱ 83118	那珂川	大内川	大室四号沢	大室	○		○
Ⅱ 83119	那珂川	大内川	大室五号沢	大室	○		○
Ⅱ 83120	那珂川	大内川	木戸沢	加倉	○		○
Ⅱ 83121	那珂川	大内川	加倉三号沢	加倉	○		○
Ⅱ 83122	那珂川	大内川	加倉一号沢	加倉	○		○
Ⅱ 83123	那珂川	大内川	加倉二号沢	加倉	○		○
Ⅱ 83124	那珂川	大内川	脇郷沢	脇郷	○		○
Ⅱ 83125	那珂川	大内川	脇郷二号沢	脇郷	○		○
Ⅱ 83126	那珂川	大内川	上仲平沢	仲平	○		—
Ⅱ 83127	那珂川	大内川	下仲平沢	仲平	○		○
Ⅱ 83128	那珂川	武茂川	健武沢	健武	○		○
Ⅱ 83129	那珂川	武茂川	萩内沢	萩内	○		○
Ⅱ 83130	那珂川	矢又川	三反畑沢	三反畑	○		○
Ⅱ 83131	那珂川	矢又川	国木内二号沢	国木内	○		○
Ⅱ 83132	那珂川	矢又川	国木内一号沢	国木内	○		—
Ⅱ 83133	那珂川	矢又川	倉内沢	倉内	○		○
Ⅱ 83134	那珂川	矢又川	仲内二号沢	仲内	○		○
Ⅱ 83135	那珂川	矢又川	黒田三号沢	黒田	○		○
Ⅱ 83136	那珂川	矢又川	下日向二号沢	日向	○		○
Ⅱ 83137	那珂川	矢又川	下日向一号沢	日向	○		○
Ⅱ 83138	那珂川	矢又川	日向三号沢	日向	○		—
Ⅱ 83139	那珂川	矢又川	下中坪一号沢	中坪	○		○
Ⅱ 83140	那珂川	矢又川	仲坪四号沢	仲坪	○		○
Ⅱ 83141	那珂川	矢又川	中坪一号沢	中坪	○		○
Ⅱ 83142	那珂川	矢又川	中坪三号沢	中坪	○		○

危険箇所 番 号	水系名	河川名	溪 流 名	字又は大字	警 区	戒 域	特別警戒 区 域
Ⅱ 83143	那珂川	矢又川	下中坪二号沢	中坪	○		○
Ⅱ 83144	那珂川	矢又川	日向二号沢	日向	○		○
Ⅱ 83145	那珂川	矢又川	日向四号沢	日向	○		○
Ⅱ 83146	那珂川	矢又川	黒田四号沢	黒田	○		○
Ⅱ 83147	那珂川	矢又川	黒田一号沢	黒田	○		○
Ⅱ 83148	那珂川	矢又川	黒田二号沢	黒田	○		○
Ⅱ 83149	那珂川	矢又川	道中内五号沢	道中内	○		○
Ⅱ 83150	那珂川	矢又川	道中内四号沢	道中内	○		—
Ⅱ 83151	那珂川	矢又川	道中内三号沢	道中内	○		○
Ⅱ 83152	那珂川	矢又川	道中内二号沢	道中内	○		○
Ⅱ 83153	那珂川	矢又川	桐ヶ久保二号沢	桐ヶ久保	○		○
Ⅱ 83154	那珂川	矢又川	桐ヶ久保四号沢	桐ヶ久保	○		○
Ⅱ 83155	那珂川	矢又川	道之沢	道之入	○		○
Ⅱ 83156	那珂川	矢又川	坂本一号沢	坂本	○		○
Ⅱ 83157	那珂川	矢又川	坂本二号沢	坂本	○		○
Ⅱ 83158	那珂川	矢又川	道之入二号沢	道之入	○		○
Ⅱ 83159	那珂川	矢又川	押野沢	押野	○		○
Ⅱ 83160	那珂川	武茂川	栃平沢	栃平	○		○
Ⅱ 83161	那珂川	武茂川	細沢	細沢	○		○
Ⅱ 83162	那珂川	城間川	城間上沢	城間	○		○
Ⅱ 83163	那珂川	城間川	城間中沢	城間	○		—
Ⅱ 83164	那珂川	富山川	船戸上沢	船戸	○		○
Ⅱ 83165	那珂川	富山川	油畑下三号沢	油畑	○		○
Ⅱ 83166	那珂川	富山川	油畑中一号沢	油畑	○		○
Ⅱ 83167	那珂川	富山川	油畑上一号沢	油畑	○		○
Ⅱ 83168	那珂川	富山川	仲組二号沢	仲組	○		○
Ⅱ 83169	那珂川	富山川	富山下二号沢	富山	○		○
Ⅱ 83170	那珂川	富山川	沼沢	富山	○		—
Ⅱ 83171	那珂川	富山川	富山三号沢	富山	○		○
Ⅱ 83172	那珂川	鷺子沢川	下鷺子沢	鷺子沢	○		○
Ⅱ 83173	那珂川	鷺子沢川	上鷺子二号沢	鷺子沢	○		○
Ⅱ 83174	那珂川	鷺子沢川	鷺子七号沢	鷺子沢	○		○
Ⅱ 83175	那珂川	鷺子沢川	下鷺子二号沢	鷺子沢	○		○
Ⅱ 83176	那珂川	富山川	金谷上一号沢	金谷	○		○
Ⅱ 83177	那珂川	富山川	金谷上三号沢	金谷	○		○
Ⅱ 83178	那珂川	富山川	金谷十号沢	金谷	○		○
Ⅱ 83179	那珂川	富山川	金谷中三号沢	金谷	○		○
Ⅱ 83180	那珂川	富山川	金谷下二号沢	金谷	○		○
Ⅱ 83181	那珂川	富山川	金谷十一号沢	金谷	○		○
Ⅱ 83182	那珂川	富山川	石倉二号沢	金谷	○		○
Ⅱ 83183	那珂川	富山川	富山二号沢	富山	○		○
Ⅱ 83184	那珂川	富山川	中組沢	仲組	○		○
Ⅱ 83185	那珂川	富山川	油畑沢二号沢	油畑	○		○
Ⅱ 83186	那珂川	富山川	油畑下二号沢	油畑	○		○
Ⅱ 83187	那珂川	富山川	舟戸下二号沢	舟戸	○		○
J83001	那珂川	小口川	小口一号沢	小口	○		○
J83002	那珂川	小口川	小口二号沢	小口	○		○
J83003	那珂川	小口川	板山一号沢	板山	○		○
J83004	那珂川	小口川	板山二号沢	板山	○		○
J83005	那珂川	久那川	塩田三号沢	塩田	○		○

危険箇所 番 号	水系名	河川名	溪 流 名	字又は大字	警 区	戒 域	特別警戒 区 域
J83008	那珂川	武茂川	大鳥二号沢	大鳥	○		○
J83009	那珂川	武茂川	大鳥三号沢	大鳥	○		○
J83010	那珂川	武茂川	平館二号沢	平館	○		○
J83011	那珂川	武茂川	栃平一号沢	栃平	○		○
J83012	那珂川	武茂川	栃平二号沢	栃平	○		○
J83013	那珂川	那珂川	和台沢	和台	○		○
J83014	那珂川	城間川	城間四号沢	城間	○		○
J83015	那珂川	城間川	城間五号沢	城間	○		○
J83016	那珂川	城間川	城間六号沢	城間	○		○
J83017	那珂川	城間川	城間七号沢	城間	○		○
I 84001	那珂川	那珂川	ウド坂沢	下片平	○		○
II 84001	那珂川	岩川	後沢一号沢	後沢	○		○
II 84002	那珂川	岩川	後沢二号沢	後沢	○		○
II 84003	那珂川	那珂川	高岡沢	高岡	○		○
II 84004	那珂川	那珂川	上片平沢	上片平	○		—
II 84005	那珂川	那珂川	東戸田沢	東戸田	○		○
II 84006	那珂川	権津川	三輪一号沢	三輪	○		—
II 84007	那珂川	権津川	三輪三号沢	三輪	○		○
II 84008	那珂川	権津川	三輪四号沢	三輪	○		—
II 84009	那珂川	権津川	三輪五号沢	三輪	○		○
II 84010	那珂川	権津川	三輪六号沢	三輪	○		○
II 84011	那珂川	権津川	恩田一号沢	恩田	○		—
II 84012	那珂川	権津川	恩田二号沢	恩田	○		—
II 84013	那珂川	権津川	恩田三号沢	恩田	○		—
II 84014	那珂川	権津川	恩田四号沢	恩田	○		—
II 84015	那珂川	権津川	薬利沢	薬利	○		○
II 84016	那珂川	権津川	下薬利沢	下薬利	○		○
II 84017	那珂川	権津川	山崎一号沢	山崎	○		—
II 84018	那珂川	権津川	山崎二号沢	山崎	○		—
II 84019	那珂川	権津川	山崎三号沢	山崎	○		—
II 84020	那珂川	なめり川	日向一号沢	日向	○		—
II 84021	那珂川	なめり川	日向二号沢	日向	○		—
I H4001	那珂川	那珂川	上片平二号沢	上片平	○		—
II H4001	那珂川	岩川	湯泉久保沢	戸田	○		○
II H4002	那珂川	岩川	横沢沢	東戸田	○		○
II H4003	那珂川	岩川	後沢三号沢	片平	○		—
II H4004	那珂川	那珂川	高岡二号沢	高岡	○		○
II H4005	那珂川	那珂川	コブタ山沢	片平	○		○
II H4006	那珂川	那珂川	下片平沢	片平	○		○

重要水防箇所一覽表

管理別	番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地名	延長	重要なる理由	対策水防工法	図面番号
			種別	階級						
県の管理区間	1	大内川	堤防断面	B	左・右	大内	1,900m		積土のう	烏 6
	2	武茂川	堤防断面	B	左・右	健武	340m		積土のう	烏 7
	3	武茂川	堤防断面	A	左・右	馬頭	260m		積土のう	烏 8
国の管理区間	1	那珂川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	小川	341m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じる恐れがある箇所	積土のう 月の輪	那右85-1
	2	那珂川	越水(溢水)	B	左	小砂	290m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	避難勧告 積土のう	那左85-1
	3	那珂川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	(重点) B B	右	小川	631m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じる恐れがある箇所	積土のう 月の輪	那右84-1
	4	那珂川	基礎地盤漏水	B	右	小川	1,591m	基礎地盤漏水の生じる恐れがある箇所	月の輪	那右84-2
	5	那珂川	基礎地盤漏水	B	右	小川	1,639m	基礎地盤漏水の生じる恐れがある箇所	月の輪	那右82-1
	6	那珂川	越水(溢水)	(重点) A	右	小川	210m	計算水位が現況堤防高以上	避難勧告 積土のう	那右81-1
	7	那珂川	越水(溢水)	A	左	三川又～久那瀬	580m	計算水位が現況堤防高以上	避難勧告 積土のう	那左79-1
	8	那珂川	越水(溢水)	A	右	谷田	380m	計算水位が現況堤防高以上	避難勧告 積土のう	那右79-1
	9	那珂川	越水(溢水)	A	左	久那瀬	300m	計算水位が現況堤防高以上	避難勧告 積土のう	那左79-2
	10	那珂川	越水(溢水)	B	右	谷田	410m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	避難勧告 積土のう	那右79-2
	11	那珂川	越水(溢水)	A	右	谷田	1,410m	計算水位が現況堤防高以上	避難勧告 積土のう	那右78-1
	12	那珂川	越水(溢水)	A	左	久那瀬	750m	計算水位が現況堤防高以上	避難勧告 積土のう	那左77-1
	13	那珂川	越水(溢水)	B	左	松野	160m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	避難勧告 積土のう	那左76-1
	14	那珂川	越水(溢水) 堤体漏水	(重点) B A	左	松野	795m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じる恐れが高い箇所	避難勧告 積土のう 築廻し	那左76-2
15	那珂川	越水(溢水)	A	左	松野	240m	計算水位が現況堤防高以上	避難勧告 積土のう	那左75-1	
16	那珂川	堤体漏水	A	左	松野～富山	2,230m	堤体の変状の生じる恐れが高い箇所	築廻し 積土のう	那左75-2	
17	那珂川	越水(溢水)	B	左	松野～富山	1,990m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	避難勧告 積土のう	那左74-1	

過去における主な災害一覧

年 月 日	原因 (地域)	概 要	降水量 (mm) ・ 最大風速 (m/s) ・ その他
明治 18. 7. 1 (1885 年)	暴風雨	近畿、中部、関東大風雨洪水。 下野の鬼怒川非常の満水の為に宝積橋をも流失した程なれば四川の水も溢れ、那珂川、渡良瀬川も出水した。(明治編年史)	
明治 35. 9. 25～28 (1902 年)	足尾台風	鬼怒川・渡良瀬川大洪水。死者 156、行方不明 63、 負傷 280、家屋全壊 8,217 戸、半壊 389 戸、流失 412 戸、浸水 1,722 戸	降水量 宇都宮 121.7 足尾 315.1
大正 5. 3. 27 (1916 年)	火災	馬頭地区大山田下郷(新宿)・上郷(原)で大火(3 2 戸焼失)	
大正 8. 9. 14～16 (1919 年)	台風 (全域)	死者 29、行方不明 14、流失家屋 89、倒壊家屋 132 戸、浸水家屋 1,339 戸、橋梁流失 50 ヶ所、農作物 被害 5,000 町歩	降水量 宇都宮 76.4
大正 9. 4. 24 (1920 年)	火災	大内加倉で大火(47 世帯 141 棟焼失)	
大正 12. 9. 14～16 (1923 年)	台風 (全域)	河川氾らん。土木被害、農作物の被害大(詳細不明)	降水量 宇都宮 79.5 塩原 299.0
昭和 7. 4. 7 (1932 年)	火災	大山田上郷川原坊で大火(11 戸焼失)	
昭和 8. 12. 28 (1933 年)	火災	矢又三段畑で大火(7 戸 22 棟焼失)	
昭和 13. 8. 30～9. 1 (1938 年)	台風 (全域)	死者 8、傷者 8、家屋全壊 204 戸、同半壊 125 戸、 同流失 248 戸、床上浸水 5,914 戸、床下浸水 10,431 戸、橋梁流失 92、堤防決壊 63、道路決壊 41、田畑 の冠水 2,836 町歩 関場の堤防決壊等で関場、舟戸、浄法寺、柳林で浸 水、流出等の家屋 80 棟 松野の堤防決壊で松野付近一帯の水田が冠水	降水量 宇都宮 162.5 日光 431.8
昭和 16. 7. 21～23 (1941 年)	台風 (全域)	死者 4、傷者 1、行方不明 1、全壊家屋 3 戸、流失 家屋 13 戸、床上浸水 8,225 戸、床下浸水 19,200 戸、橋梁流失 13、道路決壊 63、堤防決壊 31、田畑 流失 16,348 町歩	降水量 宇都宮 229.5 塩原 432.2
昭和 21. 3. 15 (1946 年)	火災	馬頭室町で大火(40 戸焼失)	
昭和 22. 9. 14～15 (1947 年)	カスリー ン台風 (全域)	渡良瀬川氾らんし足利市大洪水となる。死者 361、 行方不明 76、傷者 549、被災者 214,895 人、倒壊 家屋 1,432 戸、流失家屋 817 戸、浸水家屋 44,610 戸、水田流失 469 町歩、水田冠水 11,774 町歩、畑 流失 357 町歩、畑冠水 3,661 町歩、導路決壊 178、 橋梁流失 215、堤防決壊 235 被害総額 8,480,000 千円	降水量 宇都宮 261.7 日光 470.7
昭和 23. 9. 15～17 (1948 年)	アイオン 台風 (全域)	死者 2、負傷 8、行方不明 1、家屋全壊 39 戸、同半 壊 16 戸、同流失 13 戸、床上浸水 822 戸、床下浸 水 3,343 戸、田流失 149 町歩、畑冠水 1,404 町歩、 道路決壊 70、橋梁流失 27、堤防決壊 86 被害総額 2,553,230 千円	降水量 宇都宮 165.4 日光 537.9 塩原 353.0

年 月 日	原因 (地域)	概 要	降水量 (mm) ・ 最大風速 (m/s) ・ その他
昭和 24. 8.30~9.1 (1949 年)	キテイ台 風 (全域)	死者 12、負傷 37、家屋全壊 248 戸、同半壊 2,318 戸、家屋流失 28 戸、床上浸水 722 戸、床下浸水 1,493 戸、非住家被害 1,818 棟、田流失 86 町歩、田冠水 2,564 町歩、畑流失 71 町歩、畑冠水 1,194 町歩、道路不通 66、橋梁流失 68、堤防決壊 73、鉄道不通 40、通信線不通 286 件 被害総額 4,509,083 千円	降水量 宇都宮 86.4 日光 626.6 塩原 425.6 最大風速 宇都宮 SE23.9
昭和 25. 6.13	豪雨	集中豪雨により大内川が氾濫し、大内地区で田 135 町歩、畑 33 町歩が被害	
昭和 34. 9.27 (1959 年)	伊勢湾台 風 (全域)	負傷 4、家屋全壊 44 戸、同半壊 70 戸、床上浸水 7 戸、床下浸水 19 戸、家屋破損 1,222 棟、非住家被害 880 棟、水陸稲の被害 41,000ha	降水量 宇都宮 76.5 日光 417.0 最大風速 宇都宮 SE23.8
昭和 39. 11.23 (1964 年)	火災	仲町の大火 (15 世帯 28 棟焼失)	
昭和 41.6.28 (1966 年)	台風 4 号 (全域)	家屋全壊 1 戸、同半壊 3 戸、床上浸水 164 戸、床下浸水 2,564 戸、水陸稲の被害 1,734ha、土木被害 647、農林施設被害 278、山崩れ 14 被害総額 1,837,562 千円	降水量 宇都宮 181 黒田原 223 塩原 212 最大風速 宇都宮 21.8
昭和 41. 9.24 (1966 年)	台風 26 号 (全域)	死者 12、負傷 51、家屋全壊 167、同半壊 588、一部破損 11,632、床上浸水 363、床下浸水 6,499、非住家被害 17,369、水陸稲被害 3,900ha、土木被害 799、鉄道不通 19、通信被害 1,014 回線、山・がけくずれ 88 被害総額 5,451,819 千円 久那瀬・小口・松野地域被害 7000 万円	降水量 宇都宮 158 日光 319 塩原 243
昭和 45. 1.31~2.1 (1970 年)	低気圧 強風雨 (全域)	低気圧 (台湾坊主)。 重傷 2、軽傷 9、家屋全壊 4、同半壊 52、一部破損 142、非住家被害 236 被害総額 147,210 千円	
昭和 46. 8.31~9.1 (1971 年)	台風 23 号 (全域)	死者 1、負傷 3、家屋一部破損 2 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 812 棟、土木施設被害 25 被害総額 4,859,036 千円	降水量 宇都宮 169 日光 364 黒田原 126 最大風速 宇都宮 15.2
昭和 47. 9.16~17 (1972 年)	台風 20 号 (全域)	死者 1、負傷 3、家屋全壊 1 棟、半壊 1 棟、一部破損 6 棟、床上浸水 48 棟、床下浸水 416 棟、非住家被害 110 棟、道路 66、橋りょう 30、河川 292、砂防 16、水道 15、がけくずれ 32、鉄道不通 2、通信被害 40 回線 被害総額 2,731,627 千円	降水量 宇都宮 193 日光 533 黒田原 113 最大風速 宇都宮 14.7
昭和 49. 8.26~9.9 (1974 年)	台風 及び 豪雨 (全域)	台風 14 号 (8.25~26) 台風 16 号 (8.31~9.2) 豪雨 (9.9) 家屋一部破損 1、床上浸水 4、床下浸水 202、道路 147、橋りょう 12、河川 379、砂防 6、がけくずれ 1、鉄道不通 2 被害総額 3,386,163 千円	降水量 14 号 16 号 宇都宮 86 133 日光 398 327 黒田原 84 25

年 月 日	原因 (地域)	概 要	降水量 (mm) ・ 最大風速 (m/s) ・ その他
昭和 50. 5.6~7.17 (1975 年)	降ひょう 芳賀、河内 塩谷、下都 賀、上都 賀、那須南 の各郡市	5月6、20、27、29日 6月3、9、27日 7月17日 農作物被害 1,278,047千円	
昭和 51. 9.8~9.14 (1976 年)	台風 17 号 と豪雨 (全域)	重傷 1、軽傷 1、全壊 2、半壊 7、一部破損 37、床 下浸水 6、非住家被害 40、農業用施設 1、公共土木 施設 83、林業関係施設 13 被害総額 473,985 千円	降水量 8日 日光 107 9日 馬頭 75 高根沢 61 11日 今市 79 13日 日光 133 藤原 84
昭和 51. 7月~9月 (1976 年)	異常低温 (全域)	農作物被害 8,694,971 千円	
昭和 52. 3.15~16 (1977 年)	林野火災 (黒羽町・ 馬頭町)	黒羽町大字北滝の非住家から出火(放火)、馬頭町 に延焼。 林野焼失面積 1,517ha、住家等被害 36 被害総額 3,508,951 千円 馬頭地区 960ha 焼失	
昭和 52. 6月~7月 (1977 年)	降ひょう (全域)	農作物被害 1,601,375 千円	
昭和 52. 8.13~8.19 (1977 年)	豪雨 (全域)	床下浸水 27、非住家被害 8、道路 134、橋りょう 11、河川 305、砂防 3、農業施設 38、治山 1、林業 施設 18 被害総額 2,678,053 千円	降水量 13日 足利 107 17日 那須 215 黒磯 138
昭和 53. 7.10~7.12 (1978 年)	豪雨 (県西部)	死者 1、重傷 1、一部破損 19、床上浸水 1、床下浸 水 172、非住宅 6、田流失・埋没 57.28ha、道路 43、 河川 62 被害総額 809,602 千円	降水量 10~11日 那須 73 矢板 106
昭和 54.10.19 (1979 年)	台風 20 号 (全域)	死者 1、重傷 2、軽傷 3、住家全壊 1、半壊 7、一部 破損 21、床上浸水 3、床下浸水 31、非住家被害 33、 り災者 11 世帯 39 人 農林水産業施設 57、公共土木施設 327、その他 37 被害総額 2,757,455 千円	降水量 18~19日 宇都宮 90.5 日光 323.5 最大瞬間風速 宇都宮 S24.8
昭和 55. 7~9月 (1980 年)	冷害 (全県)	異常低温による冷害 損害額 10,505,153 千円	
昭和 56. 7月 (1981 年)	豪雨 (県央、県 東部)	住家全壊 1、半壊 1、床上浸水 174、床下浸水 511、 り災者 165 世帯 504 人 農林水産業施設 217、公共土木施設 173、その他の 公共施設 5、その他 54 被害総額 1,118,104 千円	降水量 13日 八溝山 74 14日 高根沢 116 鳥山 51 17日 宇都宮 50 21日 宇都宮 45
昭和 56. 8.22~8.23 (1981 年)	台風 15 号 (県全域)	住家一部破損 15、床上浸水 5、床下浸水 22、り災 者 5 世帯 20 人 農林水産業施設 207、公共土木施設 508、その他の 公共施設 11、その他 129 被害総額 6,339,760 千円	降水量 22~23日 日光 590 宇都宮 86 土呂部 368 最大風速 23日 那須 WNW25

年 月 日	原因 (地域)	概 要	降水量 (mm) ・ 最大風速 (m/s) ・ その他
昭和 57. 4.16～6.20 (1982 年)	降ひょう 那須、塩谷 河内、芳賀 上都賀、下 都賀、安蘇 の各郡市	4 月 16 日 5 月 18 日、25 日 6 月 8 日、9 日、20 日 農産被害 1,314,970 千円	
昭和 57. 8.1～8.3 (1982 年)	台風 10 号 (全域)	半壊 7、一部破損 73、床上浸水 74、床下浸水 460、 非住家被害 6、り災者 80 世帯 255 人 被害総額 12,981,330 千円	降水量 1 日 日光 332 2 日 日光 221 3 日 宇都宮 130 最大風速 2 日 五十里 S20 日光 ENE17 宇都宮 SSE12
昭和 57. 9.12～9.13 (1982 年)	台風 18 号 (全域)	重傷 1、軽傷 4、全壊 1、半壊 2、一部破損 13、床 上浸水 187、床下浸水 1,841、り災者 209 世帯 685 人 被害総額 16,362,379 千円	降水量 12 日 100 mm 以上 最大 土呂部 343 最大風速 鳥山 E13.0 宇都宮 NNE12.1
昭和 58. 8.15～8.18 (1983 年)	台風 5 号及 び 6 号 (県全域)	重傷者 1、床下浸水 2、崖くずれ 1、鉄道不通 1、道 路通行止 15 被害総額 5,357,736 千円	最大降水量(17 日) 日光 306.5 総降水量 日光 669.5 八方原 430 最大風速(17 日) 日光 NE11.2
昭和 58. 9.27～9.29 (1983 年)	台風 10 号 (おおむね 県全域)	崖くずれ 1、道路通行止 3 被害総額 1,667,200 千円	最大降水量(28 日) 日光 122 今市 114 最大風速 那須 N8 (29 日) 宇都宮 N9 (28 日)
昭和 59. 1～3 月 (1984 年)	雪害 凍害 寒干害等 (おおむね 県全域)	被害額 農林水産業施設 26,763 千円 公共土木施設(道路 400 ヶ所) 1,396,562 千円 農産被害 82,270 千円 林産被害 346,570 千円 その他の公共施設 2,013 千円 被害総額 1,854,178 千円	● 日最低気温 0℃未溝の 冬日が 3 月 15 日まで の 75 日間連続した。 (58 年 12 月 12 日から 連続 95 日間で累年第 1 位である。) ● 2 月の平均気温は-0.7 ℃で平年より 3.1℃も 低かった。(記録上 第 2 位、S20. 第 1 位)
昭和 60. 6.24～7.19 (1985 年)	梅雨前線 豪雨及び 台風 6 号 (県下全 域)	床上浸水 1、床下浸水 149、り災者 1 世帯 4 人、崖 くずれ 3、電話 436 回線、電気 1,455 戸 被害額 被害総額 11,373,896 千円	降水量 6 月 30 日 大田原 103 宇都宮 117 7 月 3 日 日光 165 最大風速(7 月 1 日) 日光 WSW11.2
昭和 61. 2.1～2.28 (1986 年)	低温 (県中央 県北部)	被害額 公共土木施設(292 ヶ所) 1,726,918 千円 被害総額 1,726,918 千円	1 月の平均気温 日光-6.5℃ (平年-4.0℃) 月をとおしてかなり低い 気温が続いた。

年 月 日	原因 (地域)	概 要	降水量 (mm) ・ 最大風速 (m/s) ・ その他																																				
昭和 61. 8.4~8.5 (1986 年)	台風 10 号 及びその 後の低気 圧による 大雨 (県下全 域)	死者 6、重傷者 7、軽傷者 59、全壊 37、半壊 100、 一部損壊 83、床上浸水 1849、床下浸水 7965、非住 家被害 100、農地流出・埋没 660.5ha、農地冠水 19254.8ha、文教施設 32、病院 8、道路 1642、橋り ょう 36、河川 1,925、砂防 678、清掃施設 2、崖く ずれ 66、鉄道不通 3、水道 16,036 戸、電話 5,596 回線、電気 16,225 戸、り災世帯 1,929、り災者数 7,399 被害総額 51,976,799 千円	台風から変わった温帯低 気圧が、5日未明にかけて 房総半島を縦断したが、 その後、進行速度がきわ めて遅くなり、6日朝には 三陸沖でほとんど停滞状 態となった。台風がもた らした高温多湿な気流に よって低気圧に伴う前線 が活発化したことと、低 気圧の移動速度が遅くな ったことが相まって、総 雨量が 300~400mm とい う多量の雨が広い地域で 降った。 降水量 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那 須</td> <td>169</td> <td>136</td> <td>305</td> </tr> <tr> <td>八方原</td> <td>202</td> <td>108</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>黒 磯</td> <td>128</td> <td>134</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>八溝山</td> <td>131</td> <td>106</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>大田原</td> <td>146</td> <td>142</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>高根沢</td> <td>155</td> <td>177</td> <td>332</td> </tr> <tr> <td>烏 山</td> <td>157</td> <td>146</td> <td>303</td> </tr> <tr> <td>宇都宮</td> <td>153</td> <td>94</td> <td>247</td> </tr> </tbody> </table>	地点名	4日	5日	合計	那 須	169	136	305	八方原	202	108	310	黒 磯	128	134	262	八溝山	131	106	237	大田原	146	142	288	高根沢	155	177	332	烏 山	157	146	303	宇都宮	153	94	247
地点名	4日	5日	合計																																				
那 須	169	136	305																																				
八方原	202	108	310																																				
黒 磯	128	134	262																																				
八溝山	131	106	237																																				
大田原	146	142	288																																				
高根沢	155	177	332																																				
烏 山	157	146	303																																				
宇都宮	153	94	247																																				
昭和 61. 9.2~9.3 (1986 年)	台風 15 号 (県全域)	床下浸水 27 被害総額 1,777,624 千円	降水量 2~3 日 八方原 310 日光 329 塩谷 146																																				
昭和 62. 4.1~4.16 (1987 年)	凍霜害 (県南西部, 県東部, 県 北部)	高気圧におおわれ、上空には強い寒気も入り放射 冷却が加わって各地で最低気温が氷点下まで下が った。 農産被害(なし、麦類等) 3,628,800 千円																																					
昭和 62. 9.10 (1987 年)	雷雨 (県全域)	前線が本県をゆっくり通過したため地表付近の昇 温も加わって熱的界雷が発生した。 床上浸水 55、床下浸水 516、り災者 59 世帯、193 人 被害総額 7,287,597 千円	降水量 10 日 八方原 136 八溝山 100 大田原 153 宇都宮 121																																				
昭和 63. 8.10~8.13 (1988 年)	豪雨 (おおむね 県全域)	床上浸水 10、床下浸水 34、非住家被害 6、り災者 10 世帯 28 人、田の流失・埋没 5.61ha、畑の流失・ 埋没 2.09ha、道路 199、橋梁 3、河川 572、砂防 16、 電話 384 回線、電気 470 戸 被害総額 6,351,007 千円	降水量 10 日 日光 56 宇都宮 56 真岡 58 11 日 八方原 212 日光 197 12 日 八方原 78 八溝山 92 宇都宮 79																																				
昭和 63. 7月~9月 (1988 年)	異常気象 (県全域)	低温及び日照不足等の異常気象のため農作物の生 育遅延、病害虫の発生等による被害 総被害面積 81,400ha 総被害額(農産被害) 20,738,278 千円																																					

年 月 日	原因 (地域)	概 要	降水量 (mm) ・ 最大風速 (m/s) ・ その他
平成元年 7.25～7.27 (1989年)	大雨 (おおむね 県全域)	床下浸水 41、道路 13、河川 91、砂防 1、電話 784 回線 被害総額 1,100,147 千円	降水量 25日 八方原 33 日光 50 宇都宮 28 26日 八方原 102 宇都宮 108 27日 日光 37
平成元年 8.6～8.7 (1989年)	台風 13 号 (県央、県 北、県東 部)	床下浸水 3、道路 41、河川 65、電話 555 回線 被害総額 1,114,473 千円	降水量 6日 那須 81 八溝山 101 鳥山 63
平成元年 8.26～8.28 (1989年)	台風 17 号 (おおむね 県全域)	床下浸水 41、道路 123、橋梁 6、河川 276、砂防 1、 電話 359 回線 被害総額 3,994,545 千円	降水量 26日 八方原 56 宇都宮 26 27日 那須 203 八方原 224 矢溝山 154 宇都宮 70
平成 2. 3月下旬 ～4月上旬 (1990年)	低温 (県全域)	3月下旬から4月上旬にかけて、最低気温が氷点下 となる日が数日あり各地で降霜があった。このた め、暖冬で平年に比べやや生育の進んでいた麦類 に幼穂凍死等の被害が発生した。 総被害面積 2,312ha 総被害金額(農産被害) 1,354,399 千円	最低気温 宇都宮 鳥山 3/22 -0.1 -2.6 3/26 -1.0 1.2 3/27 -2.2 -2.7 4/ 5 4.4 -0.8 4/ 6 1.0 -1.4 4/ 7 1.6 -1.4
平成 2. 8.9～8.11 (1990年)	台風 11 号 (県全域)	軽傷 1(小山市)、一部破損 1、床上浸水 10、床下浸 水 109、非住家 22、り災者 10 世帯 35 人、道路 263、 橋梁 7、河川 705、砂防 29、崖くずれ 23、電話 197 回線 被害総額 13,896,865 千円	降水量 9日 10日 那須 4 136 八方 104 244 宇都宮 13 113
平成 2. 9.19～9.20 (1990年)	竜巻及び 台風 19 号 (おおむね 県全域)	台風第 19 号の影響下の 19 日 22 時 20 分頃、壬生 町から宇都宮市にかけて竜巻が発生し、軽傷者及 び住家の被害等がでた。 軽傷 25(宇都宮市、壬生町)、全壊 30、半壊 37、一 部破損 343、床下浸水 16、非住家 335、り災者 67 世帯 227 人、文教施設 1、道路 37、橋梁 1、河川 41、水道 2 戸、電話 510 回線、電気 170 戸 被害総額 1,741,275 千円 ※避難勧告実施壬生町(9/20 0:20 頃 避難数 5 世 帯 13 人)	降水量 19日 20日 那須 54 55 八方原 73 70 塩原 38 27
平成 3. 8.20～8.21 (1991年)	台風 12 号 (県全域)	全壊 2、半壊 3、一部損壊 1、床上浸水 73、床下浸 水 795、非住家 141、り災者 82 世帯 258 人、田の 流出・埋没 12.00ha、畑の流出・埋没 0.04ha、文教 施設 5、道路 265、橋梁 28、河川 670、砂防 31、崖 崩れ 54、水道 5 戸、電話 583 回線 被害総額 18,299,830 千円	降水量 20日 21日 八方原 227 167 黒磯 82 122 宇都宮 126 17
平成 3. 9.18～9.19 (1991年)	台風 18 号 (県全域)	軽傷 1(藤岡町)、全壊 1、床上浸水 2、床下浸水 168、 非住家 27、り災者 3 世帯 11 人、文教施設 1、道路 118、橋梁 3、河川 151、砂防 1、崖崩れ 51、電話 412 回線 被害総額 3,703,825 千円	降水量 19日 那須 156 八方原 113 高根沢 140 鳥山 151 宇都宮 118

年 月 日	原因 (地域)	概 要	降水量 (mm) ・ 最大風速 (m/s) ・ その他
平成 3. 10.11～10.13 (1991 年)	台風 21 号 (おおむね県全域)	床下浸水 31、非住家 3、文教施設 1、道路 9、橋梁 1、河川 32、崖崩れ 6、電話 217 回線 被害総額 1,866,153 千円	降水量 11 日 八方原 117 宇都宮 74
平成 3. 8 月末～ 10 月中旬 (1991 年)	台風 及び 長雨 (県全域)	8 月 31 日の台風第 14 号に伴う大雨、9 月に入り、8 日の台風第 15 号に伴う大雨、13～14 日の台風第 17 号に伴う大雨、19 日の台風第 18 号に伴う大雨、28 日の台風第 19 号に伴う強風、10 月に入り 6～13 日にかけて秋雨前線を活発化させた台風第 21 号により大雨など長期間に渡り、雨(風)の日が断続的に続いたことにより、多大な農産・畜産被害が発生した。 被害総額 3,338,718 千円	
平成 4.9.4 (1992 年)	突風 降ひょう (県中部、 県東部、県 西部)	益子町及び真岡市の一部に突風が発生し、住家被害を受けたほか、宇都宮市東部及び芳賀郡内で降ひょうのため農作物に被害が発生した。 全壊 1、一部損壊 64、床下浸水 2、非住家 7、り災者 1 世帯 7 人、電話 1,288 回線 被害総額 1,464,671 千円	降水量 宇都宮 55 真岡 51 最大風速 宇都宮 12 真岡 6
平成 4. 10.19～10.20 (1992 年)	大雨 (県北部、 県南西部)	道路 25、河川 69、砂防 6 被害総額 1,472,035 千円	降水量 20 日 日光 103 今市 110 八方 114 佐野 87 宇都宮 63
平成 5. 7.24～7.26 (1993 年)	台風 4 号 (県北部、 県東部、県 西部)	道路 14、橋梁 2、河川 80、砂防 11、電話 511 回線 被害総額 2,193,500 千円	
平成 5. 8.26～8.28 (1993 年)	台風 11 号 (県全域)	床下浸水 29、非住家 1、道路 141、橋梁 3、河川 541、砂防 32、崖崩れ 4、電話 143 回線 被害総額 13,290,930 千円	降水量 27 日 那須 107 烏山 104 宇都宮 93 真岡 74 小山 95
平成 5. 7 月～9 月 (1993 年)	異常気象	7 月から 9 月にかけての低温・日照不足等の異常気象のため、水稻をはじめとする各種農産物に多大な被害が発生した。 農産被害 52,891,482 千円 被害総額 52,891,482 千円	
平成 6. 5.26～5.27 (1994 年)	豪雨 (県中部、 県北部、県 南部、県西 部)	一部損壊 1、床上浸水 1、床下浸水 3、り災者 1 世帯 4 人、道路 31、橋梁 1、河川 171、砂防 8 被害総額 3,094,472 千円	降水量 26 日 27 日 那須 69 150 大田原 19 82 烏山 5 55 宇都宮 33 60
平成 6.9.30 (1994 年)	台風 26 号 (おおむね 県全域)	軽傷 1、一部破損 2、床上浸水 1、床下浸水 3、り災者 1 世帯 4 人、道路 34、橋梁 1、河川 21、砂防 2 被害総額 1,296,157 千円	降水量 30 日 那須 44 大田原 4 烏山 3 宇都宮 2
平成 7. 8.21～8.22 (1995 年)	豪雨 (県中部 県南部 県 東部)	床上浸水 6、床下浸水 73、り災者 6 世帯 21 人、道路 66、河川 45、砂防 5、電話 1,267 回線、電気 2,773 戸 被害総額 1,316,344 千円	降水量 21 日 22 日 那須 6 11 大田原 8 22 烏山 10 66 宇都宮 18 78

年 月 日	原因 (地域)	概 要	降水量 (mm) ・ 最大風速 (m/s) ・ その他																											
平成 7. 9.16～9.17 (1995 年)	台風 12 号 (おおむね 県全域)	軽傷 1、一部破損 8、床下浸水 1、道路 23、橋梁 1、 砂防 153、砂防 3 被害総額 2,527,085 千円	降水量 16 日 17 日 那 須 32 70 大田原 30 65 烏 山 39 66 宇都宮 32 51 最大風速 那 須 5 13 宇都宮 8 14																											
平成 8. 9.22～9.23 (1996 年)	台風 17 号 (県南部、 県中部、 県北部、 県東部)	死者 1(小山市)、全壊 1、一部破損 11、床下浸水 2、 非住家 15、り災者 1 世帯 3 人、道路 65、橋梁 1、 河川 289、砂防 13、崖崩れ 5、電話 329 回線、電気 4,343 戸 被害総額 7,452,377 千円	降水量 大田原 71 宇都宮 98 最大風速 那 須 12 宇都宮 21																											
平成 9. 5.24～5.25 (1997 年)	大雨 (おおむね 県全域)	一部損壊 1、床上浸水 1、床下浸水 8、道路 44、河 川 140、砂防 6、崖崩れ 12、水道 120 戸 被害総額 2,367,822 千円	降水量 24 日 25 日 大田原 50 64 烏 山 60 60 宇都宮 52 61																											
平成 9. 6.19～6.20 (1997 年)	台風 7 号 (おおむね 県全域)	床下浸水 12、道路 38、河川 233、砂防 14、崖崩れ 16、電話 57 回線 被害総額 5,060,703 千円	降水量 20 日 黒 磯 99 烏 山 108 宇都宮 109																											
平成 10. 8.26～8.31 (1998 年)	8 月末豪雨 (県全域)	死者 5、行方不明者 2、軽傷者 19、全壊 45、半壊 50、一部損壊 34、床上浸水 486、床下浸水 2,362、 農地流出・埋没 590ha、農業用施設等 1,570、治山 382、林道 231、他の林業施設 154、道路 387、橋り ょう 35、河川 765、砂防 63、他の土木施設 14、交 通安全施設 33、商工業施設 324、病院 1、福祉施設 4 戸、学校施設 28 戸、社会体育施設 11、鉄道不通 1、水道 11,841 戸、電話 8,949 回線、電気 19,359 戸、り災世帯数 493、り災者数 1,779 被害総額 94,530,109 千円	26 日から 31 日にかけて 前線が日本付近に停滞し 台風 4 号が日本の南海上 をゆっくりと北上した。 この期間、台風の影響で 前線に向かって暖かく湿 った空気が南から流入し 前線の活動が活発となっ た。このため、北日本や 東日本を中心に雨が断続 的に続き、北日本の太平 洋側から関東地方にかけ て記録的な大雨となり、 那須町では 26 日から 5 日間連続して 130mm 以上 の日降水量を観測し、総 降水量が 1,254mm に達し た。特に 27 日には、時間 降水量 90mm(1 時～2 時) 3 時間降水量 205 mm(0 時 から 3 時)、日降水量 607 mm の豪雨を記録した。 降水量 (単位 : mm) <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>27 日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那 須</td> <td>607</td> <td>1254</td> </tr> <tr> <td>八 方 原</td> <td>409</td> <td>931</td> </tr> <tr> <td>黒 磯</td> <td>351</td> <td>689</td> </tr> <tr> <td>八 溝 山</td> <td>62</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td>大 田 原</td> <td>211</td> <td>578</td> </tr> <tr> <td>高 根 沢</td> <td>76</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>烏 山</td> <td>18</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td>宇 都 宮</td> <td>63</td> <td>268</td> </tr> </tbody> </table>	地点名	27 日	合計	那 須	607	1254	八 方 原	409	931	黒 磯	351	689	八 溝 山	62	282	大 田 原	211	578	高 根 沢	76	256	烏 山	18	232	宇 都 宮	63	268
地点名	27 日	合計																												
那 須	607	1254																												
八 方 原	409	931																												
黒 磯	351	689																												
八 溝 山	62	282																												
大 田 原	211	578																												
高 根 沢	76	256																												
烏 山	18	232																												
宇 都 宮	63	268																												

年 月 日	原因 (地域)	概 要	降水量 (mm) ・ 最大風速 (m/s) ・ その他
平成 10. 9.15～9.16 (1998 年)	台風 5 号 (おおむね 県全域)	半壊 1、一部損壊 2、床上浸水 8、床下浸水 82、非 住家 1、り災者 9 世帯 37 人、道路 57、橋梁 5、河 川 122、砂防 8、崖崩れ 97、電話 605 回線、電気 2,477 戸 被害総額 5,511,476 千円	降水量 21 日 22 日 那須 10 139 日光 29 339 宇都宮 19 173
平成 11. 7.11～7.14 (1999 年)	大雨 (おおむね 県全域)	軽傷 1(那須町)、全壊 1、半壊 14、一部損壊 7、床 上浸水 24、床下浸水 293、非住家 20、り災者 38 世 帯 151 人、田の流出・埋没 2.3ha、道路 89、橋梁 4、 河川 279、砂防 12、崖崩れ 120、水道 19 戸、電話 245 回線 被害総額 9,352,298 千円	降水量 12 日 13 日 14 日 那須 167 74 66 八方 222 48 139 黒磯 104 64 111 大田原 33 48 129 烏山 39 84 174
平成 13. 8.21～8.23 (2001 年)	台風 11 号 (おおむね 県全域)	床下浸水 15、道路 29、橋梁 9、河川 280、砂防 17、 崖崩れ 21、水道 370 戸、電話 250 回線、電気 1,039 戸 被害総額 7,026,099 千円	降水量 21 日 22 日 那須 33 135 八方 74 240 日光 153 358
平成 13. 9.9～9.11 (2001 年)	台風 15 号 (おおむね 県全域)	死者 1(栗山村)、床上浸水 3、床下浸水 37、り災者 3 世帯 12 人、道路 45、橋梁 4、河川 107、砂防 6、 崖崩れ 23、電話 330 回線、電気 985 戸 被害総額 3,776,900 千円	降水量 10 日 11 日 那須 81 118 八方 151 185 日光 475 244
平成 14. 7.9～7.11 (2002 年)	梅雨前線 豪雨及び 台風 6 号 (おおむね 県全域)	半壊 1、一部損壊 1、床上浸水 54、床下浸水 184、 り災者 112 世帯 250 人、道路 81、橋梁 8、河川 528、 砂防 24、崖崩れ 60、電話 586 回線、電気 1,457 戸 被害総額 12,375,123 千円	降水量 10 日 11 日 那須 277 93 八方 251 106 黒磯 213 64 大田原 204 74 日光 364 62
平成 15. 8.5 (2003 年)	大雨 (宇都宮 市、小山 市、上三川 町、烏山 町、馬頭町 外)	床上浸水 4、床下浸水 166、非住家被害 22、農地流 出・埋没 1.32ha、道路 3、河川 15、電話 1,037 回 線、電気 4,416 戸 被害総額 95,492 千円 馬頭地区 床下浸水 8、非住家被害 1 外	降水量 黒磯 36 烏山 52 宇都宮 58 小山 122
平成 16. 6.29 (2004 年)	降ひょう、 強風、雷雨 (小川町、 馬頭町外 1市5町)	一部損壊 37、床下浸水 4、非住家被害 2、文教施設 2、崖くずれ 1、電話 57 回線、電気 2,677 戸 被害総額 73,180 千円 上記のほとんどが小川地区、馬頭地区	降水量 大田原 10 今市 65 塩谷 72 烏山 1
平成 16. 10.20 (2004 年)	台風 23 号 (足利、栃 木、益子、 市貝、馬頭 町、小川町 外)	軽傷 1、床下浸水 9、道路 8、河川 33、崖くずれ 12、 電話 20 戸 被害総額 656,536 千円	降水量 大田原 135 烏山 154 宇都宮 128 那須 153
平成 17. 8.12 (2005 年)	雷雨 (高根沢 町、馬頭町 外 1市4町)	電話 12 回線、電気 1,506 戸 被害総額 8,329 千円	
平成 18. 6.16 (2006 年)	豪雨 (県内)	軽傷 2、一部損壊 1、床下浸水 11、道路 9、橋梁 1、 河川 40、崖くずれ 18、電話 1 被害総額 488,836 千円	降水量 宇都宮 100 日光 68 那須 67 大田原 97 黒磯 79 烏山 105

年 月 日	原因 (地域)	概 要	降水量 (mm) ・ 最大風速 (m/s) ・ その他
平成 19. 9.5~9.7 (2007 年)	台風 9 号 (県内)	軽傷 9、一部損壊 11、床上浸水 2、床下浸水 4、 非住家 1 (那珂川町)、田 (冠水) 1ha、畑 (冠水) 11ha、道路 35、橋梁 1、河川 84、崖くずれ 25、文 教施設 4、水道 125 戸、電話 191 回線、電気 3,829 戸 被害総額 1,918,454 千円	降水量 5 日 6 日 7 日 宇都宮 16 19 70 日光 79 235 252 那須 14 37 161 大田原 13 13 86 黒磯 3 22 68 烏山 52 21 74
平成 20. 9.6 (2008 年)	大雨・雷 (佐野、那 須、那珂川 町)	軽傷 1 (那珂川町)、道路 2、崖くずれ 1、電気 10 戸 被害総額 18,552 千円	降水量 宇都宮 5.0 日光 12 那須 40.5 大田原 31.5 黒磯 41
平成 21. 1.31 (2009 年)	強風・大雨 (県内)	軽傷 3、一部損壊 1、崖くずれ 1、電話 103 回線、 電気 574 戸 被害総額 70,000 千円	最大瞬間風向・風速 北北東 27.1m/s (9:39 宇都宮)
平成 21. 10.8 (2009 年)	台風 18 号 (県内)	軽傷 1、住家：一部損壊 9、非住家：一部損壊 1、 道路 6、電話 928 回線、電気 108 戸 被害総額 35,832 千円	降水量 宇都宮 80.5 日光 180 那須 121 大田原 73 烏山 66
平成 23. 3.11 (2011 年) 14 時 46 分	東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 (県内)	三陸沖深さ 24km を震源とする M9.0 の地震が発生 死者 4、負傷者 133 住家：全壊 261、半壊 2,118、 一部損壊 73,326	全国：最大震度 7 県内：最大震度 6 強
平成 23. 9.1~9.3 (2011 年)	台風 12 号 (県内)	住家：一部損壊 3、床下浸水 4、崖くずれ 6	降水量 1 日 2 日 3 日 宇都宮 9 24 7 日光 80 240 228 那須 42 53 82 黒磯 36 54 49 大田原 48 48 32 烏山 21 26 39
平成 23. 9.21~9.22 (2011 年)	台風 15 号 (県内)	住家：全壊 1 (那珂川町) 床上浸水 13、床下浸水 44、崖くずれ 9、河川 6、 橋りょう 2、道路 20	降水量 20 日 21 日 宇都宮 31 165.5 日光 59.5 282 那須 45.5 268 黒磯 24.5 225 大田原 28.5 208.5 烏山 18.5 201
平成 24. 5.6 (2012 年)	竜巻 (真岡、益 子、茂木、 市貝)	負傷者 10、住家：全壊 13、半壊 18、一部損壊 411、 電話 928 回線、電気 108 戸 被害総額 35,832 千円	
平成 24. 6.19~6.20 (2012 年)	台風 4 号 (県内)	軽傷 1、住家：一部損壊 1、床上浸水 1、床下浸水 4、 電気 300 戸	降水量 19 日 20 日 宇都宮 68.5 6.5 日光 259 6.0 那須 135 49 大田原 58.5 17 黒磯 77.5 26 烏山 61.5 22.5
平成 25. 9.4 (2013 年)	竜巻 (宇都宮市 鹿沼市、塩 谷町、矢板	軽傷 3、住家：半壊 2、一部損壊 88	

年 月 日	原因 (地域)	概 要	降水量 (mm) ・ 最大風速 (m/s) ・ その他
	市)		
平成 26. 2. 8～2. 9、 2. 14～2. 15 (2014 年)	大雪	2 週に渡り低気圧の接近・通過により関東甲信越地方を中心に雪が降り続き、宇都宮では 32cm、日光市土呂部で 129cm、那須で 88cm と最深積雪を大幅に更新する記録的な大雪となり、県内では停電も発生した。 重傷 9、軽傷 132、住家：半壊 2、一部損壊 31	
平成 27. 9. 9～9. 10 (2015 年)	台風 18 号 (県内)	死者 3、負傷者 6、 住家：全壊 22、半壊 967、一部損壊 29、床上浸水 1,100、床下浸水 3,938 非住家：292 り災世帯数 2,243、り災者数 4,127	降水量 9 日 10 日 宇都宮 177.5 102.5 日光 390 49 那須 129 73 大田原 59.5 36.5 黒磯 45.5 62 烏山 52 68.5
平成 29. 3. 27 (2017 年)	雪崩 (那須町)	春山安全登山講習会に参加していた高校生が那須温泉ファミリースキー場付近で雪崩被害にあった。 死者 8、重傷 2、中等傷・軽傷 38	
令和元. 10. 12～10. 13 (2019)	台風 19 号 (県内)	死者 4、負傷者 23 住家：全壊 83、半壊 5,233、一部損壊 8,666、床上浸水 2、床下浸水 133 ※令和 2 年 3 月 26 日現在	降水量 12 日 宇都宮 325.5 日光 481.0 那須 332.5 大田原 298.5 黒磯 289.0 烏山 212.5

那珂川町消防団の概要

(令和2年4月1日現在)

名 称	担 当 区 域	団員数		ポンプ種別	
		部合計	分団合計		
本 部	正副団長		4	21	消 防 団 指 揮 車
	方面隊長		3		
	分 団 長		7		
	副分団長		7		
第 1 分 団	第 1 部	新町	13	54	ポ ン プ 自 動 車
	第 2 部	室町	10		ポ ン プ 自 動 車
	第 3 部	南町	3		ポ ン プ 自 動 車
	第 4 部	田町	13		ポ ン プ 自 動 車
	第 5 部	片根	0		
	第 6 部	矢又	15		ポ ン プ 自 動 車
第 2 分 団	第 1 部	健武	30	73	ポ ン プ 自 動 車
	第 2 部	盛泉、谷川	14		ポ ン プ 自 動 車
	第 3 部	大内下	16		ポ ン プ 自 動 車
	第 4 部	大内上、大那地	13		ポ ン プ 自 動 車
第 3 分 団	第 1 部	和見	10	53	ポ ン プ 自 動 車
	第 2 部	小砂	15		ポ ン プ 自 動 車
	第 3 部	大山田下郷	17		ポ ン プ 自 動 車
	第 4 部	大山田上郷	11		ポ ン プ 自 動 車
第 4 分 団	第 1 部	小口	16	74	ポ ン プ 自 動 車
	第 2 部	北向田	17		ポ ン プ 自 動 車
	第 3 部	久那瀬	15		ポ ン プ 自 動 車
	第 4 部	松野	10		ポ ン プ 自 動 車
	第 5 部	富山	16		小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車
第 5 分 団	第 1 部	上河原、中の原、上西の原、関場	16	64	小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車
	第 2 部	芳井、薬利	18		小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車
	第 3 部	浄法寺、梅曾	17		小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車
	第 4 部	恩田、山崎、下西の原	13		小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車
第 6 分 団	第 1 部	三輪 1～3 区、神田町、東戸田	13	61	ポ ン プ 自 動 車
	第 2 部	萱場、後沢、小梨、後久保	14		小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車
	第 3 部	上町、大和町、緑町、栄町	19		ポ ン プ 自 動 車
	第 4 部	本町、舟戸、仲町、旭町	15		ポ ン プ 自 動 車
第 7 分 団	第 1 部	高岡、下片平、上片平	16	38	小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車
	第 2 部	谷田、吉田	11		小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車
	第 3 部	白久	11		小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車
合 計			438		ポ ン プ 自 動 車 20 小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車 9

個人の防災心得

第 1 台風に対する心得

1 台風が近づくことが予測される時の準備

- (1) テレビ、ラジオなどで気象予報、台風情報、防災上の注意事項をよく確認し、その内容に応じた準備をする。台風の進路により被害が予測される時は、深夜でも台風情報等が放送されるので、台風の位置や進路予想、暴風雨圏を確かめる。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、ラジオ等を用意する。
- (3) 避難場所・避難経路を確認しておく。
- (4) 隣近所の人との連絡方法を決めておく。
- (5) 洪水警報、避難勧告・指示などが、どういう経路で自分のところに伝達されるかをよく確かめておく。

2 台風等が近づいてきたときの準備

- (1) 飲料水を容器に入れておく。
- (2) 大工道具を準備しておく。
- (3) 洪水、土砂くずれ等の危険がある地域に住んでいる人は、避難に備えて次のものを用意しておく。
 - ア 食糧と飲料水 3 日分
 - イ 人と人を結べるロープ等
 - ウ 下着類
 - エ 杖となる 1.5 m ほどの棒
 - オ 重要品、貴重品、印鑑等
- (4) 屋根の点検
 - ア カワラ屋根の場合は、風向きの軒先、南東の側の瓦などがめくれ易いので、十分調べて、縛ったり、風の入りそうな所に漆喰を詰めるなどする。
 - イ トタン屋根の場合は、その止め方を十分調べて、止め釘の少ない所に釘を増すなどして補強する。
- (5) 窓、出入口には十分注意し、雨戸を閉める。
- (6) 鉄筋の入っていないブロック塀は、倒れることがあるので注意する。
柱に支柱がなく、風の吹き抜ける隙間のない木製の塀は、飛ばされることがあるので注意する。

3 台風が襲ってきた時

- (1) 水害のおそれがある時は、次のことをする。
 - ア 畳は、高い台や机などの上に積み重ねる。
 - イ たんすは、引き出しを抜いて高い所へ置く。
 - ウ 押し入れの下段のものは、できるだけ上段へ移す。
 - エ 電気、ガス、その他の家財道具の処理をする。
特に火の元は、必ず切っておく。
 - オ 学用品の保存に注意する。

- (2) 大雨が続くと地盤がゆるみ、崖くずれの起る危険があるので十分注意する。
- (3) 堤防の近くに住んでいる場合は、川の水位に注意する。

※ 河川の水位の確認先

栃木県北部	TEL 028-623-5751・5752・5753
栃木県南部	TEL 028-623-5754・5756
那珂川・久慈川	TEL 029-240-4102

4 避難する時の注意

- (1) 平常時から、避難場所と安全な避難路をよく確認しておく。
- (2) 市町村長等から避難の勧告・指示があったら、いつでも避難できるよう準備をしておく。
- (3) 傷病者、老人、乳幼児などの災害時要援護者は早めに避難する。
- (4) 避難の勧告・指示がでたら、まず火の始末をして、戸締まりを確認する。
- (5) 携行品としては、非常食糧(少なくとも2食分程度)、飲料水、医薬品、貴重品、認印、現金、着替え衣料、夜間には懐中電灯などが必要である。
- (6) 頭は、帽子、防災頭巾、ヘルメット、座布団などで覆うようにする。
- (7) 裸足、長靴は危険なので、ヒモで締める運動靴等で避難する。
- (8) 洪水時には、水面下に側溝、穴などがあるので、長い棒を杖として安全を確認しながら避難する。
- (9) 単独行動は避け、責任者を中心に老人や子供を先にして、家族又は隣近所揃って避難する。

避難に際しては、はぐれないようにお互いの体をロープでつなぐ。

- (10) 避難の勧告・指示は、防災行政無線、音声告知放送、サイレン等によるほか、巡回やラジオ放送などによって行われることになるので十分に留意するとともに、近隣にも伝える。

5 台風下の行動について

- (1) 外出するときは、目的・行き先・経路・帰宅予定時刻等を知らせておく。
- (2) 壊れそうな塀のそばを通る時は、下敷きにならないよう塀から離れて歩く。
- (3) 道に沿って川や池がある場合は、風に吹き飛ばされないように風上の側へ寄って通る。
- (4) 嵐の中では、お互いの声のとどかないので、指導者はメガホン、携帯用拡声器等を使用する。
- (5) 夜間には懐中電灯などが必要である。懐中電灯にはヒモ等を付け、できるだけ身につけておくようにする。
- (6) 水びたしになり一面水となったときは、知らない道は決して一人では通らない。
- (7) 泳ぎに自信があっても、木材や畳、ゴミなどが多量に流れてきて危険なので注意する。

第2 大地震に対する心得

1 自分を守るための行動

- (1) 身の安全を守る行動

ア 机やテーブルに身をかくす

- ・ 揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくす。
- ・ 身近にある座ぶとんなどで、頭部を保護する。

イ 非常脱出口を確保する

- ・マンションなどでは地震で扉が歪み開かなくなることがあるので、揺れを感じたら玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。

ウ あわてて外に飛び出さない

- ・大揺れは1分程度でおさまるので、周囲の状況をよく確認し、あわてて外に飛び出すことなく落ち着いて行動する。

(2) 火災を防ぐ行動

ア すばやく火を始末する

- ・使用中のガス器具、ストーブなどはすばやく火を消す。
- ・ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜く。
- ・避難する場合は、ブレーカーを切ってから避難する。
(地震により電気機器が転倒した場合、燃えやすい散乱物などに接触し出火することがある。)

イ 火が出たらまず消火する

- ・万が一出火した場合は、消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止める。
- ・大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。

(3) 避難時の行動

ア 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする

- ・避難するときは、必ず徒歩で避難する。
- ・服装は、活動しやすいものとする。
- ・携帯品は、必要品のみにして、背負うようにする。

イ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らない

- ・狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ・崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近寄らない。

ウ 山崩れ、がけ崩れに注意する

- ・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起りやすいので、自分で素早く決断し、ただちに避難する。

エ 海では津波に注意する

- ・海岸にいる時に強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。
- ・ラジオなどで津波情報をよく聞く。

(4) 正しい情報の入手

- ・テレビ、ラジオの報道に注意して、デマに惑わされないようにする。
- ・市町村役場、消防署、警察署などからの情報には常に注意する。
- ・不要、不急な電話はかけないようにする。特に、消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は、消防活動等に支障をきたすので止める。

- (5) 協力しあつての救出・救護活動
- ・ 災害が大きくなると負傷者も多くなり、消防署などによる救急活動が間に合わないこともあるので、軽いケガなどの処置は、みんながお互いに協力しあつて応急救護を行う。
 - ・ 地域に住んでいる高齢者や乳幼児、障害者などの災害時要援護者を、みんなが協力しあつて救護する。
 - ・ 建物の倒壊や落下物などの下敷きになっている人がいたら、地域みんなが協力しあつて救出活動を行う。
- 〔家庭・地域で備えておきたい救出救護用資機材〕
- ・ 懐中電灯、毛布、スコップ、ハンマー、ロープなど
- (6) 自動車運転中の行動
- ・ 道路の左側か空き地に停車し、エンジンを止める。
 - ・ カーラジオで災害情報を聞く。
 - ・ 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - ・ 避難するときは、車の鍵をつけたままにして、徒歩で避難する。

2 ふだんしておく対策

- (1) 防災訓練への参加
- ・ 市町村などで実施される防災訓練には、隣近所と誘いあつて積極的に参加し、防災行動力を身につける。
- (2) 家庭での防災会議の実施
- ・ 大地震のとき、家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。
- 〔分担を決めておく事項〕
- ・ わが家の安全点検の実施、避難場所・避難路の確認、家族の安否確認方法
 - ・ 食糧、身の回り等の3日分相当の家庭内備蓄。救急医薬品や火気などの点検
 - ・ 避難時に持ち出すものの分担、非常持出袋等の置き場所など
 - ・ 避難カードを作成し、各自携帯する
- (3) 家の補強
- ・ 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているところは補強する。
 - ・ ブロック塀、石塀の被害は、基準どおりの鉄筋が入っていない、転倒防止の控壁を設けていないなど、施工上の欠陥によるものが多いので、もう一度わが家の塀を点検する。
 - ・ 家具等の転倒、落下防止のため、家具等はトメ金、転倒防止器具などで固定しておく。
- (4) 消火器などの備え
- ・ “いざという時”のために消火器や消火用水のほか、三角バケツ、風呂水のくみ置きなど、消火に役立つものをふだんから用意し、備えておく。
- (5) 非常持出品の準備
- ・ 避難場所での生活に最低限必要な準備をし、また負傷したときに応急手当ができるように準備をしておく。
 - ・ 非常持出袋などは、いつでも持ち出せる場所に備えておく。
- (6) 火災を防ぐ
- ア 電気火災を防ぐ

- ・地震を感知して自動的に電源を切る感震ブレーカーを設置する場合には、避難上重要な照明器具などの電源が確保されるかを確認する。
 - ・電気機器は、どのような安全装置が付いているか確認してから購入する。
- イ ガス機器や石油機器の安全な使用
- ・ガスマイコンメータの特性や使い方を理解しておく。
 - ・石油ストーブは「対震自動消火装置付」のもの、ガスストーブは「転倒時ガス遮断装置付」のものを使用する。
 - ・ガスこんろ周辺の棚等に載せてある物が落ちないようにする。
- (7) 家族の安否確認方法
- ・地震時に落ち合う場所をあらかじめ決めておく。
 - ・地震時に安否情報の取り次ぎをしてもらえる親戚、知人等(遠方に住んでいる人であることが必要)を決めておく。
 - ・NTT「災害用伝言ダイヤル171」の活用を家族で確認しておく。

第3 火災に対する心得

1 火事を出さないために

- (1) 外出するとき、寝るときには、必ず火の元を確認する。
- (2) ストーブなどの火の側に、燃えやすいものを置かない。
- (3) 風呂の水はくみ置きしておく。
- (4) 消火器、三角バケツ等を家庭に常備しておく。
- (5) たき火は、風の強い日、空気の乾燥している日にはしない。
また、燃えやすいものの付近は避けて、必ず水を用意する。
- (6) 火災警報の出ている時は、屋内の一定の場所以外での喫煙は止める。
- (7) 「寝たばこ」、「たばこの投げ捨て」はせず、喫煙場所を決めておく、灰皿に水を入れておく、火が消えたか確認するなど心がける。
- (8) 子供の火遊びは絶対にさせない。マッチ、ライター等は子供の手の届かないところに置く。
- (9) こんろから離れるときは、必ず火を止める。
- (10) 電気器具は正しく使い、たこ足配線は火災の原因になるのでしない。
- (11) 火薬、危険薬品、発火危険品などの使用に際しては、定められている事項を守り、消防署等に相談してから取り扱う。
- (12) 消防署の予防査察には協力する。

2 出火したときのために

- (1) 心を落ち着けてすぐに消防署に通報し、近所の人にも「大声」で知らせる。
- (2) たとえ小さな火事でも、消防署にすぐ通報する。
- (3) 財産より人の命が大切なことを忘れない。
- (4) 家庭の消火器、近所の人との協力などによる初期消火に努める。
- (5) 火は、煙ほどは大きくないので、心を落ち着けて初期消火に努める。
- (6) 水を煙にかけても火は消えないので、火をよく見て水をかける。

- (7) 油や薬品などは、水をかけたためにかえって火事が大きくなることもある。
- (8) 電気の火事は必ずスイッチを切る。
- (9) 化学製品には有毒ガスが発生するものがあるので特に注意する。
- (10) 着物に火がついたら、走らずに転がるか、布団または毛布をかぶる。
- (11) 消防隊が来たら、燃えている場所をはっきり教える。
- (12) 消防隊の指示に従い、無理な頼み、勝手な指図などの邪魔をしない。
- (13) 近所で火が発生したときは、出入口、窓などはできるだけ開けない。
- (14) 近所で火が発生したときは、自分の家が烧けないように屋根や壁等に水を大量にかける。
- (15) 火の中に入るときは、濡れたものをかぶり、濡れたタオルなどで口を覆う。
- (16) 煙の中を逃げるとき、煙の中に入るときは、立たないで腹這いになる。
- (17) 女性の髪の毛には火がつきやすいので注意する。

第4 雷に対する心得

雷光と雷鳴の間隔が近いときは、極めて接近している状態なので次のような点に注意する。

- (1) 屋外で雷鳴が聞こえたら、遠くでもすぐに屋内に避難する。
- (2) 周囲の開けた平地や、山の上等で雷にあった場合は、できるだけ姿勢を低くし、雷鳴の合間を見計らって安全な場所に移る。
- (3) 金属、非金属にかかわらず、傘、ゴルフクラブ等は、頭より高く突き出さない。自転車、オートバイからは降りて避難する。
- (4) 樹木や避雷針のない高い物からは直ぐに離れる。
- (5) 避雷針は、接地線が完全であることを確認する。
- (6) 屋内では、電灯線、電力線、電話線など外部につながった電線とこれに接続している照明器具、電気器具、電話機等から1m以上、テレビからは2m以上離れる。水道管、ガス管も屋外に結合しているので1m以上離れる。
- (7) 電気器具はコンセントから電気プラグを抜く。
- (8) 台所、風呂場等、湿気の多い場所は避ける。
- (9) 濡れた衣類や靴を身につけない。

第5 災害に備え家庭に準備すべきもの

- 1 照明用具…懐中電灯(ひもつき)、ろうそく、マッチ、ライター等
- 2 食糧…乾パン、飲料水、缶詰等
- 3 炊事道具…携帯用ガスコンロ、使い捨て食器等
- 4 応急薬品…消毒薬、傷薬、胃腸薬、救急絆創膏、包帯等
- 5 携行用品…リュック、風呂敷、ビニール袋等
- 6 情報手段…ラジオ、地図、鉛筆等
- 7 その他…ヘルメット、頭巾、貴重品類等

栃木県自主防災組織育成方針

1 趣 旨

大規模災害が発生した場合には、道路や橋梁の損壊、建物の倒壊、火災、電気施設や水道管が寸断するなど、防災関係機関による災害対策活動の機能が著しく減退するおそれがある。

このため、災害による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民及び施設の関係者による組織的な防災活動に期待するところが大きい。

災害に強い地域づくりを推進するためには、防災関係機関による体制整備はもとより、地域住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域的な連隊意識に基づいた自発的な防災活動体制の整備・充実が必要である。

県では、東日本大震災等の過去に発生した災害を踏まえ、平成26年4月に制定した「災害に強いとちぎづくり条例」を制定し、その中で自主防災組織の責務について定めたところである。

このような状況に鑑み、地域住民による自主的な防災組織の結成及び育成を積極的に推進するものとする。

2 自主防災組織の定義

自主防災組織とは、次の2要件を満たす組織である。

- (1) 「自分たちの地域は自分たちで守る」という住民の連帯意識に基づき、自主的に結成された防災組織
- (2) 災害による被害を防止し、軽減するために必要な資機材を利用し、実際に何らかの防災活動を行う組織

なお、自主防災組織は必ずしも規約の制定を要件としていないが、組織の活動等について規約を作成し、明文化しておくことが望ましい。

3 自主防災組織育成の推進機関

市町長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の結成及び育成を推進するものとする。

なお、県及び防災関係機関は、密接な連携のもとに自主防災組織の結成及び育成に積極的に協力するものとする。

4 自主防災組織の育成

- (1) 自主防災組織の育成推進重点地区

全県的に結成及び育成を推進するが、特に次の地域では早期に結成するものとする。

- ① 消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）第2条に規定する市街地の区域
- ② 消防水利の不足している地域
- ③ 道路事情等により救急救助・消火活動等が制約されるような地域
- ④ 急傾斜地等防災上注意すべき箇所に近接する地域

- (2) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民が防災活動を行うために適正な規模の設置を推進するものとする。

- ① 住民相互に「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感がわき、地域の防災活動を効果的に行うことができる規模であること。
- ② 地理的状况、生活環境等からみて、住民の日常生活の基盤となる地域として一体性を有する規模であること。

- (3) 自主防災組織の組織づくり

既存の町内会、自治会等の組織を積極的に活用し、自主防災組織として育成することを基本として、次の方法等により組織づくりをするものとする。

- ① 自治会等の組織活動として、既に防災に関する活動が盛り込まれている場合は、その活動内容の充実、強化を図り、自主防災体制を整備する。

- ② 自治会はあるが、特に防災活動を行っていない場合は、自治会等の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ③ 小学校区単位等の規模で地域活動をしている組織がある場合は、それをいくつかの地区に編成するなどし、自主防災組織として育成する。
- ④ 自治会等の組織がない場合は、その地域で活動している何らかの団体、グループ等の協力を得るなどして、自主防災体制の整備を推進する。

5 自主防災組織の連絡機関

市町内に自主防災組織が複数整備されたときは、これらの組織の活動を調整するため連絡機関を設けることが望ましい。

6 自主防災組織の育成推進活動

市町は、県及び防災関係機関との連携を図りながら、地域の実情に応じた次のような活動を実施し、組織の結成及び既存組織の活性化を推進する。

(1) 広報活動

隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るため積極的に広報活動を実施する。

(2) 育成指導者の養成等

自治会長等の地域のリーダーを対象に、自主防災組織づくりを指導するとともに、防災に関する知識の普及を図るための防災教育を実施する。

(3) 各種団体等との協調

① 自主防災組織が消防団、防火クラブ、民生委員等の地域防災等を担う各種機関・団体と密接に連携した防災活動を実施できるよう支援する。

② 消防本部、消防団、地域防災活動推進員等の防災指導者を活用し、自主防災組織が有効に機能するよう指導する。

(4) 既存組織の活性化

既存組織に対しては、リーダーの研修や各種防災訓練への参加等を促し、その活性化を図る。

(5) 防災資機材の整備

県等の助成制度を活用するなどして、必要な防災資機材の整備に努める。

7 自主防災組織に対する支援

(1) 市町

自主防災組織の運営全般に対する積極的な指導、支援に努めるものとする。特に、次の3点については重点的に実施するものとする。

① 自主防災組織が実施する防災資機材整備に対する支援

② 自主防災組織が実施する防災訓練に対する指導

③ 自主防災組織リーダーの養成

(2) 県

市町が行う自主防災組織の育成推進活動の基盤を整備するため、県民に対する防災思想の普及・啓発及びリーダーの養成等を推進するとともに、市町の活動に対する積極的な指導、支援に努めるものとする。

(3) その他の防災関係機関

防災関係機関は、市町等が実施する自主防災組織育成推進活動に対し、積極的に協力するものとする。

社会福祉施設一覧表

資料 2 - 1 3

1 認定こども園

番号	施設名	所在地	電話番号	経営主体
1	なかのこ認定こども園	那珂川町馬頭52番地1	92-2202	那珂川町
2	ひばり認定こども園	那珂川町和見82番地1	92-2301	那珂川町
3	わかあゆ認定こども園	那珂川町小川869番地	96-5221	那珂川町

2 居宅介護支援事業

番号	施設名	所在地	電話番号	経営主体
1	那珂川町社協介護サービス事業所	那珂川町馬頭560番地1 馬頭総合福祉センター内	92-2226	(福)那珂川町社会福祉協議会
2	在宅介護支援センター リヴレット	那珂川町芳井840番地4	96-5555	(福)同愛会
3	那須南農業協同組合	那珂川町白久10番地	96-6176	那須南農業協同組合
4	八溝の里 老人介護支援センター	那珂川町久那瀬544番地1	92-0013	(福)一心会
5	居宅介護支援事業所 かたくりの郷	那珂川町小川2958番地2	96-6062	(福)寿松会
6	居宅介護支援事業所 ふきのとう	那珂川町馬頭1560番地1	92-3343	(有)ふきのとう

3 老人福祉施設 (通所介護事業)

番号	施設名	所在地	電話番号	経営主体
1	那珂川町社協介護サービス事業所	那珂川町馬頭560番地1 馬頭総合福祉センター内	92-2226	(福)那珂川町社会福祉協議会
2	老人デイサービスセンター リヴレット	那珂川町芳井840番地4	96-5555	(福)同愛会
3	八溝の里 デイサービスセンター	那珂川町久那瀬544番地1	92-0012	(福)一心会
4	老人デイサービスセンター まほろば	那珂川町小川2958番地2	96-7330	(福)寿松会
5	デイサービス ふきのとう	那珂川町馬頭1560番地1	92-3343	(有)ふきのとう
6	デイサービスセンター 咲楽	那珂川町馬頭1519番地3	92-2377	(株)トータルステーション益子
7	JAなす南デイサービスセンター えがお	那珂川町大山田下郷1275番地1	93-6050	那須南農業協同組合
8	デイホーム かりゆし	那珂川町小川2526番地1	82-7951	NPO法人 真波会
9	なかが和苑	那珂川町小口1728番地	92-5511	(福)同愛会

4 老人福祉施設 (認知症デイサービス)

番号	施設名	所在地	電話番号	経営主体
1	デイサービスセンター かたくりの郷	那珂川町小川2958番地2	96-6070	(福)寿松会

5 老人福祉施設（ショートステイ）

番号	施設名	所在地	電話番号	経営主体
1	ショートステイかたくりの郷	那珂川町小川2958番地2	96-6070	(福)寿松会
2	特別養護老人ホーム和見の里山	那珂川町和見1940番地1	92-1530	(福)鶯和会

6 老人福祉施設（老人福祉センター 特A型）

番号	施設名	所在地	電話番号	経営主体
1	那珂川町馬頭総合福祉センター	那珂川町馬頭560番地1	92-2226	那珂川町

7 介護保険施設（指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム））

番号	施設名	所在地	電話番号	経営主体
1	特別養護老人ホーム八溝の里	那珂川町久那瀬544番地1	92-0010	(福)一心会
2	特別養護老人ホームかたくりの郷	那珂川町小川2958番地2	96-6070	(福)寿松会
3	特別養護老人ホーム和見の里山	那珂川町和見1940番地1	92-1530	(福)鶯和会

8 介護保険施設（小規模多機能型）

番号	施設名	所在地	電話番号	経営主体
1	小規模多機能型居宅介護施設ひだまり	那珂川町馬頭2050番地1	92-8280	(医)湘風会
2	小規模多機能型居宅介護施設えにし苑	那珂川町谷川1609番地	83-8512	ミツイ商事(有)

9 介護保険施設（グループホーム）

番号	施設名	所在地	電話番号	経営主体
1	グループホームアベータ	那珂川町馬頭2050番地1	92-0185	(医)湘風会
2	グループホームえにし苑	那珂川町谷川1609番地	83-8512	ミツイ商事(有)

10 障害者福祉施設

番号	施設名	所在地	電話番号	経営主体
1	なかが和苑	那珂川町小口1728	92-5511	(福)同愛会

11 その他の施設（障害者福祉作業所）

番号	施設名	所在地	電話番号	実施主体 委託先	種別
1	ぼらーれ	那珂川町小川1065番地	96-4576	那珂川町 NPO法人 ぼらーれ	I型
2	那珂川町社会福祉協議会	那珂川町馬頭560番地1	92-1294	那珂川町 那珂川町社会福祉協議会	I型

要配慮者利用施設一覧

No.	災害種別	施設名称	所在地	連絡先	備考
1	土砂災害	えにし苑	谷川 1609	0287-83-8512	
2	洪水浸水	ぼらーれ	小川 1065	96-4576	
3	土砂災害	馬頭小学校	馬頭 169	92-2025	
4	土砂災害	馬頭東小学校	大内 1640	92-2421	
5	土砂災害	なかのこ認定こども園	馬頭 52-1	92-2202	
6	洪水浸水	わかあゆ認定こども園	小川 869	96-5221	

雨量・基準水位観測所一覧表

1 雨量観測所

No.	観測所番号	観測所名	所在地	関係河川名	緯度	経度	備考
1	912	馬頭	那珂川町健武1571	武茂川	36° 44' 43"	140° 11' 04"	県管理
2	933	伴陸峠	那珂川町富山字西明光1119-4	富山川	36° 41' 17"	140° 13' 07"	県管理
3	934	大室	那珂川町矢又字大室国有林7林班る3小班・る4小班	大室川	36° 43' 42"	140° 13' 51"	県管理
4	935	東光寺	那珂川町小砂442-2	小口川	36° 47' 41"	140° 11' 28"	県管理
5	937	山崎	那珂川町小川3284-1	なめり川	36° 46' 36"	140° 06' 40"	県管理
6		大山田	那珂川町大山田下郷(大山田小学校校庭)	武茂川	36° 48' 10"	140° 12' 58"	国管理
小計	5箇所						

2 基準水位観測所

No.	観測所番号	観測所名	所在地	河川名	水位		緯度	経度	備考
					通報	警戒			
1	432	古館橋下	那珂川町馬頭字南町345番地地先	武茂川	1.20	1.50	36° 44' 04"	140° 10' 15"	県管理
2		小口	那珂川町小口	那珂川	4.00	5.00	(位置) 左岸82.00k		国管理
小計	1箇所								

洪水浸水想定区域における避難

No.	地区名	伝達方法	最寄り避難場所	避難経路	避難訓練
1	北向田	屋外拡声システム・音声告知放送・広報車・個別訪問	北向田公民館	国道293号線	早期立退き避難区域 外への避難
2	久那瀬	屋外拡声システム・音声告知放送・広報車・個別訪問	久那瀬集会所	県道那須黒羽茂木線	早期立退き避難区域 外への避難
3	松野	屋外拡声システム・音声告知放送・広報車・個別訪問	武茂体育館	県道那須黒羽茂木線	早期立退き避難区域 外への避難
4	富山	屋外拡声システム・音声告知放送・広報車・個別訪問	武茂体育館	県道那須黒羽茂木線	早期立退き避難区域 外への避難
5	小川第1行政区	屋外拡声システム・音声告知放送・広報車・個別訪問	小川公民館	国道294号線	早期立退き避難区域 外への避難
6	小川第4行政区	屋外拡声システム・音声告知放送・広報車・個別訪問	小川公民館	国道294号線	早期立退き避難区域 外への避難
7	小川第5行政区	屋外拡声システム・音声告知放送・広報車・個別訪問	小川体育館	国道294号線	早期立退き避難区域 外への避難
8	小川第6行政区	屋外拡声システム・音声告知放送・広報車・個別訪問	旧小川南小学校	国道294号線	早期立退き避難区域 外への避難
9	小川第7行政区	屋外拡声システム・音声告知放送・広報車・個別訪問	旧小川南小学校	国道294号線	早期立退き避難区域 外への避難
10	小川第14行政区	屋外拡声システム・音声告知放送・広報車・個別訪問	浄法寺公民館	県道285号 福原小川線	早期立退き避難区域 外への避難

※避難所については災害発生時の状態に応じ、その都度指定します。

宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

一次細分区域		南 部	
市町村等をまとめた地域		南 東 部	
市町村		那珂川町	
警 報	大 雨	浸水害	表面雨量指数基準 21
		土砂災害	土壌雨量指数基準 133
	洪 水	流域雨量指数基準	武茂川流域 = 19.3
		指定河川洪水予報による基準	那珂川[小口]、箒川[佐久山]
	暴 風 (平 均 風 速)	20m/s以上	
	暴 風 雪 (平 均 風 速)	20m/s以上 雪を伴う	
大 雪	12時間降雪の深さ 15cm		
注 意 報	大 雨	浸水害	表面雨量指数基準 12
		土砂災害	土壌雨量指数基準 97
	洪 水	流域雨量指数基準	武茂川流域 = 15.4
		複合基準	武茂川流域 = (10、15)
		指定河川洪水予報による基準	那珂川[小口]、箒川[佐久山]
	強 風	12m/s以上	
	風 雪	12m/s以上で、雪を伴う	
	大 雪	12時間降雪の深さ 5cm	
	濃 霧 (視 程)	100m	
	乾 燥	最小湿度30%、実効湿度60%	
	な だ れ	①24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があって日最高気温が6℃以上	
	低 温	夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
着 氷 ・ 着 雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 110mm	

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、あす震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることもあります。また、中高層建物の上層では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 同じ震度であっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多くみられるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの階級震度で示されている全ての減少が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部にちかい。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下記の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建造物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れを感じる人もいます。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人は、目を覚ます人もいます。	電灯のつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れも感じる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人が揺れを感じる。眠っている人が、目を覚ます。	電灯など下向きに揺れる。棚類の座物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転している人がいる。			鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転の見合わせ、速度規制、通行規制が行われる。	
5 弱	大半の人が、恐怖を感じ、物などが落ちる。	電灯など下向きに揺れる。棚類、食器類、本棚、椅子、机、テーブル、テレビなどが倒れる。固定家具は、倒れることがある。	ガラスが割れる。電柱が揺れる。道路に倒れることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などが割れる。ひび割れや亀裂がある。		断水、停電などが発生する。安全装置のあるガス遮断装置が作動し、ガスの供給が停止する。地盤の液状化による斜面崩壊や土石流が発生する。	地盤に亀裂や液状化による斜面崩壊や土石流が発生する。
5 強	大半の人が、物などが落ち、歩行が困難になる。	棚類や食器類が落下する。固定家具が倒れる。	ガラスが割れる。電柱が揺れる。道路に倒れることがある。自動車が運転が困難になる。	耐震性の低い住宅では、壁などが割れる。ひび割れや亀裂がある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れや亀裂が入ることがある。		

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建造物	ライフライン	地盤・斜面
6弱	立っていることが困難になる。	固定している家具の移動もなくなる。	壁のタイルやガラスの落下がある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂が入り、壁ひび割れ・亀裂が入り、瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒れるものがある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入る。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	揺れや地域の強い揺れに等しい状況が、通信用の伝言板が行われる。	地盤がゆるみ、斜面が崩れることがある。
6強	立っていきなず、揺れがひどいところでは、倒れることもある。	固定している家具の移動もなくなる。	壁のタイルやガラスの落下が、補修が必要になる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入り、傾いたり、倒れるものがある。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が入る。1階ある柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	広い地域で、ガス、水道、電気が供給されなくなる。	地盤がゆるみ、斜面が崩れる。大規模な斜面崩壊がある。
7		固定している家具の移動もなくなる。	壁のタイルやガラスの落下が、補修が必要になる。	耐震性の低い住宅では、傾いたり、倒れるものがある。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が入る。1階ある柱が崩れ、倒れるものもある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入る。1階ある柱が変形し、傾くことがある。		

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

No.	名称	住所	災害の種類				避難所との 重複	収容可能人員 (感染症予防対策 を施す場合は状況 に応じ調整)
			洪水	土砂災害	地震	火災 その他		
1	馬頭総合福祉センター	馬頭560-1	×	○	○	○	○	480
2	総合体育館	馬頭67-1	○	○	○	○	○	530
3	馬頭小学校	馬頭169	○	×	×	○	○	180
4	馬頭中学校	馬頭2558-1	○	○	○	○	○	330
5	馬頭高等学校	馬頭1299-2	○	○	○	○	○	400
6	矢又集会所	矢又547	○	×	×	○	○	40
7	健武体育館	健武2146	○	○	○	○	○	160
8	ひばり認定こども園	和見82-1	○	○	○	○	○	140
9	和見集会所	和見2041-1	○	○	○	○	○	30
10	小口集会所	小口1177-1	○	○	○	○	○	50
11	馬頭西体育館	小口1728-53	○	○	○	○	○	150
12	北向田公民館	北向田89	○	○	○	○	○	20
13	久那瀬集会所	久那瀬588	○	○	○	○	○	30
14	武茂体育館	松野1647	○	×	×	○	○	140
15	松野集会所	松野1351	○	×	×	○	○	40
16	富山集会所	富山541-4	○	×	×	○	○	40
17	馬頭東小学校	大内1640	○	×	×	○	○	130
18	大内地区生活改善センター	大内2422	○	○	○	○	○	30
19	緑の交流館	大那地561-2	○	×	×	○	○	80
20	谷川体育館	谷川1584-1	○	×	×	○	○	140
21	盛谷公民館	谷川17-2	○	×	×	○	○	20
22	大山田体育館	大山田下郷955	○	×	×	○	○	150
23	大山田下郷農村活性化施設	大山田下郷4508	○	○	○	○	○	50

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

No.	名称	住所	災害の種類				避難所との重複	収容可能人員 (感染症予防対策を施す場合は状況に応じ調整)
			洪水	土砂災害	地震	火災その他		
24	大山田上郷生活改善センター	大山田上郷941	○	×	×	○	30	
25	旧馬頭西小学校	小砂2712	○	×	×	○	120	
26	小砂地区コミュニティセンター	小砂836	○	○	○	○	50	
27	第一区公民館	小川3414	○	○	○	○	15	
28	小川公民館	小川2524-1	○	○	○	○	150	
29	小川体育館	小川2785	○	○	○	○	310	
30	小川総合福祉センター	小川1065	×	○	○	○	460	
31	小川小学校	小川2846	○	○	○	○	140	
32	旧小川南小学校	谷田944	○	○	○	○	110	
33	第8区農村生活センター	片平184-1	○	○	○	○	40	
34	三輪多目的集会所	三輪535	○	○	○	○	20	
35	後沢集落センター	東戸田292	○	○	○	○	15	
36	小川中学校	小川3033	○	○	○	○	250	
37	旧薬利小学校	薬利945	○	○	○	○	110	
38	上芳井公民館	芳井148	○	○	○	○	20	
39	浄法寺公民館	浄法寺882	○	○	○	○	20	
40	特別養護老人ホーム 八溝の里	久那瀬544-1	○	○	○	○	(福祉避難所)	
41	特別養護老人ホーム かたくりの郷	小川2958-2	○	○	○	○	(福祉避難所)	
42	小規模多機能型居宅介護施設 ひだまり	馬頭2050-1	○	○	○	○	(福祉避難所)	
43	小規模多機能型居宅介護施設 えにし苑	谷川1609	○	×	×	○	(福祉避難所)	
44	なかが和苑	小口1728	○	○	○	○	(福祉避難所)	

避難勧告等の判断基準及び伝達手段

1 避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令区分は以下のとおりです。

- (1) 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始
災害が発生する可能性がある状況で、高齢の方や障がいのある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は避難し、それ以外の人は避難の準備をすることを促すもの。
- (2) 警戒レベル4 避難勧告
災害が発生する恐れが極めて高い状況等であり、対象地域の方は全員速やかに避難するよう促すもの。
- (3) 警戒レベル4 避難指示（緊急）
大規模な災害が発生する恐れがあり、著しい危険が切迫している場合に、「避難勧告」より強く住民に対し避難を促すもの。
- (4) 警戒レベル5 災害発生情報
すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとるよう促すもの。

2 避難勧告等の判断基準

避難勧告等の発令については、対象となる災害を①河川洪水、②土砂災害の2種類とし、以下の基準を参考に、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断することとします。

【河川洪水】

ア. 具体的な基準を作成する対象を那珂川、箒川とします。

イ. 避難すべき区域

原則として洪水浸水想定区域（国土交通省及び栃木県が公表したもの。）のうち、早期立退き避難区域として設定されている範囲内。

ウ. 具体的な基準

避難勧告等は以下の基準を参考に、河川洪水予報、流域雨量指数の予測値、水位情報（氾濫注意水位、氾濫危険水位等）、今後の気象予測、河川監視カメラ、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令します。

	那珂川（小口観測所）	箒川（佐久山観測所）
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	① 2 時間後に氾濫危険水位（5.5m）に到達すると予想される。	① 2 時間後に氾濫危険水位相当水位（4.0m）に到達すると予想される。 ② 1 時間後に避難判断水位相当水位（3.5m）に到達すると予想される。
警戒レベル4 避難勧告	① 1 時間後に氾濫危険水位（5.5m）に到達し、さらに水位が上昇すると予想される。 ② 河川氾濫のおそれがある。	① 避難判断水位相当水位（3.5m）に到達し、1 時間後に氾濫危険水位相当水位（4.0m）に到達すると予想される。 ② 河川氾濫のおそれがある。

警戒レベル4 避難指示(緊急)	①氾濫危険水位(5.5m)に到達し、さらに水位が上昇すると予想される。 ②堤防が決壊するおそれがある。(堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)	①氾濫危険水位相当水位(4.0m)に到達し、さらに水位が上昇すると予想される。 ②堤防が決壊するおそれがある。(堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)
警戒レベル5 災害発生情報	洪水や土砂災害の発生など、被害を覚知した場合に可能な範囲で発令する。	

観測データ

	那珂川(小口観測所)	箒川(佐久山観測所)
計画高水位	9.55m	—
氾濫危険水位	5.50m	4.00m
避難判断水位	5.00m	3.50m
氾濫注意水位	5.00m	2.50m
水防団待機水位	4.00m	1.90m

※計画高水位：堤防が耐えられる最高の水位

※氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位

※避難判断水位：水害の発生に備えて、町長の避難準備情報等の発令の目安となる水位

※氾濫注意水位：水防活動を行う指標となる水位であり、消防団が出動する水位

※水防団待機水位：消防団が出動のために待機する水位

【土砂災害】

ア. 避難すべき区域

本町の土砂災害発生のおそれのある危険箇所は、町域のあらゆる箇所に点在していることから、宇都宮地方気象台の発表する土砂災害警戒判定メッシュ情報及び今後の雨量予測、町職員や防災関係機関等による危険箇所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い避難勧告の対象となる「避難すべき区域」を判断します。

イ. 具体的な基準

避難勧告等は以下の基準を参考に、宇都宮地方気象台の発表する今後の気象予測や土砂災害警戒情報、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。

	現地情報等による基準	「土砂災害警戒情報」(※1)による基準	積算雨量等による基準		
			前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mm未満であった場合	前日までの連続雨量が40mm未満であった場合

避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル 3	近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見される。	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」（※2）における土壌雨量指数が大雨警報の基準に到達すると予想される。	当日の日雨量が 50mm を越える。	当日の日雨量が 80mm を越える。	当日の日雨量が 100m を越える。
警戒レベル 4 避難勧告	近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見される。	土砂災害警戒情報が発表された場合や「土砂災害警戒判定メッシュ情報」における土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想される。	当日の日雨量が 50mm を越え、時間雨量が 30 mm 以上の強い雨が予想される。	当日の日雨量が 80mm を越え、時間雨量が 30 mm 以上の強い雨が予想される。	当日の日雨量が 100 m を越え、時間雨量が 30 mm 以上の強い雨が予想される。
避難指示（緊急） 警戒レベル 4	近隣で土砂災害が発生するおそれがある。近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見される。	土砂災害警戒情報が発表され、かつ、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」における土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の基準に到達した。			
災害発生情報 警戒レベル 5	土砂災害が発見される。	土砂災害が発生した。			

(※1) 大雨警報が発表されている状況下で、大雨により土砂災害の危険度が高まったときに市町名を特定して栃木県と宇都宮地方気象台が共同して発表する情報

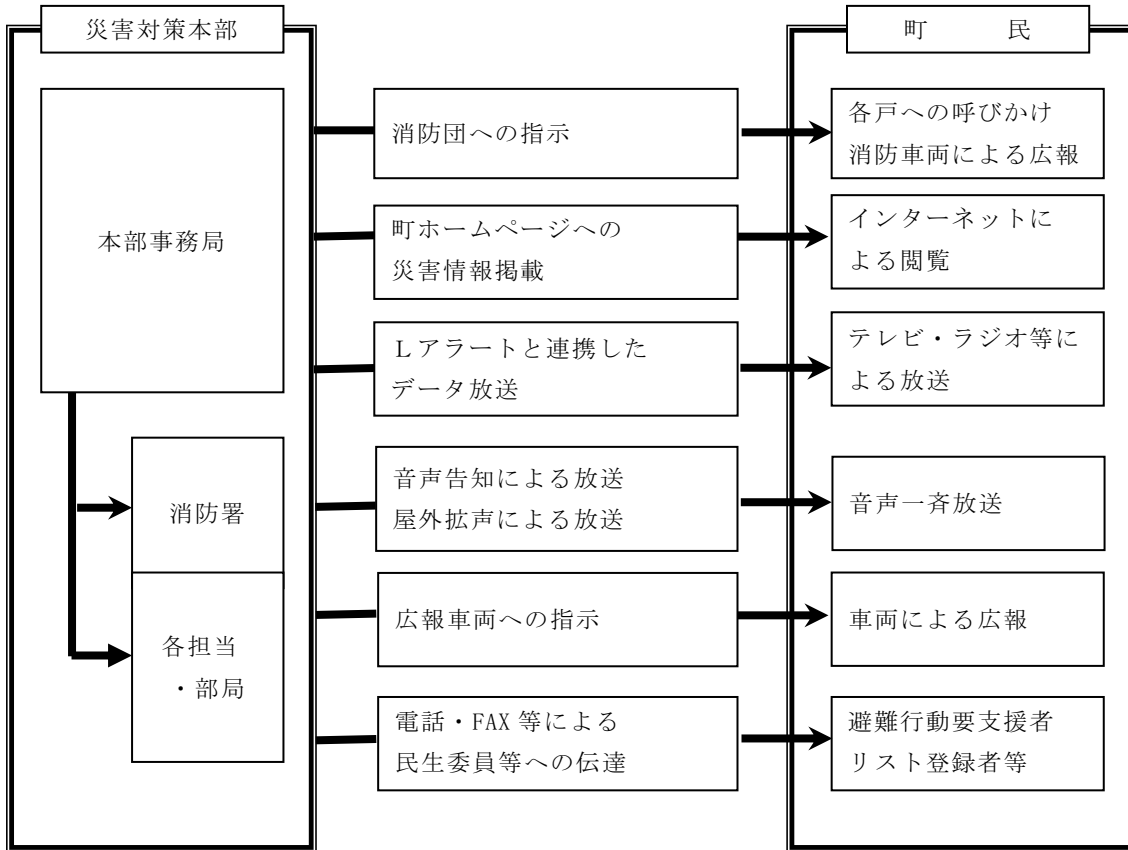
(※2) 土砂災害警戒情報と合わせて、気象庁ホームページで「補足する詳細情報」として、土砂災害危険個所を表示した（1 / 25,000）に、1 kmメッシュごとの危険度を判定し、色分けをして危険度情報が公示されます。

3 情報の入手先

- (1) とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測システム
<https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/index.asp>
- (2) とちぎ土砂災害警戒情報
https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/dosya_keikai/alert_map.asp
- (3) 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報
<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

4 避難勧告等の伝達手段

避難勧告等の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、音声告知、屋外拡声システムや車両による広報、Ｌアラートと連携したデータ放送、町ホームページへの掲載など行うとともに、マニュアル等に基づく、行政区長、民生委員・児童委員等への電話・ＦＡＸ等様々な手段で行います。



5 避難勧告等の伝達文（例）

【警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始】

「こちらは、那珂川町（災害対策本部）です。

大雨の影響により、

① ○○川の水位が上昇し、今後、越水（溢水）する恐れがあります。

② 土砂災害の発生するおそれがあります。 など

このため、（ただ今）、○○時○○分に○○地区（○○川沿い、○○付近など）に対して「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。

お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は、直ちに避難してください。

（開設予定の）避難所は○○、又は○○です。

その他の方も避難の準備を始めてください。」

（「また、できるだけ、となり近所の方にも一声掛けて避難してください。」）

避難準備等を伝達する場合の注意事項

1. [] 部分については避難準備情報を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達すること。
2. () 内については、必要に応じ、適宜伝達すること。
3. 避難所については、具体的な避難所名（原則として、直近の避難所）を伝達する。なお、水害の場合については、今後の浸水予測を踏まえ、避難所を選定すること。

飛行場外・緊急離着陸場一覧

1 飛行場外離着陸場

No.	離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
1	那珂川町箒橋下流緑地	那珂川町小川 2 0 4 8	那珂川町長	9 2 - 1 1 1 1
2	小川総合福祉センター	那珂川町小川 1 0 6 5	那珂川町長	9 2 - 1 1 1 1
3	那珂川消防署	那珂川町馬頭 2 3 3 7 - 1	消防本部消防長	0 2 8 7 - 8 2 - 2 0 0 9

2 緊急離着陸場

No.	離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
1	馬頭運動場	那珂川町馬頭 2 5 5 8 - 1	那珂川町長	9 2 - 1 1 1 1
2	北向田運動広場	那珂川町北向田字稲荷山	北向田行政区長	

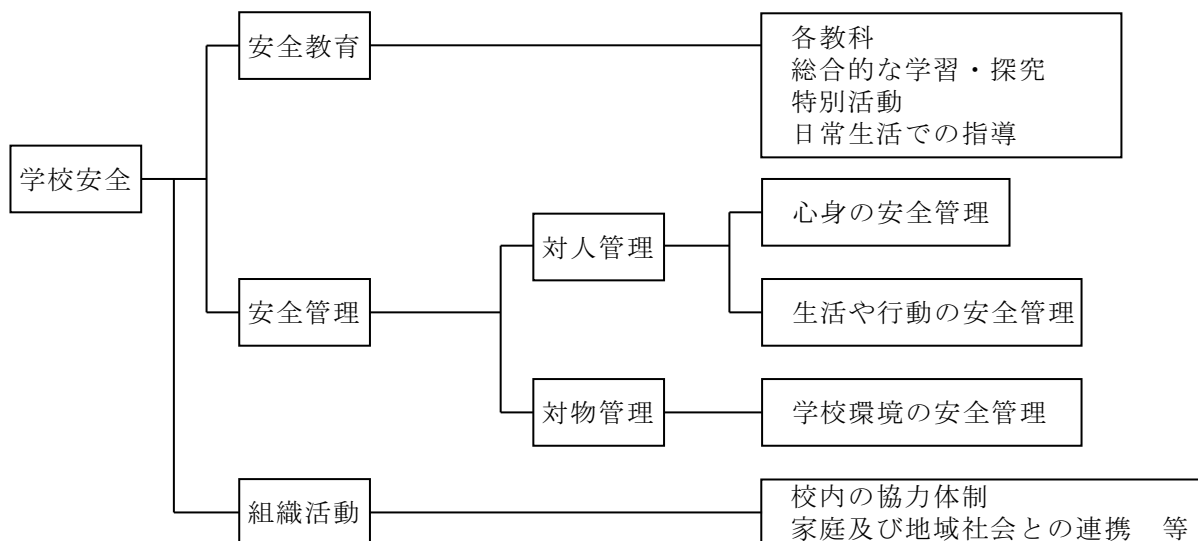
学校安全計画の概要

(文部科学省安全教育参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より抜粋)

○学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の3領域の1つであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康や安全を確保するとともに、生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために一体的に取り組まれている。

学校安全のねらいは、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることである。



学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義。以下同じ。）」の3つの領域が挙げられる。

①「生活安全」：(省略)

②「交通安全」：(省略)

③「災害安全」：地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

○学校安全計画の作成

学校安全計画は、学校保健安全法第27条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられているものであり、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。

学校安全計画の内容例

- 1 安全教育に関する事項（省略）
- 2 安全管理に関する事項
 - (1) 生活安全（省略）
 - (2) 交通安全（省略）
 - (3) 災害安全
 - ・防災のための組織づくり、連絡方法の設定
 - ・避難場所、避難経路の設定と点検・確保
 - ・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
 - ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
 - ・その他必要な事項

※災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。

※危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。
 - (4) 通学の安全
 - ・通学路の設定と安全点検
 - ・通学に関する安全のきまり・約束等の設定

※交通安全の観点や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。
- 3 安全に関する組織活動
 - ・家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
 - ・安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危機管理マニュアル等に関する校内研修事項
 - ・保護者対象の安全に関する啓発事項
 - ・家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
 - ・その他必要な事項

災害時における市町村相互応援関係

(1) 災害時における市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内各市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第4条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合かつ応援市町村が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(災害対策連絡会議の設置等)

第10条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

(2) 災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定第9条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表1(省略)のとおりとする。

(市町村の区分)

第3条 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行なうため、別表2のとおり市町村を地域ごとに区分(以下「ブロック」という。)するものとする。

(応援ブロック)

第4条 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表3に定める。

(応援職員の携行品)

第5条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第6条 被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舎のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第7条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規定により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(経費の支払方法)

第8条 応援市町村が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

- (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前号に定める請求は、応援市町村長名による請求書（関係書類添付）により、被災市町村長に請求するものとする。

（災害対策連絡会議）

第9条 協定第10条第2項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

- 2 災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。
- 3 災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。
 - (1) 応援体制に関する事項
 - (2) 備蓄体制に関する事項
 - (3) 防災訓練に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 4 この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年7月30日から施行する。

別表2 市町村の区分

ブロック名	構成市町村
北那須ブロック	大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町
日光ブロック	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町
南那須ブロック	南那須町、烏山町、馬頭町、小川町
塩谷ブロック	矢板市、塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町
県央ブロック	宇都宮市、鹿沼市、上河内町、河内町、栗野町
芳賀ブロック	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南ブロック	栃木市、小山市、上三川町、南河内町、西方町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、太平町、藤岡町、岩舟町、都賀町
安足ブロック	足利市、佐野市、田沼町、葛生町

別表3 応援ブロック

被災ブロック名	応援ブロック名
北那須ブロック	日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック
日光ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック
南那須ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック
塩谷ブロック	北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック
県央ブロック	日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック
芳賀ブロック	南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック
県南ブロック	日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック
安足ブロック	県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック

那珂川町及び愛荘町の災害時における相互応援に関する協定書

那珂川町及び愛荘町（以下「協定町」という。）は、いずれかの町の地域において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した町では十分な応急措置を実施することができない場合に、法第 67 条第 1 項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第 2 条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第 7 条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第 3 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- (4) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 前項の規定により応援を要請された町は、これに速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第 4 条 応援を行おうとする町は、災害の発生により要請町との連絡が取れない場合であって、要請町周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第 2 条に規定する要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請町の負担とする。

- 2 第3条及び前条の規定により応援を行った町（以下「応援町」という。）は、要請町が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請町から法第92条第2項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

(災害補償等)

第6条 第1条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町が、要請町への往復経路の途中に生じたものについては応援町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡窓口)

第7条 協定町は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部署を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自署名の上、各1通を保有するものとする。

平成19年10月10日

那珂川町長

愛荘町長

災害時における那珂川町と美郷町との相互応援に関する協定書

那珂川町（以下「甲」という。）と美郷町（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（要 請）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、必要事項を示して応援を要請する。

（協 力）

第3条 前条の規定により要請を受けた町（以下「応援町」という。）は、その内容に従ってできる限り応援するように努める。

（自主的応援）

第4条 応援町は、災害の発生により要請町との連絡が取れない場合であって、周辺の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、応援要請を待たず応援を行うことができるものとする。

2 前項の応援については、第2条の要請があったものとみなす。

（応援内容）

第5条 甲又は乙が行う応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急物資（食料、飲料水及び生活必需物資）の供給並びにその供給に必要な資機材等の提供
- (2) 応急対策等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者及び被災児童生徒の一時受入
- (4) 応急対策等に要する職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による応援として行うことを相当と認めたもの

（輸 送）

第6条 応急物資等の輸送は、原則として応援町が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、原則として要請町が負担する。ただし、双方協議により負担割合を定めた場合は、その限りでない。

（ボランティアへの支援）

第8条 甲又は乙は、本協定の趣旨に鑑み、個人又は団体からの援助の申し出があった場合は、その旨を通知するなど、適切な支援がはかれるよう努めるものとする。

（災害補償等）

第9条 派遣職員に係る公務災害補償等については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町が、要請町への往復経路途中に生じたものについては応援町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(協 議)

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 6月20日

甲 栃木県那須郡那珂川町馬頭 409 番地
那珂川町長

乙 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙 170 番地 10
美郷町長

広域消防相互応援協定

平成 17 年 11 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この協定は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。)

第 2 1 条の規定に基づき、大規模災害及び両町隣接境界に近接した区域において火災が発生した場合における両町が行う消防の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第 2 条 この協定の対象とする災害は、次のとおりとする。

- 1 台風等の水災又は地震等においては、当該自治体の消防力をもってして防衛困難な大規模災害とする。
- 2 火災は、両町隣接境界に近接した地区で発生した火災とする。

(応援方法)

第 3 条 応援の方法は、次のとおりとする。

- 1 水災・地震等の場合は、要請自治体の長又は消防団長が次の各号に掲げる事項を明確にして応援自治体に通報するものとする。
 - (1) 災害の種別
 - (2) 災害発生の日時、場所及び状況
 - (3) 必要とする人員、車輛、資器材の種別・数量
- 2 両町隣接境界に近接した地区において発生した火災の場合は、隣接区域の警備に支障の生じない範囲において、次の各号に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。
 - (1) 両町隣接境界に近接した地区に火災を認知した場合は原則 1 隊(1 車輛)
 - (2) 火災の規模等により応援自治体の長又は消防団長が必要と認めた場合は、その必要数
 - (3) 応援要請があった場合は、その要請数
- 3 応援の要請を受けた自治体の長が要請を受託した場合、次の各号に掲げる事項を明確にして要請自治体の長に通報するものとする。

但し、当該自治体区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援を行うものとする。

 - (1) 応援の場所及び集結場所
 - (2) 現場最高指揮者の職、氏名及び無線局名
 - (3) その他必要な事項

(応援隊の誘導)

第 4 条 要請自治体の長は、所属の消防団員を誘導員として応援隊の集結場所に待機させ、応援隊の誘導を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第 5 条 応援隊の指揮は、要請消防長又は消防団長が、応援隊の長に対して行うものとする。

2 応援隊の長は、現場到着・応援活動状況・現場引き揚げを要請現地最高指揮者に報告するものとする。

(報告)

第6条 要請自治体の長は、災害活動の終了後、災害の概要を応援自治体の長に報告するものとする。

2 応援自治体の長は、応援活動の終了後、応援活動の結果を要請自治体の長へ報告するものとする。

(費用負担)

第7条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

1 要請に基づく応援の場合。

(1) 応援自治体が負担する経費

ア 応援隊員の出動に係る諸手当、車両等の燃料費その他の経常的経費

イ 応援隊員の死傷による公務災害補償費

(2) 要請自治体が負担する経費

ア 現地で調達した、車両等の燃料費及び化学消火薬剤等の資器材費

イ 応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度応援自治体と要請自治体が協議のうえ、決定するものとする。

2 前項以外の出動の場合は、応援側の負担とする。

(疑義)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議のうえ、これを決定するものとする。

(協定書の保有)

第9条 この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を有するものとする。

附 則

この協定は、協定締結の日平成17年11月30日から施行する。

平成17年11月30日

茨城県久慈郡大子町大字大子866

大子町長

栃木県那須郡那珂川町馬頭409

那珂川町長

那珂川町災害警戒本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、那珂川町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 那珂川町災害対策本部条例（平成17年那珂川町条例第17号）に規定する那珂川町災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置及び対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、次の場合に警戒本部を設置する。

- (1) 那珂川町内で震度5弱・5強の地震が発生したとき。
- (2) 気象注意報・警報その他災害に関する情報が発せられる等災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合において、警戒本部長が必要と認めるとき。

2 警戒本部は、那珂川町庁舎内に置く。

(所掌業務)

第3条 警戒本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対策及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 対策本部設置に関すること。
- (3) 災害応急対策に関すること。

(組織)

第4条 警戒本部は、災害警戒本部長（以下「本部長」という。）及び災害警戒本部員（以下「本部員」という。）をもって構成する。

2 本部長は、総務課長をもって充てる。

3 本部員は、震災にあつては全課長を、風水害にあつては次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 総務課課長補佐（防災担当）
- (2) 建設課長
- (3) 産業振興課長
- (4) 上下水道課長

(本部会議)

第5条 警戒本部に本部会議を置く。

2 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

3 本部長は、本部会議で協議し決定した重要事項は町長に報告するものとする。

4 本部長が必要と認めるときは、関係職員の本部会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 警戒本部の庶務は、総務課において処理する。

(解散)

第7条 警戒本部は、次の場合に解散する。

- (1) 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- (2) 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- (3) 対策本部が設置されたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日より実施する。

那珂川町災害対策本部条例

(平成17年10月1日条例第17号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、那珂川町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

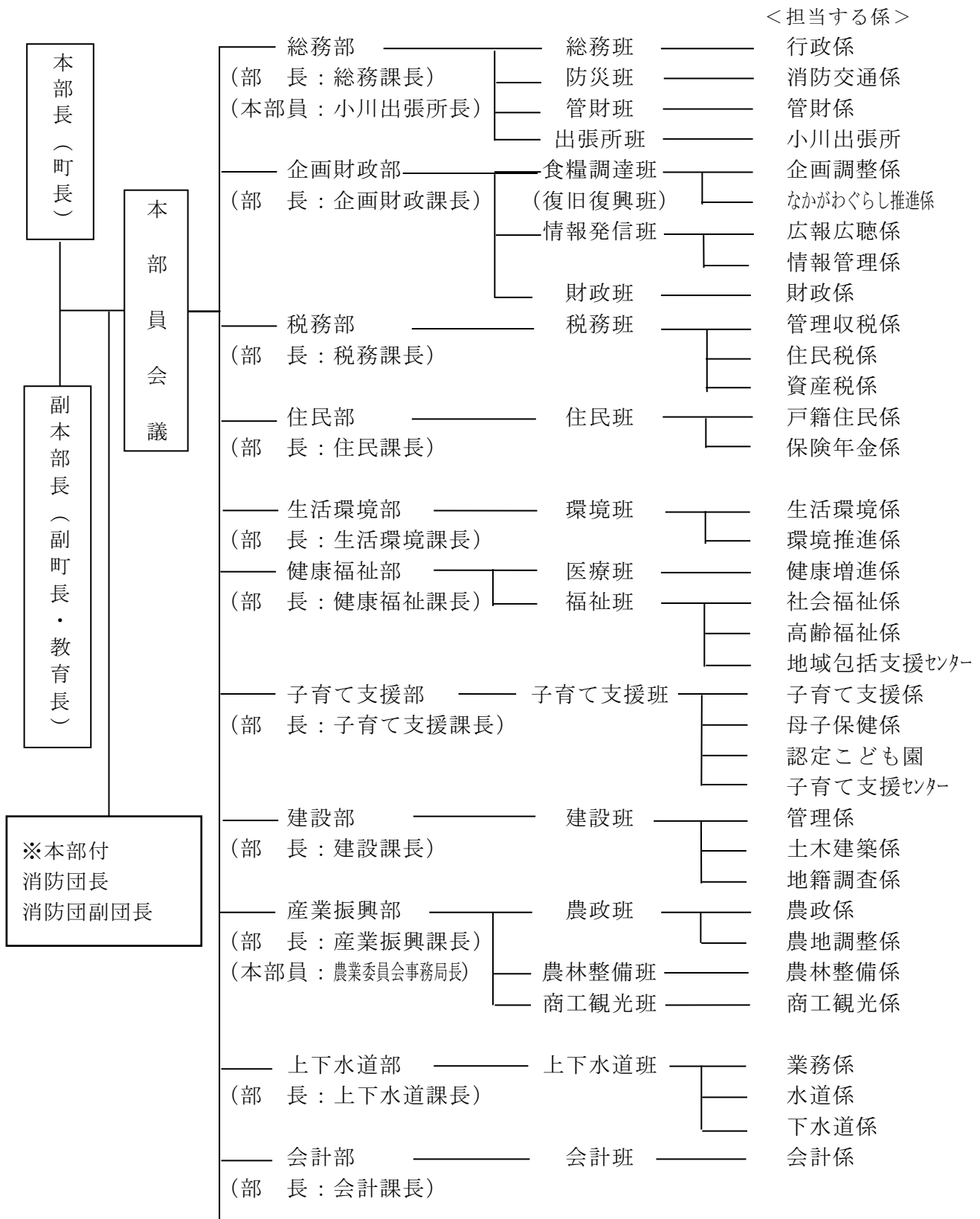
附 則

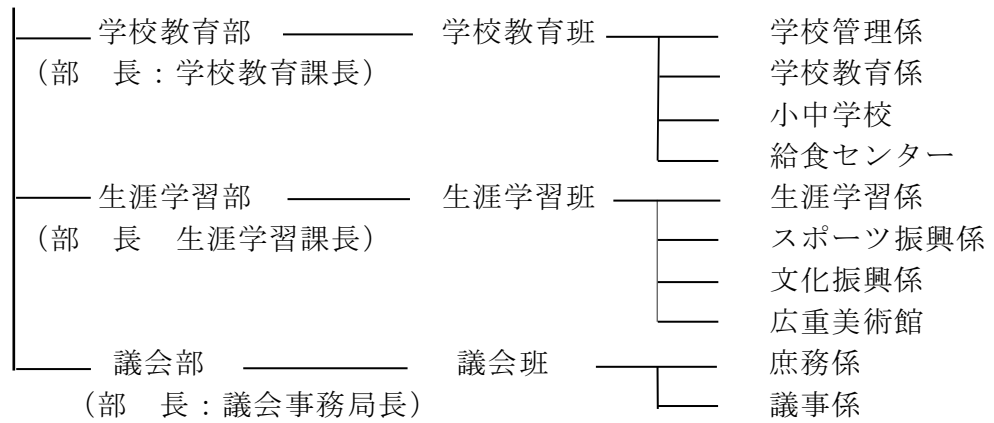
この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月4日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

那珂川町災害対策本部組織及び業務





- (注) 1 係に属さない主幹、課長補佐、調整担当にあつては本部連絡員として部間の連絡調整、部内の連絡調整をする。
- 2 班長はあらかじめ部長が定めるものとする。

○必要に応じ警察、消防署等に職員（情報連絡員等）の派遣要請を行う。

風水害対策

災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌		主な分担業務	
部	班	準備	概ね72時間以内
本部会議		<ul style="list-style-type: none"> ○避難情報発令の決定 ○各部・班の任務のうち重要事項の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧活動の検討・決定 ○被災者支援の検討・決定 ○今後の活動方針等の検討・決定 (○災害対策本部解散の決定)
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の庶務 ○災害対策本部決定事項の各部への周知徹底 ○被害状況等の収集及び報告 ○災害対策措置の実施のための職員の動員・派遣 ○災害対策関係係文書物品の受け入れ配置 ○災害対策関係文書物品の受取・配布・発送 ○関係機関団体との連絡等 ○行政連絡組織との連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の庶務 ○災害対策本部決定事項の各部への周知徹底 ○被害状況等の収集及び報告 ○災害対策措置の実施のための職員の動員・派遣 ○災害対策関係係文書物品の受け入れ配置 ○災害対策関係文書物品の受取・配布・発送 ○関係機関団体との連絡等 ○行政連絡組織との連絡 ○災害応急対策の取りまとめ
総務部	防災班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害状況の収集・避難情報の発令 ○災害時の交通対策 ○常備消防、消防団、警察、自衛隊との連絡調整 ○防災関係機関に対する協力並びに応援要請 ○備蓄災害資機材の供給 ○災害応急対策資材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害状況の収集・避難情報の発令 ○災害時の交通対策 ○常備消防、消防団、警察、自衛隊との連絡調整 ○防災関係機関に対する協力並びに応援要請 ○備蓄災害資機材の供給 ○災害応急対策資材の調達
	管財班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の車両調達・配車・資材輸送 ○所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援 ○総務班及び防災班の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧等支援金支給事務 ○所管公共施設・財産等の被害調査・応急対策 ○総務班及び防災班の支援
	出張所班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営支援

災害対策本部の事務分掌

主な分担業務	
班	準備
部	概ね72時間以内
食糧調達班 (復旧復興班)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の生活物資・食糧の調達 ○災害時の生活物資・食糧の供給
企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興に関する計画の策定 ○被災者生活再建支援制度 ○被災者への支援制度取りまとめ ○災害時の生活物資・食糧の調達 ○災害時の生活物資・食糧の供給
情報発信班	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報、避難所情報、避難情報等の広報 ○被災者支援策の広報
財政班	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者支援策の広報 ○災害状況の取材・記録編集 ○広報施設等の被害調査・応急対策・復旧
税務部	<ul style="list-style-type: none"> ○総務班及び防災班の支援 ○避難所の開設・運営支援
住民部	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の身元調査・照会 ○行方不明者等の名簿整理 ○健康福祉部の支援
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の公害防止 ○建設部の支援 ○避難施設の保健衛生 ○災害廃棄物の処理 ○身元不明死体等の収容及び処理埋葬

災害対策本部の事務分掌

		主な分担業務		
部	班	準備	概ね72時間以内	72時間以降
健康福祉部	医療班	○医薬品、衛生資材、救護資材の調達 ○救護班の編成・派遣要請 ○医療関係機関との連絡調整	○避難所における医療・助産 ○医薬品、衛生資材、救護資材の調達 ○救護班の編成・派遣要請 ○被災者の健康管理及びメンタルヘルスケア	○避難所における医療・助産 ○医薬品、衛生資材、救護資材の調達 ○救護班の編成・派遣要請 ○被災者の健康管理及びメンタルヘルスケア
	福祉班	○避難行動要支援者支援班の編成・支援 ○民生委員児童委員への協力要請	○社会福祉施設の被害調査・応急対策・復旧 ○被災障害者の保護・援助 ○被災者の救護 ○日本赤十字社への救援要請	○社会福祉施設の被害調査・応急対策・復旧 ○災害弔慰金、被災見舞金の支給 ○社会福祉協議会のボランティアの受け入れ支援
子育て支援部	子育て支援班	○児童の避難対策 ○認定こども園等の運営の調整 ○所管公共施設避難所の開設及び施設管理	○児童の避難対策 ○被災児童の保護 ○被災児童のメンタルヘルスケア	○児童福祉施設の被害調査・応急対策・復旧 ○被災児童のメンタルヘルスケア
	建設班	○発災時の対応の調整	○道路、橋梁、河川等の被害調査・応急対策・復旧 ○町営住宅等の被害調査・応急対策・復旧 ○道路障害物の除去	○道路、橋梁、河川等の被害調査・応急対策・復旧 ○町営住宅等の被害調査・応急対策・復旧 ○道路障害物の除去 ○建築物の応急危険度判定 ○仮設住宅の建設

災害対策本部の事務分掌

		主な分担業務		
部	班	準備	概ね7・2時間以内	7・2時間以降
産業振興部	農政班	○所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援 ○農畜産物生産者への注意喚起	○農林整備班の支援 ○農畜産物その他施設の被害調査・応急対策	○農畜産物その他施設の被害調査・応急対策・復旧 ○被災農家の営農指導 ○被災農家の災害融資
	農林整備班	○発災時の対応の調整	○農地及び農業用施設の被害調査・応急対策・復旧 ○林産物及び林産施設の被害調査・応急対策・復旧 ○山地、林道の被害調査・応急対策・復旧	○農地及び農業用施設の被害調査・応急対策・復旧 ○林産物及び林産施設の被害調査・応急対策・復旧 ○山地、林道の被害調査・応急対策・復旧 ○被害林業者の災害融資
	商工観光班	○商工観光施設の運営に関する調整	○農林整備班の支援	○商工業者の被害調査 ○被災商工業者に対する融資 ○観光施設の被害調査・応急対策・復旧
上下水道部	上下水道班	○災害時の給水資材の確認 ○仮設トイレの確認	○災害時の給水活動 ○仮設トイレの設置 ○水道施設の被害調査・応急対策・復旧 ○下水道施設の被害調査・復旧	○災害時の給水活動 ○仮設トイレの設置 ○水道施設の被害調査・応急対策・復旧 ○下水道施設の被害調査・応急対策・復旧
	会計部	○健康福祉部の支援	○建設部の支援	○義援金品の受け入れ・配分 ○建設部の支援
学校教育部	学校教育班	○児童、生徒の避難・安全確保 ○災害時の小中学校の体制の調整・連絡 ○学校等に避難所を開設することについての協力 ○所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援 ○避難所の開設・運営支援	○児童、生徒の避難・安全確保 ○災害時の学校給食 ○災害時の非常食の調理 ○学校等に避難所を開設することについての協力 ○避難所の開設・運営支援	○児童、生徒の避難・安全確保 ○災害時の学校給食 ○災害時の非常食の調理 ○学校施設等の被害調査・応急対策・復旧 ○災害時の応急教育・就学援助 ○教育関係義援金品の受け入れ・供給

災害対策本部の事務分掌

主な分担業務			
部	班	準備	概ね72時間以内
生涯学習部	生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策活動に協力する社会教育団体との連絡調整 ○避難所の開設・運営 ○避難所要員の配置 ○避難所生活物資、食糧の配給 ○所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○避難所要員の配置 ○避難所生活物資、食糧の配給
議会	議会班	<ul style="list-style-type: none"> ○議会議員の連絡調整 ○災害時における議会活動 ○避難所の開設・運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○議会議員の連絡調整 ○災害時における議会活動 ○避難所の開設・運営支援
消防団		<ul style="list-style-type: none"> ○初動体制の構築 ○町災害対策本部との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○地元地区での安否情報収集 ○がれき撤去等応急復旧支援
			<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の被害調査・応急対策・復旧 ○指定文化財、施設の被害調査・応急対策・復旧 ○避難所の開設・運営 ○避難所要員の配置 ○避難所生活物資、食糧の配給 ○議会議員の連絡調整 ○災害時における議会活動 ○避難所の開設・運営支援 ○地元地区での安否情報収集 ○がれき撤去等応急復旧支援

地震対策

別表

災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌		主な分担業務	
部	班	概ね72時間以内	72時間以降
総務部	本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ○避難情報発令の決定 ○自衛隊等の派遣要請の決定 ○今後の活動方針等の検討・決定 (○災害対策本部解散の決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧活動の検討・決定 ○被災者支援の検討・決定 ○今後の活動方針等の検討・決定 (○災害対策本部解散の決定)
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の庶務 ○災害対策本部決定事項の各部への周知徹底 ○被害状況等の収集及び報告 ○災害対策措置の実施のための職員の動員・派遣 ○災害対策関係職員への受け入れ配置 ○災害対策関係文書物品の受取・配布・発送 ○関係機関団体との連絡等 ○行政連絡組織との連絡 ○災害応急対策の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の庶務 ○災害対策本部決定事項の各部への周知徹底 ○被害状況等の収集及び報告 ○災害対策措置の実施のための職員の動員・派遣 ○災害対策関係職員への受け入れ配置 ○災害対策関係文書物品の受取・配布・発送 ○関係機関団体との連絡等 ○行政連絡組織との連絡 ○災害応急対策の取りまとめ ○被災者支援制度取りまとめ
	防災班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害状況の収集・避難情報の発令 ○災害時の交通対策 ○常備消防、消防団、警察、自衛隊との連絡調整 ○防災関係機関に対する協力並びに応援要請 ○備蓄災害資機材の供給 ○災害応急対策資材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害状況の収集・避難情報の発令 ○災害時の交通対策 ○常備消防、消防団、警察、自衛隊との連絡調整 ○防災関係機関に対する協力並びに応援要請 ○備蓄災害資機材の供給 ○災害応急対策資材の調達 ○災害復旧等支援金支給事務
	管財班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の車両調達・配車・資材輸送 ○所管公共施設等の被害調査・応急対策 ○総務班及び防災班の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○所管公共施設・財産等の被害調査・応急対策 ○総務班及び防災班の支援
	出張所班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営支援

災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌		主な分担業務	
部	班	概ね72時間以内	72時間以降
企画財政部	食糧調達班 (復旧復興班)	○災害時の生活物資・食糧の調達 ○災害時の生活物資・食糧の供給	○復旧・復興計画の策定 ○被災者生活再建支援制度 ○被災者への支援制度取りまとめ ○災害時の生活物資・食糧の調達 ○災害時の生活物資・食糧の供給
	情報発信班	○被害情報、避難所情報、避難情報の広報 ○被災者支援策の広報	○被災者支援策の広報 ○災害状況の取材・記録編集 ○広報施設等の被害調査・応急対策・復旧
	財政班	○総務班及び防災班の支援	○災害対策の予算編成 ○災害応急及び復旧資金の調達・あっせん
税務部	税務班	○避難所の開設・運営支援	○町税の減免 ○災害時の税制 ○固定資産の被害調査 ○罹災証明書の発行
	住民班	○行方不明者等の届出受理 ○行方不明者等の名簿整理 ○健康福祉部の支援	○被災者の身元調査・照会 ○行方不明者等の名簿整理 ○健康福祉部の支援
生活環境部	環境班	○災害時の公害防止 ○災害廃棄物の処理 ○身元不明死体等の収容及び処理埋葬 ○避難施設の保健衛生	○災害時の防疫・清掃・消毒・ねずみ等駆除 ○避難施設の保健衛生 ○災害時の死亡獣畜の処分 ○災害廃棄物の処理 ○身元不明死体等の収容及び処理埋葬

災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌		主な分担業務	
部	班	概ね72時間以内	72時間以降
健康福祉部	医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所における医療・助産 ○医薬品、衛生資材、救護資材の調達 ○救護班の編成・派遣要請 ○被災者の健康管理及びメンタルヘルスケア ○被災者の救護 ○医療関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所における医療・助産 ○医薬品、衛生資材、救護資材の調達 ○救護班の編成・派遣要請 ○被災者の健康管理及びメンタルヘルスケア ○医療施設の被害調査
	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ○被災障害者の保護・援助 ○日本赤十字社への救護要請 ○避難行動要支援者支援班の編成・支援 ○民生委員児童委員への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設の被害調査・応急対策・復旧 ○災害弔慰金、被災見舞金の支給 ○社会福祉協議会のボランティアの受け入れ支援
子育て支援部	子育て支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の避難対策 ○認定こども園等の運営の調整 ○被災児童の保護 ○被災児童のメンタルヘルスケア ○所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉施設の被害調査・応急対策・復旧 ○認定こども園等の運営の調整 ○被災児童のメンタルヘルスケア
		<ul style="list-style-type: none"> ○道路、橋梁、河川等の被害調査・応急対策・復旧 ○町営住宅等の被害調査・応急対策・復旧 ○道路障害物の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、橋梁、河川等の被害調査・応急対策・復旧 ○町営住宅等の被害調査・応急対策・復旧 ○道路障害物の除去 ○建築物の応急危険度判定 ○仮設住宅の建設
建設部	建設班	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、橋梁、河川等の被害調査・応急対策・復旧 ○町営住宅等の被害調査・応急対策・復旧 ○道路障害物の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、橋梁、河川等の被害調査・応急対策・復旧 ○町営住宅等の被害調査・応急対策・復旧 ○道路障害物の除去 ○建築物の応急危険度判定 ○仮設住宅の建設

災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌		主な分担業務	
部	班	概ね72時間以内	72時間以降
産業振興部	農政班	○農林整備班の支援 ○農畜産物その他施設の被害調査・応急対策・復旧	○農畜産物その他施設の被害調査・応急対策・復旧 ○被災農家の営農指導 ○被災農家の災害融資
	農林整備班	○農地及び農業用施設の被害調査・応急対策・復旧 ○林産物及び林産施設の被害調査・応急対策・復旧 ○山地、林道の被害調査・応急対策・復旧	○農地及び農業用施設の被害調査・応急対策・復旧 ○林産物及び林産施設の被害調査・応急対策・復旧 ○山地、林道の被害調査・応急対策・復旧 ○被害林業者の災害融資
	商工観光班	○農林整備班の支援 ○商工観光施設の運営に関する調整	○商工業者の被害調査 ○被災商工業者に対する融資 ○観光施設の被害調査・応急対策・復旧
	上下水道班	○災害時の給水活動 ○仮設トイレの設置 ○水道施設の被害調査・応急対策・復旧 ○下水道施設の被害調査・応急対策・復旧	○災害時の給水活動 ○仮設トイレの設置 ○水道施設の被害調査・応急対策・復旧 ○下水道施設の被害調査・応急対策・復旧
会計部	○建設部の支援	○義援金品の受け入れ・配分 ○建設部の支援	
学校教育部	○児童、生徒の避難・安全確保 ○災害時の小中学校の体制の調整・連絡 ○災害時の学校給食 ○災害時の非常食の調理 ○学校等に避難所を開設することについての協力 ○避難所の開設・運営支援	○児童、生徒の避難・安全確保 ○災害時の学校給食 ○災害時の非常食の調理 ○学校施設等の被害調査・応急対策・復旧 ○災害時の応急教育・就学援助 ○教育関係義援金品の受け入れ・供給	

災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌		主な分担業務	
部	班	概ね72時間以内	72時間以降
生涯学習部	生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○避難所要員の配置 ○避難所生活物資、食糧の配給 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の被害調査・応急対策・復旧 ○指定文化財、施設の被害調査・応急対策・復旧 ○避難所の開設・運営 ○避難所要員の配置 ○避難所生活物資、食糧の配給
議会部	議会班	<ul style="list-style-type: none"> ○議会議員の連絡調整 ○災害時における議会活動 ○避難所の開設・運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○議会議員の連絡調整 ○災害時における議会活動 ○避難所の開設・運営支援
消防団		<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導、避難情報の巡回広報、戸別訪問による声掛け避難 ○被害情報の収集、報告 ○被災者の救命救助 ○町災害対策本部との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○地元地区での安否情報収集 ○がれき撤去等応急復旧支援

栃木県火災・災害等即報要領

第 1 総 則

1 趣 旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末（栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照）からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・・・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 市町又は消防本部は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。

(5) 市町又は消防本部は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。

(6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

(7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。

(8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- (d) 特定違反對象物の火災
- (e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (g) 損害額1億円以上と推定される火災
- (h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

(イ) 林野火災

- (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (b) 空中消火を要請又は実施したもの
- (c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- (a) 航空機火災
- (b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの
- (c) トンネル内車両火災
- (d) 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

(ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

(例示)・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャックによる救急・救助事故

・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 市町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

(例示) 台風、豪雨、豪雪

- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (エ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 危険物等に係る事故

ア 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- (ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(3) 原子力災害等

第2の1の(2)のウに同じ。

(4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故

- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- 3 武力攻撃災害等即報
 - 第2の3の(1)、(2)と同じ。
- 4 災害即報
 - (1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
 - (2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別
 - 「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況
 - 当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況
 - 報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。
- (4) 災害対策本部等の設置状況
 - 当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。
- (5) その他参考事項
 - 次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

- (ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。（ア）において同じ。）の概要
 - a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
 - b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

- (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災

- (ア) 発見及び通報の状況
- (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他
- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) り災者の避難保護の状況
- (オ) 市町及び消防本部の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

- (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ 交通機関の火災

- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

(例示) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等 活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）・市町、その他関係機関の活動状況

- ・避難指示（緊急）、避難勧告の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合は本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所・発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附 則

この要領は、平成 2年 5月15日から施行する。

この要領は、平成 7年 1月17日から施行する。

この要領は、平成 8年 5月15日から施行する。

この要領は、平成12年 2月15日から施行する。

この要領は、平成12年12月 1日から施行する。

この要領は、平成15年 6月27日から施行する。

この要領は、平成15年10月15日から施行する。

この要領は、平成16年 3月 1日から施行する。

この要領は、平成16年11月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 3月20日から施行する。

この要領は、平成19年 3月31日から施行する。
この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。
この要領は、平成20年 9月 9日から施行する。
この要領は、平成21年 3月23日から施行する。
この要領は、平成22年 3月29日から施行する。
この要領は、平成24年 3月30日から施行する。
この要領は、平成24年 5月31日から施行する。
この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表1 連絡先

県	終日	県民生活部 危機管理課 及び 消防 防災課	防災行政 ネットワーク	電話	発信特番－500－2136
				FAX	発信特番－500－2146
			NTT回線	電話	028－623－2136
				FAX	028－623－2146
消防庁	勤務時間内 (平日9時30分 ～ 18時15分)	応急 対策室	NTT回線	電話	03－5253－7527
				FAX	03－5253－7537
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番－048－500－90－ 49013
				FAX	発信特番－048－500－90－ 49033
	勤務時間外	宿直室	NTT回線	電話	03－5253－7777
				FAX	03－5253－7553
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番－048－500－90－ 49102
				FAX	発信特番－048－500－90－ 49036

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒ N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
(月 日 時 分現在)		報告者名	(TEL)

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6- , - (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理 由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼損程度	焼損棟数 } 計 棟 全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒ N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)
事故名	{ 1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)		

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()	物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	
			重症 人 (人)	
			中等症 人 (人)	
			軽症 人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部 (署)		台	
	消防団		台	
	消防防災ヘリコプター		機	
	海上保安庁		人	
	自衛隊		人	
その他		人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

送付先：栃木県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒ N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢)	負傷者等		
	計 人	重 症	人 (人)	
		中等症	人 (人)	
		軽 症	人 (人)	
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒ N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明	人	軽傷	人		半壊		棟	床下浸水		棟
							一部損壊		棟	未分類		棟
状況	119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況											
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況											
その他市町が講じた応急対策												

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
 - 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
 - 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
 - 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示(緊急)・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
 - 5 道路、崖ぐずれの状況について確認する。
- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

即報基準一覧

※詳細は栃木県火災・災害等即報要領を参照すること

連絡先

（終日） 危機管理課	防災行政課	500-2136 500-2146 (FAX)	消防 消防	（勤務時間内） ⇒応急対策室	NTT 回線 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) 発信特番-048-500-90-49013 発信特番-048-500-90-49033 (FAX)
県 消防防災課	NTT 回線	028-623-2136 028-623-2146 (FAX)	消防 消防	（勤務時間外） ⇒宿直室	NTT 回線 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX) 発信特番-048-500-90-49102 発信特番-048-500-90-49036 (FAX)

即報

※第1報については報告した旨電話連絡（県から要求した場合を除く）

直接即報基準（**固みの項目**）にあてはまる火災・災害等を感知した時は、県に対してだけでなく、消防庁に対しても直接第1報報告。（要請があった時は以降も引き継ぎ報告）

1 号様式使用

2 号様式使用

3 号様式使用

4 号様式使用

5 号様式使用

6 号様式使用

7 号様式使用

8 号様式使用

9 号様式使用

10 号様式使用

11 号様式使用

12 号様式使用

13 号様式使用

14 号様式使用

15 号様式使用

16 号様式使用

17 号様式使用

18 号様式使用

19 号様式使用

20 号様式使用

21 号様式使用

22 号様式使用

23 号様式使用

24 号様式使用

25 号様式使用

26 号様式使用

27 号様式使用

28 号様式使用

29 号様式使用

30 号様式使用

31 号様式使用

32 号様式使用

33 号様式使用

34 号様式使用

35 号様式使用

36 号様式使用

37 号様式使用

38 号様式使用

39 号様式使用

40 号様式使用

41 号様式使用

42 号様式使用

43 号様式使用

44 号様式使用

45 号様式使用

46 号様式使用

47 号様式使用

48 号様式使用

49 号様式使用

50 号様式使用

51 号様式使用

52 号様式使用

53 号様式使用

54 号様式使用

55 号様式使用

56 号様式使用

57 号様式使用

58 号様式使用

59 号様式使用

60 号様式使用

61 号様式使用

62 号様式使用

63 号様式使用

64 号様式使用

65 号様式使用

66 号様式使用

67 号様式使用

68 号様式使用

69 号様式使用

70 号様式使用

71 号様式使用

72 号様式使用

73 号様式使用

74 号様式使用

75 号様式使用

76 号様式使用

77 号様式使用

78 号様式使用

79 号様式使用

80 号様式使用

81 号様式使用

82 号様式使用

83 号様式使用

84 号様式使用

85 号様式使用

86 号様式使用

87 号様式使用

88 号様式使用

89 号様式使用

90 号様式使用

91 号様式使用

92 号様式使用

93 号様式使用

94 号様式使用

95 号様式使用

96 号様式使用

97 号様式使用

98 号様式使用

99 号様式使用

100 号様式使用

101 号様式使用

102 号様式使用

103 号様式使用

104 号様式使用

105 号様式使用

106 号様式使用

107 号様式使用

108 号様式使用

109 号様式使用

110 号様式使用

111 号様式使用

112 号様式使用

113 号様式使用

114 号様式使用

115 号様式使用

116 号様式使用

117 号様式使用

118 号様式使用

119 号様式使用

120 号様式使用

121 号様式使用

122 号様式使用

123 号様式使用

124 号様式使用

125 号様式使用

126 号様式使用

127 号様式使用

128 号様式使用

129 号様式使用

130 号様式使用

131 号様式使用

132 号様式使用

133 号様式使用

134 号様式使用

135 号様式使用

136 号様式使用

137 号様式使用

138 号様式使用

139 号様式使用

140 号様式使用

141 号様式使用

142 号様式使用

143 号様式使用

144 号様式使用

145 号様式使用

146 号様式使用

147 号様式使用

148 号様式使用

149 号様式使用

150 号様式使用

151 号様式使用

152 号様式使用

153 号様式使用

154 号様式使用

155 号様式使用

156 号様式使用

157 号様式使用

158 号様式使用

159 号様式使用

160 号様式使用

161 号様式使用

162 号様式使用

163 号様式使用

164 号様式使用

165 号様式使用

166 号様式使用

167 号様式使用

168 号様式使用

169 号様式使用

170 号様式使用

171 号様式使用

172 号様式使用

173 号様式使用

174 号様式使用

175 号様式使用

176 号様式使用

177 号様式使用

178 号様式使用

179 号様式使用

180 号様式使用

181 号様式使用

182 号様式使用

183 号様式使用

184 号様式使用

185 号様式使用

186 号様式使用

187 号様式使用

188 号様式使用

189 号様式使用

190 号様式使用

191 号様式使用

192 号様式使用

193 号様式使用

194 号様式使用

195 号様式使用

196 号様式使用

197 号様式使用

198 号様式使用

199 号様式使用

200 号様式使用

201 号様式使用

202 号様式使用

203 号様式使用

204 号様式使用

205 号様式使用

206 号様式使用

207 号様式使用

208 号様式使用

209 号様式使用

210 号様式使用

211 号様式使用

212 号様式使用

213 号様式使用

214 号様式使用

215 号様式使用

216 号様式使用

217 号様式使用

218 号様式使用

219 号様式使用

220 号様式使用

221 号様式使用

222 号様式使用

223 号様式使用

224 号様式使用

225 号様式使用

226 号様式使用

227 号様式使用

228 号様式使用

229 号様式使用

230 号様式使用

231 号様式使用

232 号様式使用

233 号様式使用

234 号様式使用

235 号様式使用

236 号様式使用

237 号様式使用

238 号様式使用

自衛隊の災害派遣の態勢

(令和 2 年 4 月現在)

- 1 災害派遣の能力
 - (1) 派遣実施駐屯地
宇都宮駐屯地
 - (2) 航空機

機 種	用 途	能 力
UH-60	多用途	1 人員輸送：12名（パイロットを除く） 2 散 水：1.8トン
CH-47	輸 送	1 人員輸送：55名（パイロットを除く） 2 散 水：5トン（最大7トン）

- 2 施設器材等
 - (1) 人命救助システム
 - ア 救助器材（約65種類保有）

保有器材の一例			
エンジンポンプ	油圧ジャッキ	エンジンカッター	救命ボート
破壊構造物探索器	手動式ウィンチ	空気濃度測定器	ライフジャケット
油圧式カッター	エンジン式削岩機	空気呼吸器	救命浮輪
エアジャッキ	チェーンソー	可燃ガス検知器	簡易搬送帯

- イ 救助処置用
救助所コンテナ（簡易ベッド数個設置可能）
- (2) 車両等
 - ア 一般車両
小型・中型・大型（災害の規模により変動）
 - イ 特殊車両
 - (ア) 救急車（負傷者輸送用）
 - (イ) 炊事車（1車両で200名分の炊事可能）
 - (ウ) 消防車（水約1,000ℓの輸送が可能）

- 3 各地域の担当部隊
第12特科隊が県下全域を担当し、指揮下各中隊に担当地域を付与している。



災害救助法施行細則

(昭和35年5月2日 栃木県規則第35号)

災害救助法施行細則を次のように定める。

(災害の程度に係る報告等)

- 第1条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。
- 2 知事は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

- 第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第一のとおりとする。

(物資の保管等に係る公用令書等)

- 第3条 災害救助法施行規則（昭和二十二年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。
- (1) 公用令書（別記様式第一号の一から別記様式第一号の四まで）
- (2) 公用変更令書（別記様式第二号）
- (3) 公用取消令書（別記様式第三号）
- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳（別記様式第四号）に登録しなければならない。
- 3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあつては、変更事項を記録しなければならない。

(受領調書の作成)

- 第4条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第2条第3項の規定により、受領調書（別記様式第五号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

- 第5条 規則第3条第1項の規定による損失補償請求書は、別記様式第六号による。
- 2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令に係る公用令書等)

- 第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) 公用令書（別記様式第七号）
- (2) 公用取消令書（別記様式第八号）
- 2 前項第一号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記様式第九号）に所要事項を

登録しなければならない。

- 3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

(救助に従事できない場合の届出)

第7条 規則第四条第二項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償)

第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第二のとおりとする。

(実費弁償請求書)

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第十号による。

(立入検査証票)

第10条 法第10条第3項において準用する法第六条第四項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第十一号による。

(扶助金支給申請書等)

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第十二号による。

- 2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

- 3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たり添付する書類は、規則第六条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

(市町村長への通知)

第12条 法第13条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第17条第1項の規定に基づく通知は、別記様式第十三号により行うものとする。

- 2 前項の場合においては、当該市町村長は、第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

(災害救助事務)

第13条 法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費という。）は、別表第三のとおりとする。

附 則（省略）

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

（令和元年 10 月 23 日）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 3 3 0 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規 模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 5, 714, 000 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 2 0 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5, 714, 000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内。
		○ 借上型仮設住宅 1 規 模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他 による食品の給 与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1, 1 6 0 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1 食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
				6人以上1人増すごとに加算				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
		全壊	夏 18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		全焼						
		流失	冬 31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊	夏 6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		半焼						
		床上浸水	冬 10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上				
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により 応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り 1 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,400円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,800円以内 薬剤師、診療放射線技師 臨床 検査技師、臨床工学技士、歯科 衛生士 15,900円以内 保健師、助産師、看護師、 准看護師 15,700円以内 救急救命士 14,300円以内 土木技術、建築技術者 15,500円以内 大工 26,300円以内 左官 27,000円以内 とび職 24,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅 費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

医療機関一覧

関係機関団体名	所在地	電話番号	収容計画数	備考
那 須 南 病 院	那須烏山市中央 3-2-13	84 - 3911	20	
坂 本 ク リ ニ ッ ク	北向田 187	92 - 1166	5	
高 野 病 院	馬頭 2068	92 - 2520	10	
白 寄 医 院	馬頭 464-1	92 - 2710	-	
飯 塚 医 院	馬頭 484-3	92 - 2034	-	
佐 藤 医 院	小川 2960-1	96 - 2841	4	
上 野 医 院	小川 700	96 - 5151	-	

那珂川町義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 町は、那珂川町地域防災計画（平成 20 年策定）に基づき、被災者に対する義援金の公平かつ効果的な配分を行うため、那珂川町義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 配分基準に関すること。
- (2) 配分対象者に関すること。
- (3) 配分時期に関すること。
- (4) 配分方法に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 那珂川町行政区長連絡協議会長
- (2) 那珂川町民生委員児童委員協議会長
- (3) 社会福祉法人那珂川町社会福祉協議会長
- (4) 副町長
- (5) 総務課長
- (6) 企画財政課長
- (7) 健康福祉課長
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要があると認める者

2 前項に掲げる者が、義援金被配分者となることが予想される場合は、委員から除外するものとする。ただし、町長が、当該委員の被災状況を勘案し適当と認める場合は、この限りでない。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

金融支援制度

(1) 生活支援制度

災害弔慰金	
適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村（費用負担 国 2 分の 1 県・市町村各 4 分の 1）
対象災害	一定の自然災害
制度の対象者基準・条件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 概要 2 の災害により死亡した者がある場合に、市町村が、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。 2 支給の対象となる災害 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯数が 5 以上である災害 (2) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、住居の滅失した世帯数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する災害 (3) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、災害救助法第 2 条に規定する救助（以下「救助」という。）が行われた災害 (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害 3 支給の対象となる死亡 <ol style="list-style-type: none"> (1) 2 の災害により死亡した場合 (2) 2 の災害により、3 ヶ月以上行方不明となった場合（死亡の推定） 4 支給額（非課税である） <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計維持者 500 万円 (2) (1)以外の者 250 万円 5 支給の対象となる遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母 6 支給順位 <ol style="list-style-type: none"> (1) 死亡当時に、主として死亡者により生計を維持していた者を先にする。 (2) (1)の場合において同順位の者については、5 の順序とする。 7 支給されない場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 死亡が、本人の故意又は重大な過失による場合 (2) 賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給される場合 (3) (1)及び(2)以外で、市町村長が支給を不相当と認める場合
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	県危機管理課

災害障害見舞金	
適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村（費用負担 国 2 分の 1 県・市町村 4 分の 1）
対象災害	一定の自然災害
制度の対象者基準・条件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 概要 2 の災害により、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。 2 支給の対象となる災害 災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害 3 支給の対象となる障害 <ol style="list-style-type: none"> (1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は神経に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障害が重複する場合に、当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められるもの 4 支給額（非課税である） <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計維持者 250 万円 (2) (1)以外の者 125 万円 5 支給されない場合 災害弔慰金の場合と同様
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	県危機管理課

災害援護資金貸付金												
適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律											
実施主体	市町村（費用負担 国3分の2 県3分の1）											
対象災害	県内で災害救助法による救助が行われた自然災害											
制度の対象者基準・条件等	<p>1 概要 2の災害により3に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>2 貸付の対象となる災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</p> <p>3 貸付対象者 (1) 療養に要する期間が概ね1ヶ月以上の負傷を負った世帯主 (2) 被害額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害を受けた世帯主</p> <p>4 所得による制限 前年の所得を基準とし、市町村民税の算定基準となる所得が、同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人の時は430万円、3人の時は620万円、4人の時は730万円、5人以上の時は730万円に世帯人員が4人を越えて1人増加するごとに30万円を加算した額をもって限度とする。但し、その世帯の住居が滅失した場合、1,270万円を限度とする。</p> <p>5 貸付限度額（単位：万円）</p> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">(1) 世帯主の1ヵ月以上の負傷</td> <td style="padding-right: 20px;">150</td> <td rowspan="5" style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: middle;"> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">250</div> <div style="margin: 0 5px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">270(350)</div> <div style="margin: 0 5px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">350</div> </div> </td> </tr> <tr> <td>(2) 家財の1/3以上の損害</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>(3) 住居の半壊</td> <td>170(250)</td> </tr> <tr> <td>(4) 住居の全壊</td> <td>250(350)</td> </tr> <tr> <td>(5) 住居の滅失</td> <td>350</td> </tr> </table> <p>〔※住居の残存部分を取り壊さざる得ない場合等の特別の事情がある場合は、（ ）内の額とする。〕</p> <p>6 貸付の条件 (1) 利率 年3%（据置期間は無利子） (2) 据置期間 3年（特別の事情のある場合は5年） (3) 償還期限 10年（据置期間を含む） (4) 償還方法 年賦又は半年賦</p>	(1) 世帯主の1ヵ月以上の負傷	150	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">250</div> <div style="margin: 0 5px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">270(350)</div> <div style="margin: 0 5px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">350</div> </div>	(2) 家財の1/3以上の損害	150	(3) 住居の半壊	170(250)	(4) 住居の全壊	250(350)	(5) 住居の滅失	350
(1) 世帯主の1ヵ月以上の負傷	150	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">250</div> <div style="margin: 0 5px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">270(350)</div> <div style="margin: 0 5px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">350</div> </div>										
(2) 家財の1/3以上の損害	150											
(3) 住居の半壊	170(250)											
(4) 住居の全壊	250(350)											
(5) 住居の滅失	350											
手続き期間	災害発生時から3ヵ月以内											
備考	生活福祉資金と重複して貸付けることはできるが、生活福祉資金貸付金と重複して貸付けることはできない。											
所轄部局課室係名	県危機管理課											

市町村災害援護資金原資貸付制度									
適応法制度等名	市町村災害援護資金原資貸付制度								
実施主体	県（費用負担 県3分の2 市町村3分の1）								
対象災害	自然災害（災害救助法が適用される場合を除く）								
制度の対象者基準・条件等	<p>1 概要 災害により、2に定める被害を受けた市町村が住民に対し貸付を行う場合、その原資の一部を無利子で貸付ける。</p> <p>2 貸付の対象となる市町村</p> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">(1) 全壊、全焼及び流失</td> <td>1市町村あたり10世帯以上</td> </tr> <tr> <td>(2) 半壊及び半焼</td> <td>1市町村あたり20世帯以上</td> </tr> <tr> <td>(3) 床上浸水</td> <td>1市町村あたり30世帯以上</td> </tr> <tr> <td>(4) 知事が特に必要があると認めたもの</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 貸付対象者 2の災害により被害を受けた世帯で、前年の所得（市町村民税における総所得金額）が、政令で定める額に満たない世帯とする。</p> <p>4 貸付限度額（単位：万円） 災害援護資金貸付金の場合と同様</p> <p>5 貸付の条件 (1) 利率 年3%（据置期間は無利子） (2) 据置期間 6月 (3) 償還期限 8年6月（据置期間を含む） (4) 償還方法 年賦又は半年賦</p>	(1) 全壊、全焼及び流失	1市町村あたり10世帯以上	(2) 半壊及び半焼	1市町村あたり20世帯以上	(3) 床上浸水	1市町村あたり30世帯以上	(4) 知事が特に必要があると認めたもの	
(1) 全壊、全焼及び流失	1市町村あたり10世帯以上								
(2) 半壊及び半焼	1市町村あたり20世帯以上								
(3) 床上浸水	1市町村あたり30世帯以上								
(4) 知事が特に必要があると認めたもの									
手続き期間	災害発生後速やかに								
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。								
所轄部局課室係名	県危機管理課								

生活福祉資金	
適応法制度等名	生活福祉資金貸付制度
実施主体	栃木県社会福祉協議会
対象災害	火災及び風水害等不慮の災害
制度の対象者基準・条件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象となる世帯 低所得世帯（生活保護法でいう最低生活費の概ね 1.7 倍以下の所得の世帯） ※ 災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害、同法の適用がされた地域であっても被害の程度が法に基づき災害援護資金の貸付対象とならない場合について、貸付対象として取扱うものである。 2 貸付対象経費及び限度額 災害を受けたことにより臨時に必要な経費に対して 150 万円以内の貸付 3 貸付の場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利子 保証人を確保できた場合無利子 保証人を確保できなかった場合 1.5 年パーセント（据置期間を除く。） (2) 償還期間等 7 年間・元利均等・月賦、半年賦、年賦 (3) 据置期間 1 年以内 4 その他の資金の貸付について 生業費、技能習得費、修学資金等の資金が必要と認められる場合には、併せて貸付を行う。
備考	貸付金については、平成 26 年 4 月 1 日現在の額である。
所轄部局課室係名	県保健福祉課

災害復興住宅融資	
適応法制度等名	独立行政法人住宅金融支援機構法
実施主体	独立行政法人住宅金融支援機構
対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 ・自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定するもの
制度の対象者基準・条件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は居住者で地方公共団体から罹災証明書の交付を受けた者 ・ 被災者自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者（被災者に貸すために建設、購入又は補修する場合を含む。） 2 融資内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害復興住宅の建設及びこれに付随する土地取得又は整地に対する融資 (2) 災害復興住宅の新築購入及びこれに付随する土地取得に対する融資（リ・ユース購入を含む） (3) 災害復興住宅の補修及びこれに付随する整地又は移転に対する融資 3 融資金利 1.28%（H26.3.19 現在）
手続き期間	罹災証明書に記載された罹災日から 2 年間
所轄部局課室係名	県住宅課

勤労者生活資金	
適応法制度等名	勤労者生活資金貸付制度
実施主体	県
対象災害	一般災害
制度の対象者基準・条件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸付対象者 勤務年数が 1 年以上及び県内に 1 年以上居住する勤労者 2 貸付用途 貸付対象者又はその世帯員が災害のために必要となった資金 3 貸付限度額 100 万円 4 貸付利率 年 1.9% 5 償還方法 5 年以内月賦均等償還（半年賦償還併用可） 6 取扱金融機関 中央労働金庫 ※ 無担保 ※ 保証人不要(ただし、日本労働者信用基金協会の保証を要す。保証料 0.7% 又は 1.2%)
備考	貸付利率については、平成 26 年 4 月現在の額である。
所轄部局課室係名	県労働政策課

(2) 事業者支援制度

中小企業融資（罹災対策資金）	
適応法制度等名	経営安定資金（基盤強化融資）
実施主体	県（金融機関が窓口）
対象災害	故意または重過失によらない火災、地震又は風水害等
制度の対象者 基準・条件等	1 融資対象者 県内に1年以上事業所を有し、かつ、当該融資にかかる事業と同一事業を1年以上営んでいる 中小企業者等 2 資金の用途 罹災時の緊急運転資金及び災害等の未然防止対策に必要な運転・設備資金 3 融資条件 (1) 融資限度額 ・運転資金 3,000万円 ・設備資金 5,000万円 (2) 融資期間 ・運転資金 7年以内（内1年以内据置） ・設備資金 7年以内（内1年以内据置） 4 融資利率 責任共有制度対象外 1.6% + 保証料 0.50%～1.60% 責任共有制度対象 1.8% + 保証料 0.45%～1.40% 5 手続等 市町長等の罹災証明書が必要
手続き期間	金融機関の窓口となるため特になし
備考	利率は平成26年4月現在のもの
所轄部局課室係名	県経営支援課

天災融資制度（天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給補助事業）	
適応法制度等名	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
実施主体	市町村（費用負担 天災の都度定める）
対象災害	政令で指定する災害
制度の対象者 基準・条件等	経営資金（災害後の再生産に必要な資金） 1 借受資格者 (1) 農業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町村長の認定を受けたもの。 ア 天災による農産物等の減収量が平年収穫量の30%以上であり、かつ、その者の平年における農業総収入額の10%以上であるもの。 イ 天災における果樹等の流出等による損失額がその者の栽培する果樹等の被害時における価格の10%以上であるもの。 (2) 漁業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町村長の認定を受けたもの。 ア 天災による魚類等の流出等による損失額がその者の平年における漁業総収入額の10%以上であるもの。 イ 天災によりその所有する漁船等の沈没等による損失額が当該施設の被害時における価格の50%以上であるもの。

2 貸付限度額、償還期間、貸付利息

天災の都度定める。

(1) 貸付条件

貸付対象者		貸付限度額AかBの どちらか低い方の額			貸付利率別償還期限（年以内）				
		A (%)	B（万円）		年 6.5%		年 5.5%		年 3%
			個人	法人	新規	重複	新規	重複	
農業者	果樹栽培者	55	500	2,500	5	5	5	6	6
	家畜等飼養者	80	600	2,500	6(7)	6(7)	7	7	7
	一般農業者	45	200	2,000	3	4	5	6	6
		60	250	2,000	4(7)	5(7)	6(7)	7	7
開拓者	果樹栽培者	55	500	2,500			5	6	6
	家畜等飼養者	80	600	2,500			7	7	7
	一般開拓者	45	200	2,000			5	6	6
		60	250	2,000			6(7)	7	7
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	3	4			6
		80	5,000	5,000	4	5			7
	漁船建造取得資金	80	500	2,500	5	5			6
		80	600	2,500	6	6			7
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	5	5	5	6	6
		60	600	2,500	6	6	7	7	7
	一般漁業者	50	200	2,000	3	4	5	6	6
		60	250	2,000	4	5	6	7	7

(注)

ア 各欄の上段は、天災融資法が適用された場合、下段は天災融資法に係る激甚災害法が適用され場合（貸付限度額及び償還期限の特例措置）

イ Aは、市町村長の認定する損失額に対する割合

ウ 牛又は馬を所有する被害農業者については、上記貸付限度額にさらに3万円（乳牛所得者については5万円）を加算した額を貸付限度とする。

エ 償還期限欄の（ ）は、政令に掲げる果樹植栽資金として貸付られる場合の期限である。

オ 「重複」とは、重複被害者のことで貸付限度額及び償還期限の特例が設けられている。

カ 「果樹栽培者」とは、果樹栽培による収入額が、その者の平年における農業による総収入の100分の50以上であるか、又は果樹の栽培面積がその者の耕作の事業に供している農地の総面積の100分の40以上であり、かつ、市町村長が認定する損失額のうち果樹の栽培に係る部分が100分の50以上であるもの。

キ 経営資金の各利率対象者

「3.0%以内資金」

特別被害農業者（特別被害地域内）

特別被害漁業者（特別被害地域内）

「5.5%以内資金」

開拓者、損失額3割以上被害農漁業者

「6.5%以内資金」

その他の場合（果樹栽培者、家畜等飼養者、損失額1割以上被害農漁業者等）

(注1) 「特別被害地域」

旧市町村（又は大字）単位に

特別被害農業者数/被害農漁業者数=10/100以上で知事が農林水産大臣の承認を受けて指定する区域

(注2) 「特別被害農業者」

被害農業者であって①又は②である旨の市町村長の認定を受けたもの

① 天災による農作物、畜産物及び繭の減少による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上であるもの

② 天災による果樹、茶樹もしくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額がその者の栽培する果樹等の被害時における価格の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上であるもの

(注3) 「特別被害漁業者」

被害漁業者であって①又は②である旨の市町村長の認定を受けたもの

① 天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者の平年における漁業総収入額の100分の50以上であるもの

② 天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が被害時における価格の100分の70以上であるもの

3 融資期間

農業協同組合等

手続き期間

天災の都度定める

所轄部局課室係名

県経済流通課

災害復旧支援資金（農業近代化資金）	
適応法制度等名	農業近代化資金融通法
実施主体	金融機関
対象災害	農業災害
制度の対象者 基準・条件等	<p>（全般）</p> <p>1 貸付条件の変更 償還期限の延長（法定期間の範囲内）</p> <p>（災害復旧支援資金）</p> <p>1 借受資格者 上記条例に基づく市町村長の認定を受けた農業者等</p> <p>2 資金用途 被災した施設・家畜等に対する再投資</p> <p>3 貸付限度額 18,000 千円（知事特認で 2 億円）</p> <p>4 償還期限 7～20 年（据置き 2～7 年）</p> <p>5 貸付利率 災害発生時の基準金利に基づき設定</p> <p>6 その他 災害復旧とともに生産施設等の整備拡充を行うことが想定されること</p>
手続き期間	災害の都度定める
所轄部局課室係名	県経済流通課

那珂川町地域防災計画

令和2年10月発行

那珂川町防災会議

〒324-0613

住所 栃木県那須郡那珂川町馬頭555

電話 0287-92-1111